別冊

第５次
松本市障がい者計画（案）
（令和９年度～令和１４年度）

～　一人ひとりの思いと選択が尊重される
インクルーシブなまち　～

作品又は写真を掲載予定

令和　年　月

松本市

（白紙）

目次

第１章　計画策定の概要 …… １
　１　計画策定の趣旨 …… １
　２　計画の位置付け …… ２
　３　計画の期間 …… ３
第２章　障がい者を取り巻く現状 …… ４
　１　松本市の基本的データ …… ４
　２　身体障害者手帳所持者の状況 …… ８
　３　療育手帳所持者の状況 …… １２
　４　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 …… １４
　５　障がい者を取り巻く状況 …… １８
　６　第４次松本市障がい者計画の総括 …… ２３
第３章　計画の基本的考え方 …… ２４
　１　基本理念 …… ２４
　２　基本施策の設定 …… ２４
　３　基本目標 …… ２４
　４　施策の体系 …… ２７
第４章　基本施策 …… ２９
　基本目標Ⅰ　権利擁護と相互理解の促進 …… ２９
　　基本施策１　障がい者理解の促進 …… ２９
　　基本施策２　権利擁護 …… ３１
　　基本施策３　社会参加の促進 …… ３３
　基本目標Ⅱ　学びと成長を支える場の充実 …… ３５
　　基本施策４　成長段階に応じた支援体制の整備 …… ３５
　基本目標Ⅲ　相談・福祉サービス・情報提供体制の充実と人材育成 …… ３８
　　基本施策５　包括的相談支援体制の整備 …… ３８
　　基本施策６　重度障がい者・児支援の充実 …… ４１
　　基本施策７　情報の提供と意思決定の尊重 …… ４５
　　基本施策８　支援者の養成・育成 …… ４７
　基本目標Ⅳ　地域で暮らし、働ける社会の実現 …… ４９
　　基本施策９　就労支援の充実 …… ４９
　　基本施策１０　地域移行・定着支援 …… ５２
　基本目標Ⅴ　安心・安全なまちづくり …… ５４

基本施策１１　住みやすいまちづくり・災害対策 ５４
基本施策１２　保健・医療の充実 ５６
第５章　計画の推進に向けて ５９
１　松本市の推進体制 ５９
２　松本市自立支援協議会との連携 ５９
３　適時・適切な情報提供 ５９
４　適切なサービスの質と量の確保 ５９
５　計画の進行管理 ６０
第６章　資料編 ６１
アンケート調査 ６１
（１）調査の概要 ６１
（２）調査の結果 ６２

（白紙）

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の趣旨

内閣府の「令和８年版障害者白書」によると、日本における障がい者の概数は、身体障がい者が４２３万人、知的障がい者が１２６万８千人、精神障がい者６０３万人とされています。松本市における各種手帳交付者数（令和７年度末）をみると、身体障がい者が８，６２４人、知的障がい者が２，４４０人、精神障がい者が４，０１５人の合計１５，０７９人（重複あり）となり、市の人口に占める割合は約６．５％となっています。高齢化の進展に伴い身体障がい者に占める６５歳以上の割合が７６％を超えていること、発達障がい等により支援が必要な児童・生徒が増えていること、精神障がい者が毎年大幅に増加していることなど、社会情勢の変化とともに、障がい者やその家族が抱える生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化しています。

このような状況の中、障害者総合支援法の施行をはじめ、障がいの有無にかかわらず、地域社会で暮らし続けることを目的に様々な法整備が行われ、日常生活や社会生活への支援が進められてきました。今後の急激な人口減少社会に対応するためにも、障がい者が「支えられる側」にとどまらないよう、社会の一員として、自らの能力を自分なりに最大限発揮できるよう支援するとともに、その社会参加を妨げる社会的障壁を取り除く必要があります。

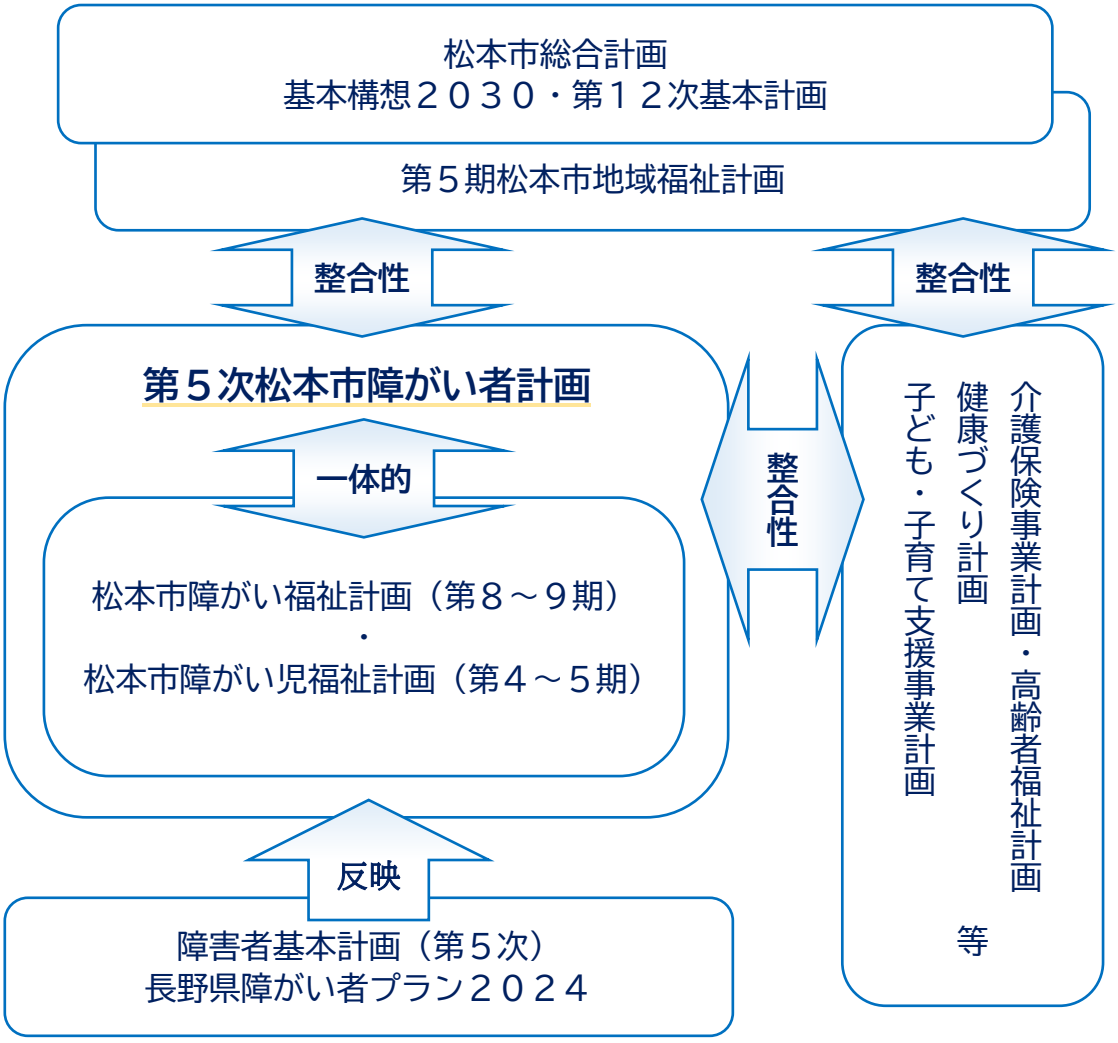
松本市では、障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るための支援の充実を図るとともに、全ての市民がお互いに認め合い、誰もが自らの意思により社会参加、社会貢献できるまちを目指し、「第５次松本市障がい者計画」を策定します。

2　計画の位置付け

「松本市障がい者計画」は、障害者基本法第１１条第３項に規定されている市町村障害者計画であり、障がい者を支援するための基本的な方向性を定めるものです。

この計画を推進するための具体的な取組みについては、障害者総合支援法第８８条に基づく「松本市障がい福祉計画」及び児童福祉法第３３条の２０に基づく「松本市障がい児福祉計画」で定めています。

また、内容については、国の「障害者基本計画」及び県の「長野県障がい者プラン」を踏まえるとともに、「松本市総合計画」、「松本市地域福祉計画」等、他の関連する計画との整合を図るものとしています。



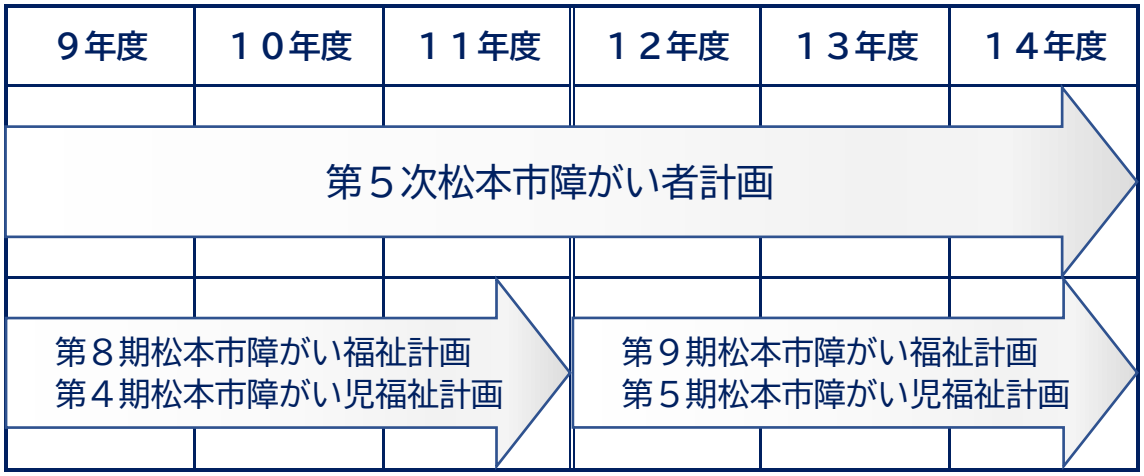
（関連条例）

・差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例（令和５年３月２２日施行）
・松本市発達障がい児等の支援に関する条例（令和６年４月１日施行）
・（仮称）松本市障がい者の意思疎通に関する条例（制定に向けて取り組み中）
・（仮称）松本市手話言語条例（制定に向けて取り組み中）

3　計画の期間

「第５次松本市障がい者計画」は、令和９年度を初年度とし、令和１４年度までの６か年計画です。ただし、国・県の動向により見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

なお、今回から、障がい者計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画それぞれの計画の理念を一体的に策定します。



コラム

「障害」と「障がい」の使い分け

両者に本質的な違いはありませんが、近年、漢字表記の「害」に負のイメージを抱くとの声を受け、全国的に「がい」とひらがな表記を採用する動きが主流となっていることから、松本市でも公文書や広報、ホームページ等における表記を「障がい」に変更することとしました。

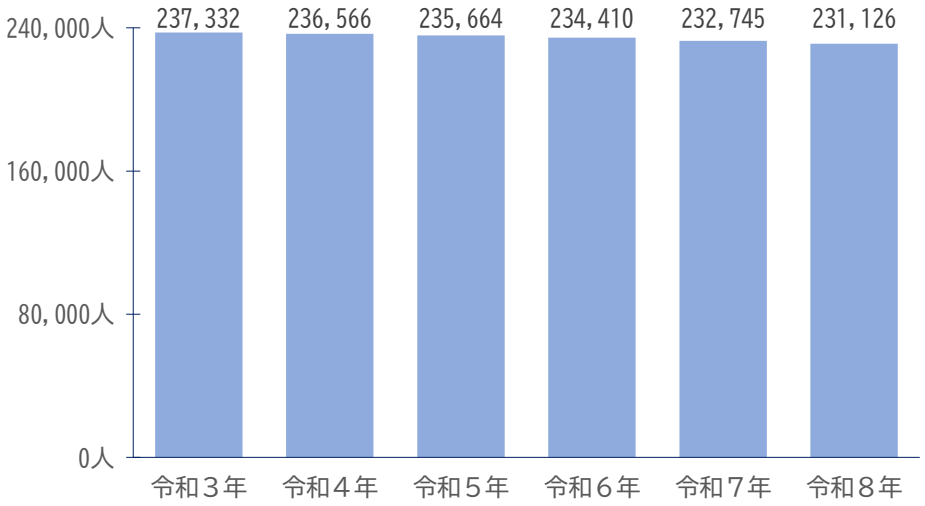
ただし、法律の名称等、表記を変更することが不適切な場合もあるため、下記のとおり使い分けます。

漢字表記	法律及び法律に位置付けられた制度等の名称並びに引用元が漢字表記の場合等、漢字表記でなければ記載内容が不明確となる場合
	表記例：障害者基本法、身体障害者手帳、障害福祉サービス
ひらがな表記	上記以外の場合であって、単に心身機能の状態又はその状態にある人を指す場合等、ひらがなで表記しても、記載内容が明確である場合
	表記例：心身の障がい、障がい者、松本市障がい者計画

第２章　障がい者を取り巻く現状

１　松本市の基本的データ

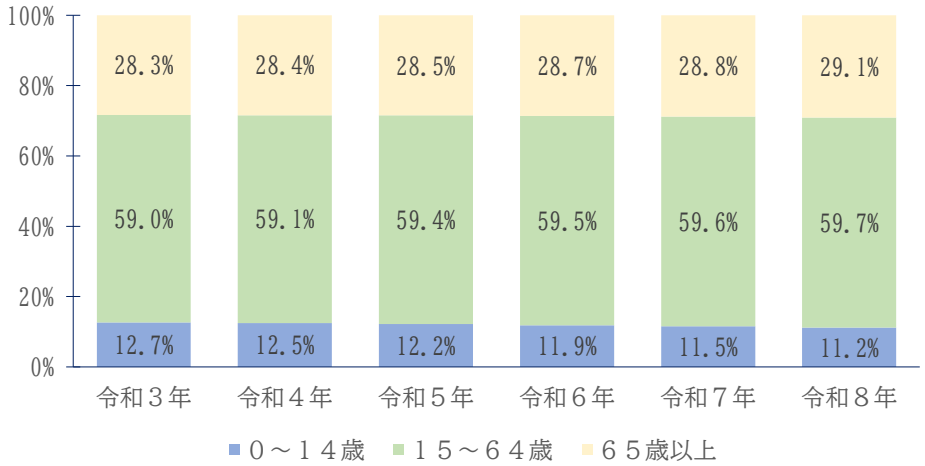
（１）総人口



基準日：１０月１日
出典：松本市「年齢別男女別人口」

令和８年の松本市の総人口は、２３１，１２６人となっています。令和３年以降の推移をみると、年々減少が続いており、令和３年からの５年間で６，２０６人減少しています。

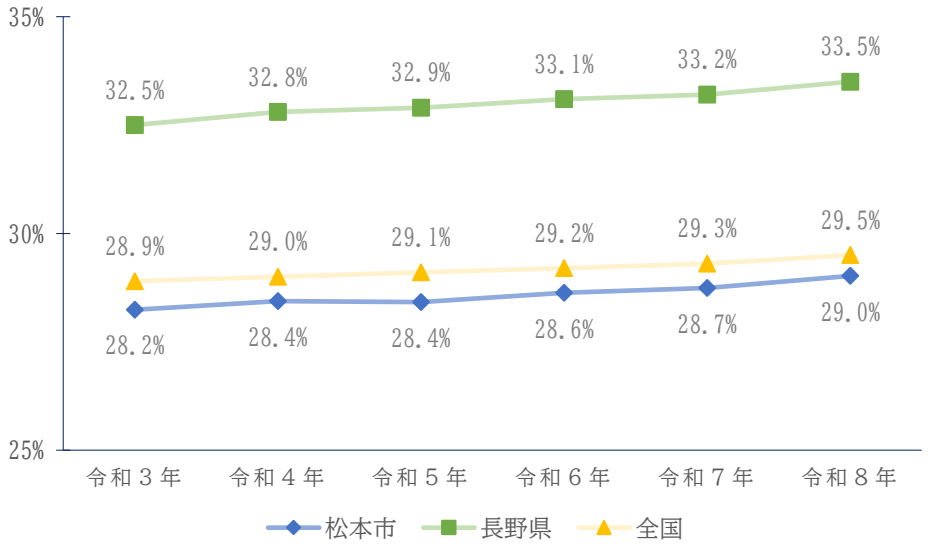
（２）年齢３区分別人口割合



基準日：１０月１日
出典：松本市「年齢別男女別人口」
※小数第二位を四捨五入しているため、合計が１００％にならない場合があります。

令和８年の松本市の【年齢３区分別人口割合】は、「０～１４歳」が１１．２%、「１５～６４歳」が５９．７%、「６５歳以上」が２９．１%となっています。令和３年以降の推移をみると、「０～１４歳」は減少が続いている一方、「１５～６４歳」と「６５歳以上」は微増が続いています。

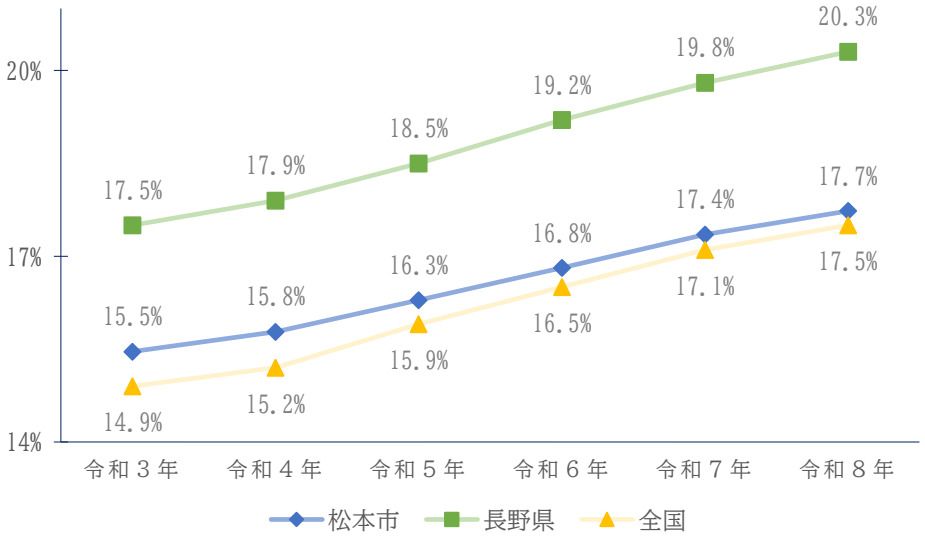
（３）高齢化率



基準日：４月１日
出典：松本市「年齢別男女別人口」、長野県「毎月人口異動調査」、総務省統計局「人口推計」９月報

令和８年の【高齢化率】は、「松本市」が２９．０%、「長野県」が３３．５%、「全国」が２９．５%となっています。令和３年以降の推移をみると、いずれも上昇傾向にあり、令和３年からの５年間で「松本市」は０．８ポイント、「長野県」は１．０ポイント、「全国」は０．６ポイント上昇しています。

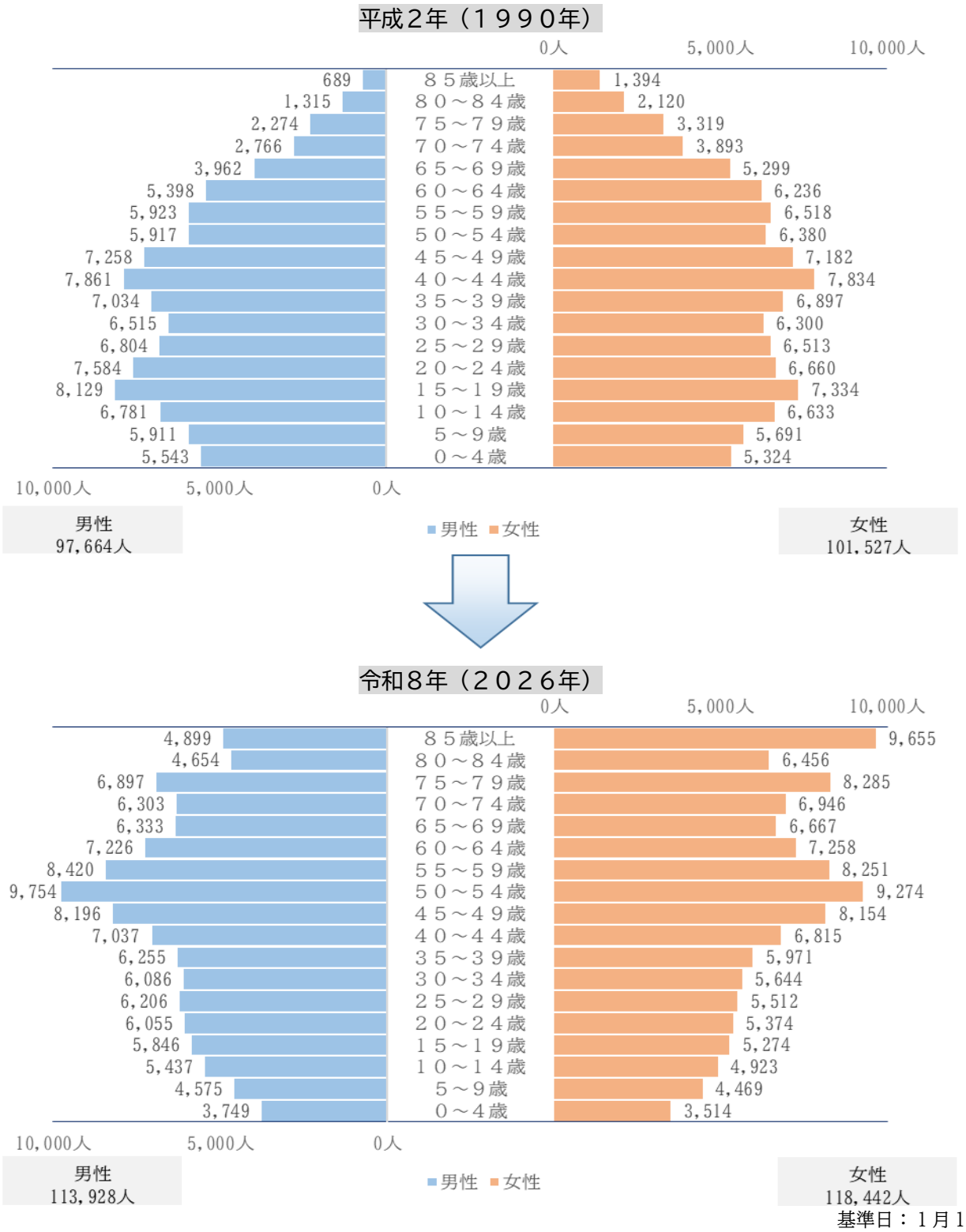
（４）後期高齢者人口割合（総人口に対する割合）



基準日：４月１日
出典：松本市「年齢別男女別人口」、長野県「毎月人口異動調査」、総務省統計局「人口推計」９月報

令和８年の【後期高齢者人口割合（総人口に対する割合）】は、「松本市」が１７．７%、「長野県」が２０．３%、「全国」が１７．５%となっています。令和３年以降の推移をみると、松本市、長野県、全国ともに団塊の世代が後期高齢者に到達した結果が反映される令和５年から令和７年にかけて増加率が大きくなっています。

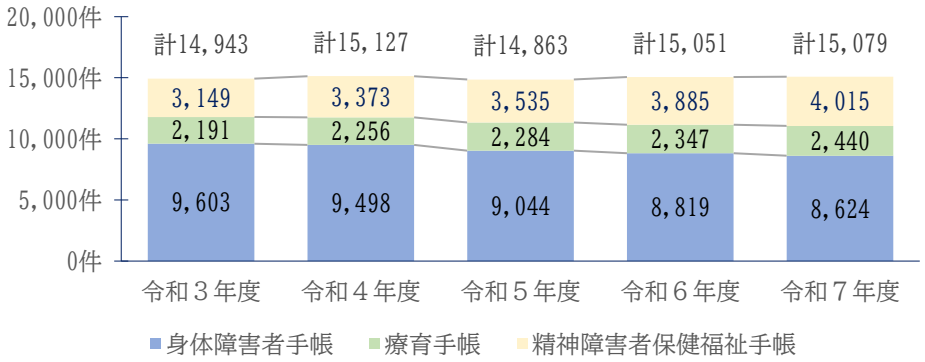
（５）性別・年齢５歳階級別人口



基準日：１月１日
出典：松本市「年齢別男女別人口」

令和８年と３６年前の平成２年の【性別・年齢５歳階級別人口】を比較すると、平成２年は各年齢層でばらつきはあるものの１５～４９歳が比較的多く、つりがね型であるのに対し、令和８年においては男性では５０～５４歳が、女性では８５歳以上が最も人口が多く、中高年層に人口が偏る傾向が見られ、グラフもつぼ型となっています。

（６）手帳の種類別　障害者手帳交付件数

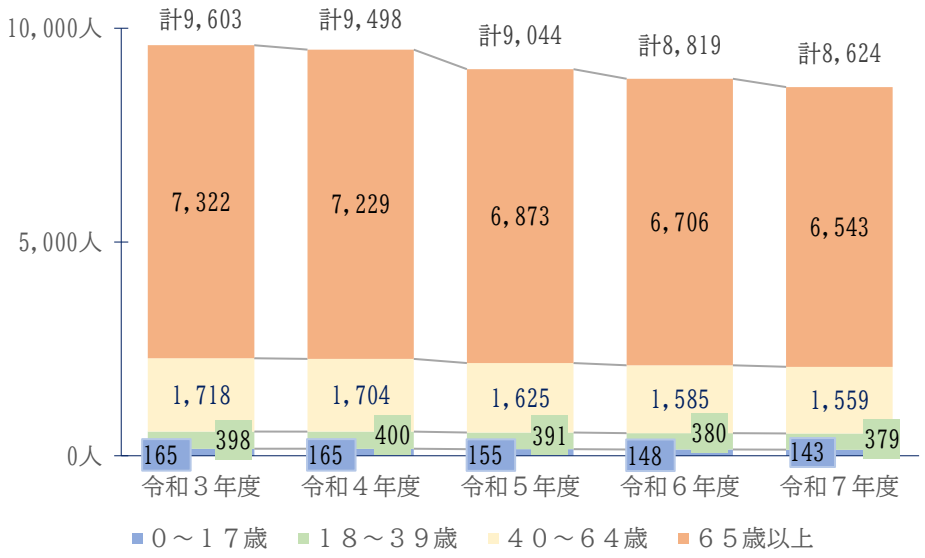


基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【手帳の種類別　障害者手帳交付件数】は１５，０７９件で、内訳は「身体障害者手帳」が８，６２４件、「療育手帳」が２，４４０件、「精神障害者保健福祉手帳」が４，０１５件となっており、「身体障害者手帳」が最も多く、全体の５７．２％を占めています。令和３年度以降の推移を手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」が微増傾向、「精神障害者保健福祉手帳」が増加傾向にあり、全体では増減を繰り返しながら、１５，０００件前後で推移しています。

２　身体障害者手帳所持者の状況

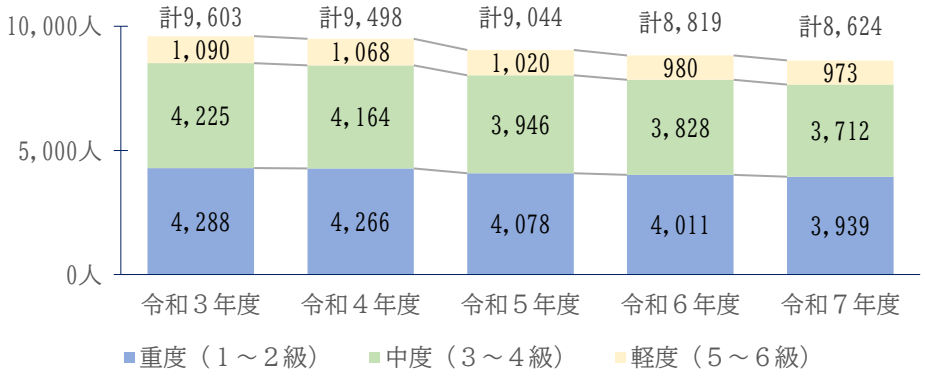
（１）年齢４区分別　身体障害者手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【年齢４区分別　身体障害者手帳所持者数】は、「０～１７歳」が１４３人、「１８～３９歳」が３７９人、「４０～６４歳」が１，５５９人、「６５歳以上」が６，５４３人と、「６５歳以上」が全体の７５．９％を占めています。令和３年度以降の推移をみると、いずれの年齢区分も減少傾向にあります。

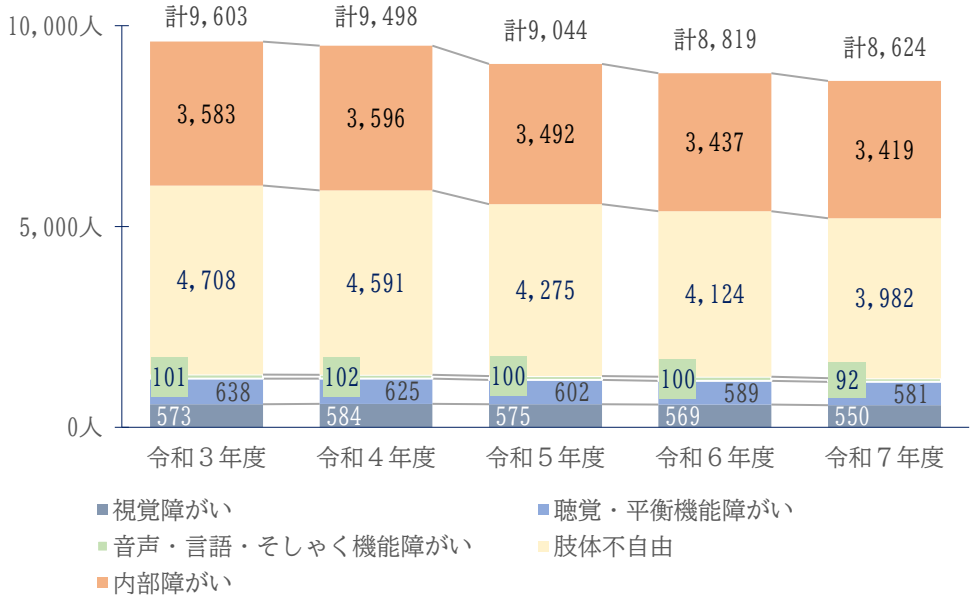
（２）等級別　身体障害者手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【等級別　身体障害者手帳所持者数】は、「重度（１～２級）」が３，９３９人、「中度（３～４級）」が３，７１２人、「軽度（５～６級）」が９７３人と、「重度（１～２級）」が全体の４５．７％を占めています。令和３年度以降の推移をみると、いずれの等級も減少傾向となっています。

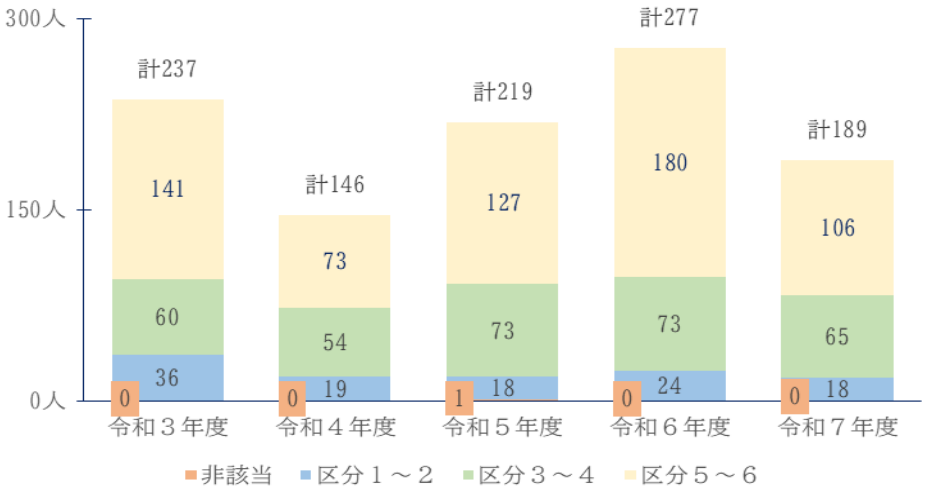
（３）障がいの種類別　身体障害者手帳所持者数



出典：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【障がいの種類別　身体障害者手帳所持者数】は、「肢体不自由」が３，９８２人と最も多く、次いで「内部障がい」が３，４１９人、「聴覚・平衡障がい」が５８１人、「視覚障がい」が５５０人、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が９２人と、「肢体不自由」が全体の４６．２％を占めています。令和３年度以降の推移をみると、身体障害者手帳所持者数の減少に伴い、全体的に減少傾向にあります。

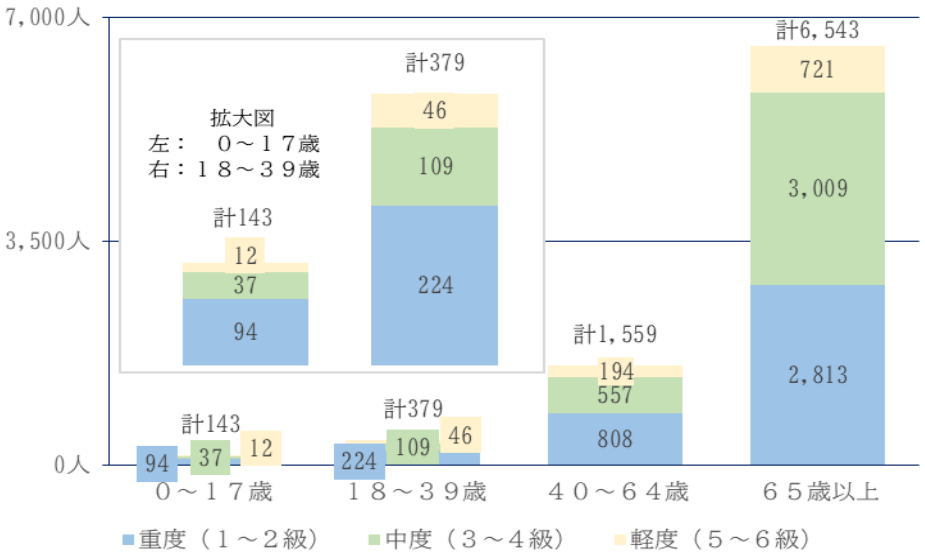
（４）障害支援区分別　身体障害者手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：松本広域連合資料

令和７年度の【障害支援区分別　身体障害者手帳所持者数】は、「非該当」が０人、「区分１～２」が１８人、「区分３～４」が６５人、「区分５～６」が１０６人となっています。令和３年度以降の推移をみると、年度によって増減が大きいものの、必要とされる支援の度合いが高い「区分５～６」が半数以上を占める状況が続いています。

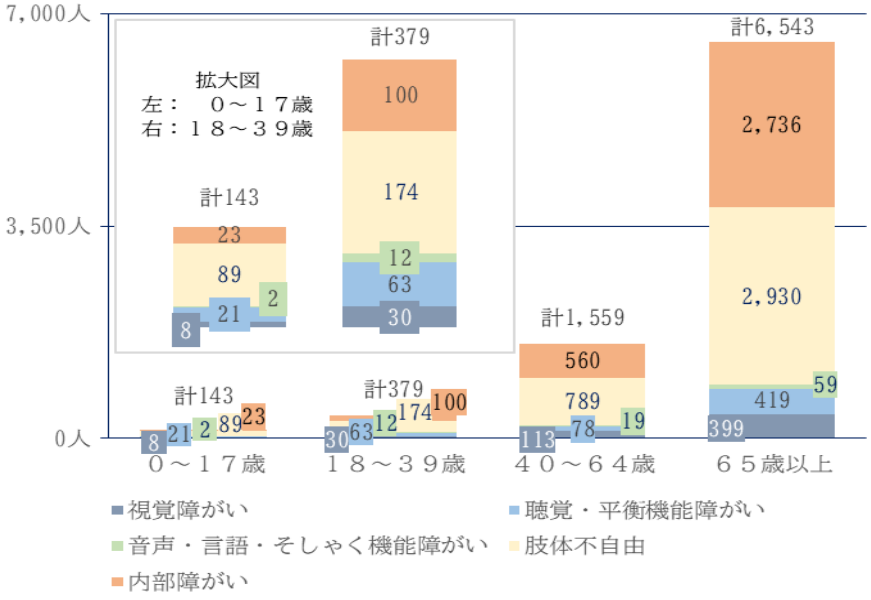
（５）年齢４区分別・等級別　身体障害者手帳所持者数（令和７年度）



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【年齢４区分別・等級別　身体障害者手帳所持者数】をみると、いずれの年齢区分でも「軽度（５～６級）」が最も少ないことが分かります。また、６４歳までは「重度（１～２級）」が最も多く、６５歳以上では「中度（３～４級）」が最も多くなっています。

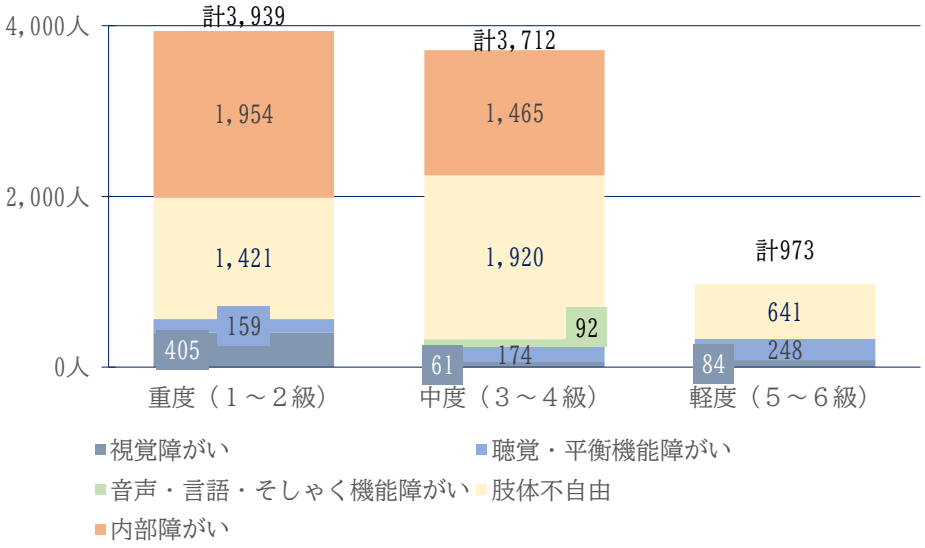
（６）年齢４区分別・障がいの種類別　身体障害者手帳所持者数（令和７年度）



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【年齢４区分別・障がいの種類別　身体障害者手帳所持者数】をみると、いずれの年齢区分も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。いずれの障がいの種類も、年齢区分が高くなるほど多くなっています。

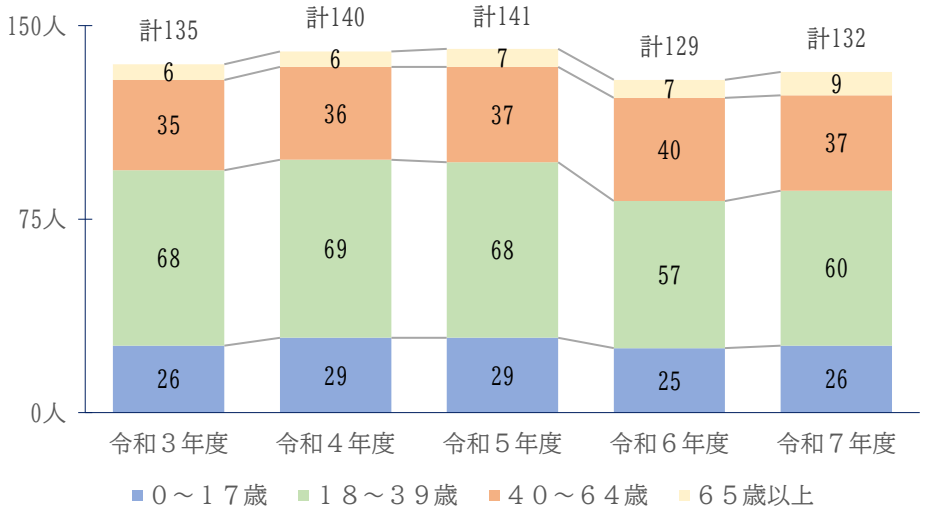
（７）障がいの種類別・等級別　身体障害者手帳所持者数（令和７年度）



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料
※「音声・言語・そしゃく機能障がい」には「中度（３～４級）」のみ存在します。
※「内部障がい」には「軽度（５～６級）」が存在しません。

令和７年度の【障がいの種類別・等級別　身体障害者手帳所持者数】をみると、障がいの種類別に最も多い等級は、「視覚障がい」及び「内部障がい」は「重度（１～２級）」、「肢体不自由」は「中度（３～４級）」、「聴覚・平衡機能障がい」は「軽度（５～６級）」となっています。

（８）年齢４区分別　重症心身障がい者数

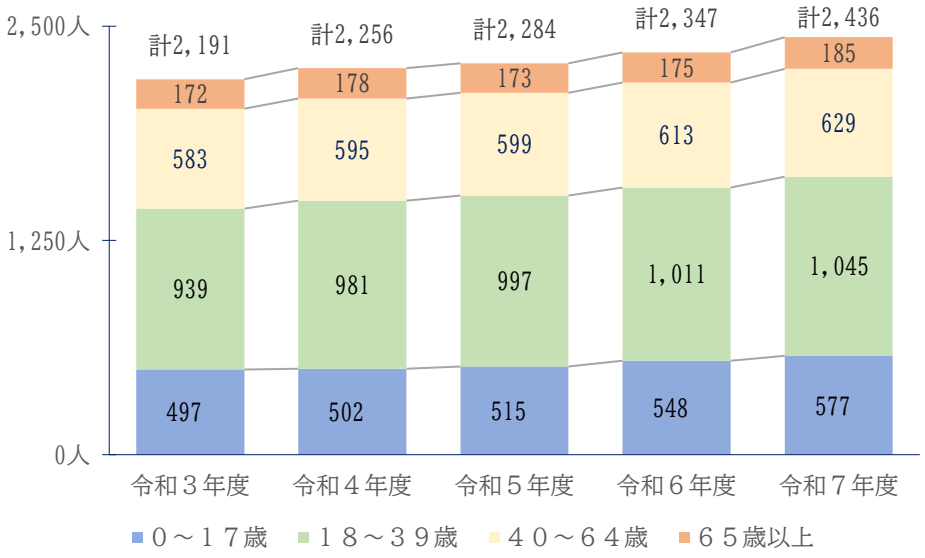


基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料
※重症心身障がい者とは、重度の知的障がい及び重度（１～２級）の
肢体不自由を重複して有する方のことです。

令和７年度の【年齢４区分別　重症心身障がい者数】は１３２人で、内訳をみると「１８～３９歳」が最も多く、全体の４５．５％を占めています。令和３年度以降の全体的な推移をみると、増減を繰り返しながら、１３５人前後で推移しています。

３　療育手帳所持者の状況

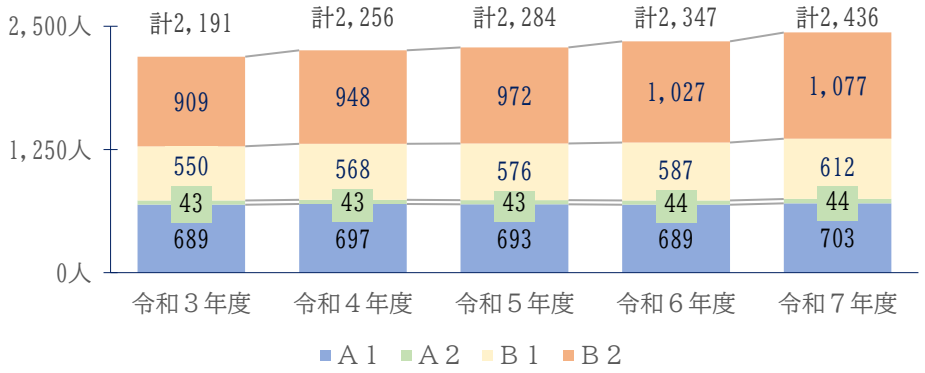
（１）年齢４区分別　療育手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【年齢４区分別　療育手帳所持者数】は、「０～１７歳」が５７７人、「１８～３９歳」が１，０４５人、「４０～６４歳」が６２９人、「６５歳以上」が１８５人と、「１８～３９歳」が全体の４２．９％を占めています。令和３年度以降の推移をみると、全ての年齢区分で増加傾向にあります。

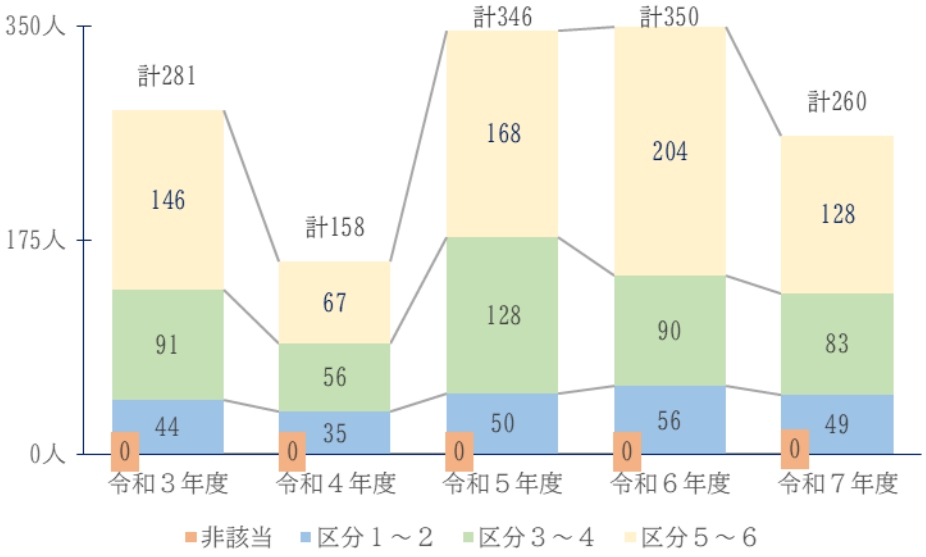
（２）程度別　療育手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【程度別　療育手帳所持者数】は、「Ａ１」が７０３人、「Ａ２」が４４人、「Ｂ１」が６１２人、「Ｂ２」が１，０７７人と、「Ｂ２」が全体の４４．２％を占めています。令和３年度以降の推移をみると、「Ａ１」は横ばいですが、全体的には増加傾向にあります。

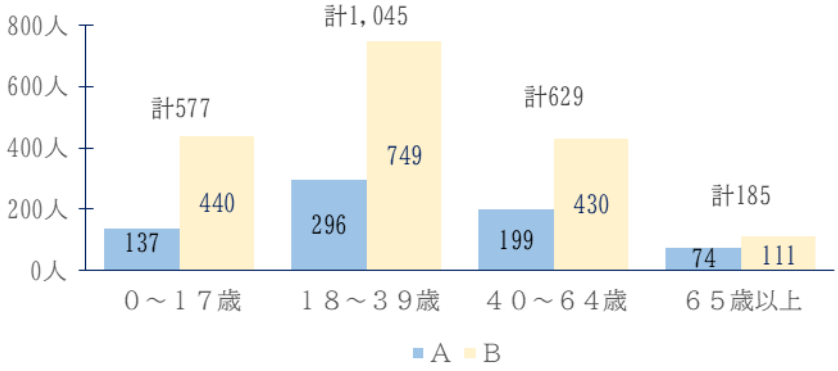
（３）障害支援区分別　療育手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：松本広域連合資料

令和７年度の【障害支援区分別　療育手帳所持者数】は、「非該当」が０人、「区分１～２」が４９人、「区分３～４」が８３人、「区分５～６」が１２８人となっています。令和３年度以降の推移をみると、年度によって増減が大きいものの、必要とされる支援の度合いが高い「区分５～６」が最も多い状況が続いています。

（４）年齢４区分別・程度別　療育手帳所持者数（令和７年度）

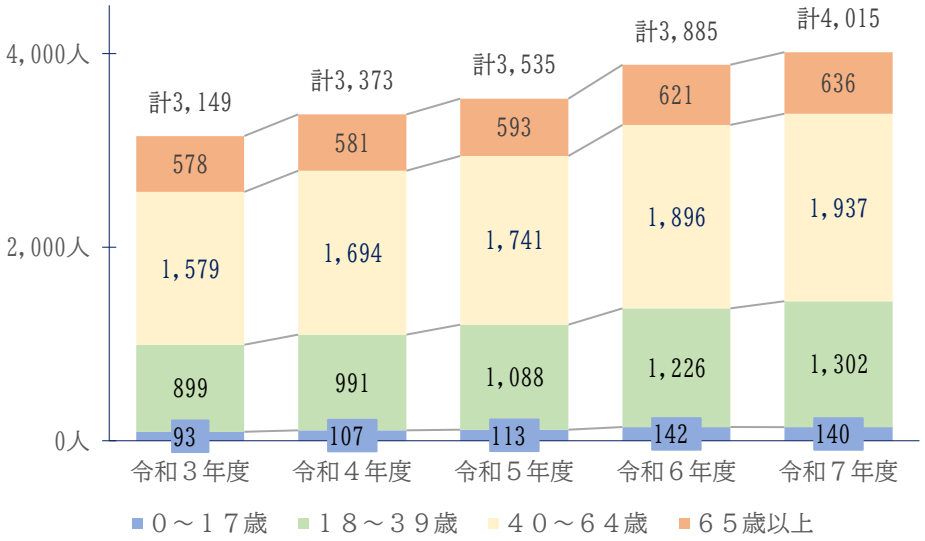


基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の年齢４区分別・程度別　療育手帳所持者数をみると、いずれの年齢層も軽度の「Ｂ」の方が多くなっています。最も所持者数が多い１８～３９歳においては、「Ａ」：「Ｂ」がおおむね３：７の割合になっています。

４　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

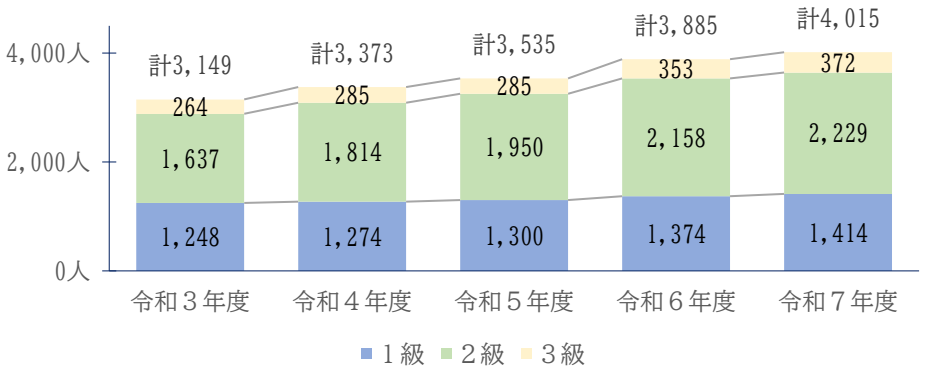
（１）年齢４区分別　精神障害者保健福祉手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【年齢４区分別　精神障害者保健福祉手帳所持者数】は、「０～１７歳」が１４０人、「１８～３９歳」が１，３０２人、「４０～６４歳」が１，９３７人、「６５歳以上」が６３６人と、「４０～６４歳」が全体の４８．２％を占めています。令和３年度以降の推移をみると、「０～１７歳」がわずかに減少しましたが、他の年齢区分では増加が続いています。

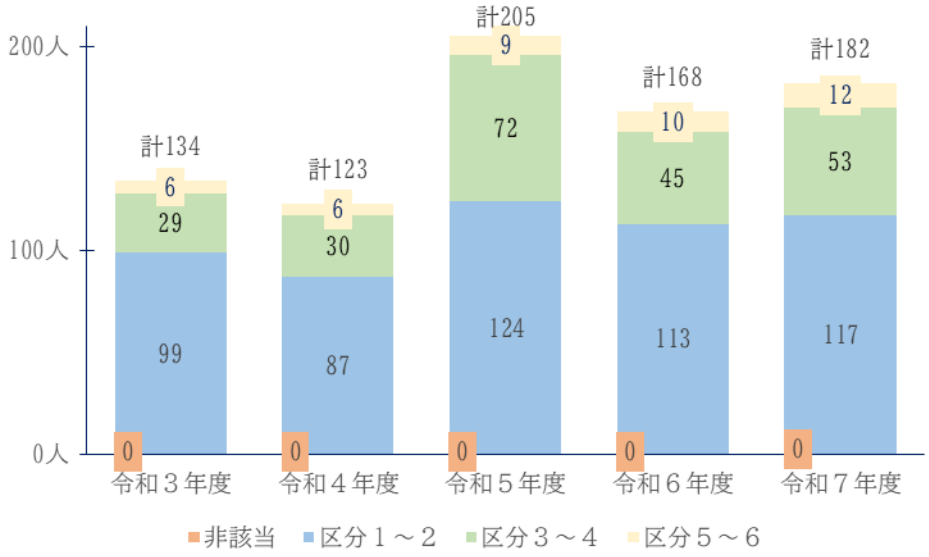
（２）等級別　精神障害者保健福祉手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【等級別　精神障害者保健福祉手帳所持者数】は、「１級」が１，４１４人、「２級」が２，２２９人、「３級」が３７２人と、「２級」が全体の５５．５％を占めています。令和３年度以降の推移をみると、いずれの等級も増加傾向にあり、特に増加幅では「２級」が、増加率では「３級」がそれぞれ最も大きくなっています。

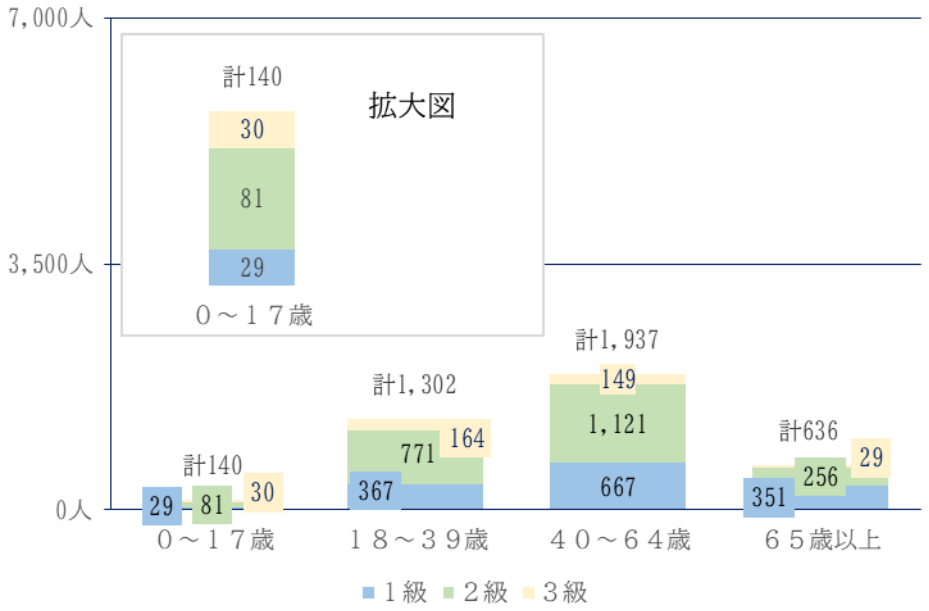
（３）障害支援区分別　精神障害者保健福祉手帳所持者数



基準日：４月１日
出典：松本広域連合資料

令和７年度の【障害支援区分別　精神障害者保健福祉手帳所持者数】は、「非該当」が０人、「区分１～２」が１１７人、「区分３～４」が５３人、「区分５～６」が１２人となっています。令和３年度以降の推移をみると、必要とされる支援の度合いが低い「区分１～２」が大半を占める状況が続いています。

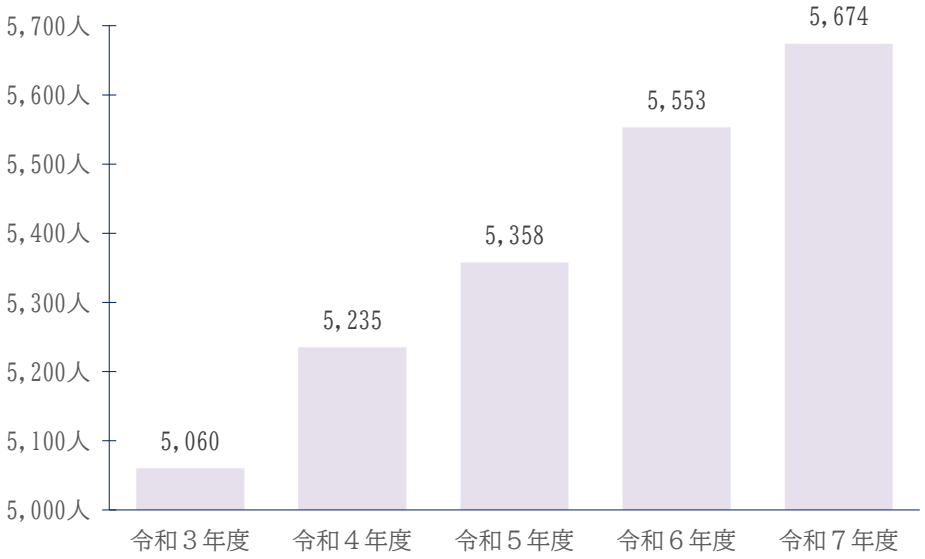
（４）年齢４区分別・等級別　精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和７年度）



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【年齢４区分別･等級別　精神障害者保健福祉手帳所持者数】をみると、６４歳以下では「２級」が最も多く、６５歳以上では「１級」が最も多くなっています。

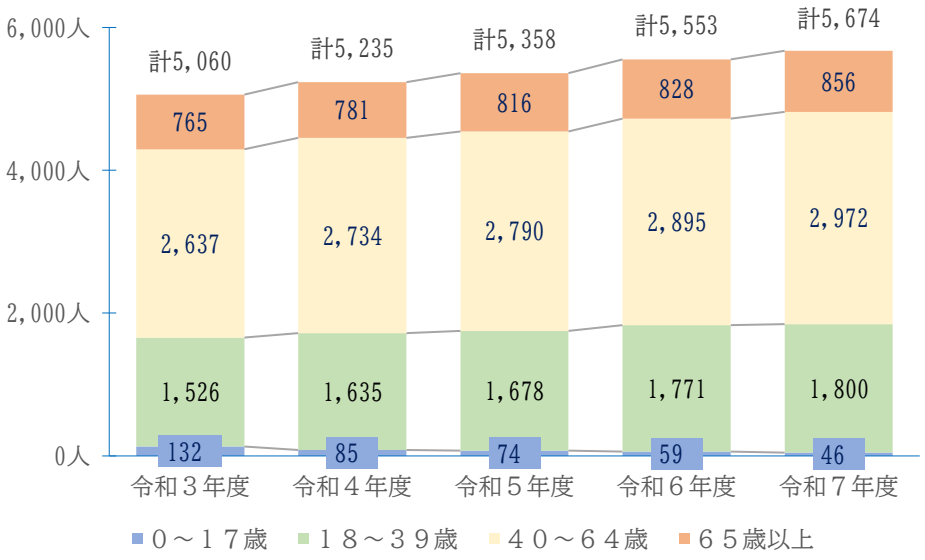
（５）自立支援医療（精神通院医療）受給者数



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【自立支援医療（精神通院医療）受給者数】は、５，６７４人となっています。令和３年度以降の推移をみると、年平均１５０人以上増加しています。

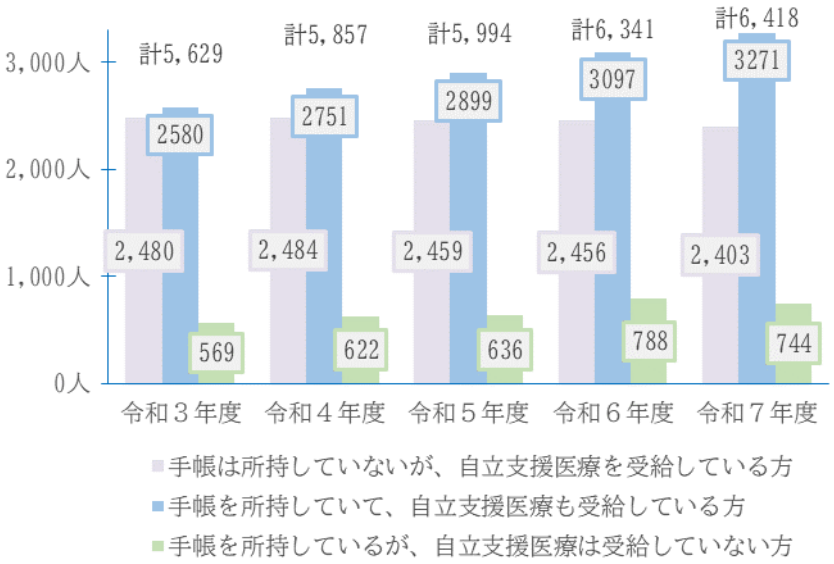
（６）年齢４区分別　自立支援医療（精神通院医療）受給者数



基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【年齢４区分別　自立支援医療（精神通院医療）受給者数】は、「０～１７歳」が４６人、「１８～３９歳」が１，８００人、「４０～６４歳」が２，９７２人、「６５歳以上」が８５６人と、「４０～６４歳」が全体の５２．４％を占めています。令和３年度以降の推移をみると、「０～１７歳」は減少傾向ですが、他の年齢区分では増加が続いています。

（７）精神障害者保健福祉手帳の有無別・自立支援医療（精神通院医療）受給の有無別の人数



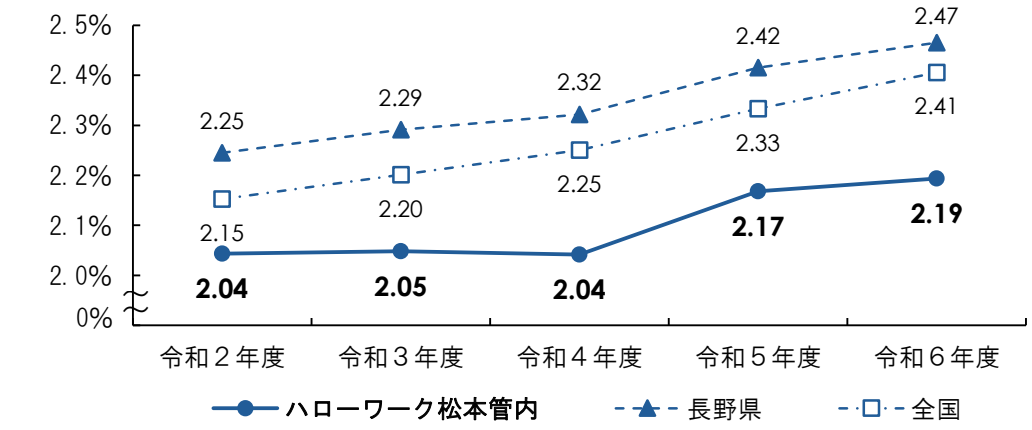
基準日：４月１日
出典：障がい福祉課資料

令和７年度の【精神障害者保健福祉手帳の有無別・自立支援医療（精神通院医療）受給の有無別の人数】は、「手帳を所持していて、自立支援医療も受給している方」が３，２７１人と最も多く、次いで「手帳は所持していないが、自立支援医療を受給している方」が２，４０３人、「手帳を所持しているが、自立支援医療は受給していない方」が７４４人となっています。令和３年度以降の推移をみると、「手帳は所持していないが、自立支援医療を受給している方」は横ばい傾向で、「手帳を所持しているが、自立支援医療は受給していない方」は増加傾向、「手帳を所持していて、自立支援医療も受給している方」は毎年増加しています。

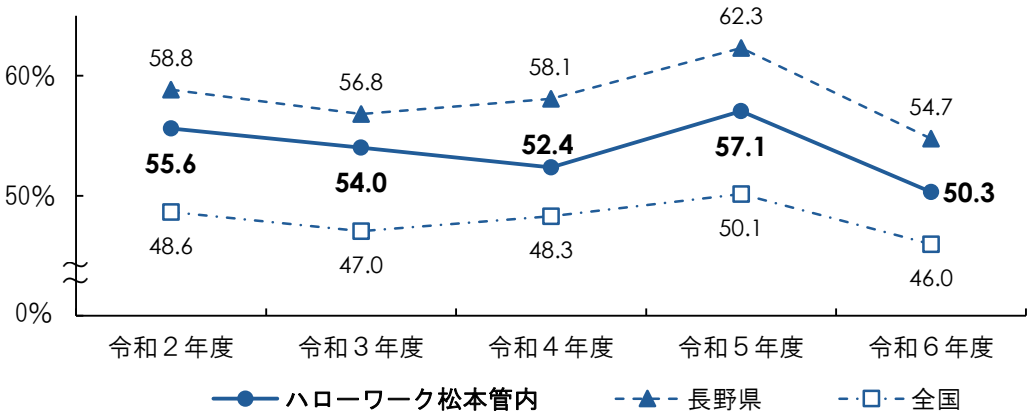
5　障がい者を取り巻く状況

（１）障がい者の雇用状況（民間企業）

≪雇用率≫



≪法定雇用率達成企業割合≫

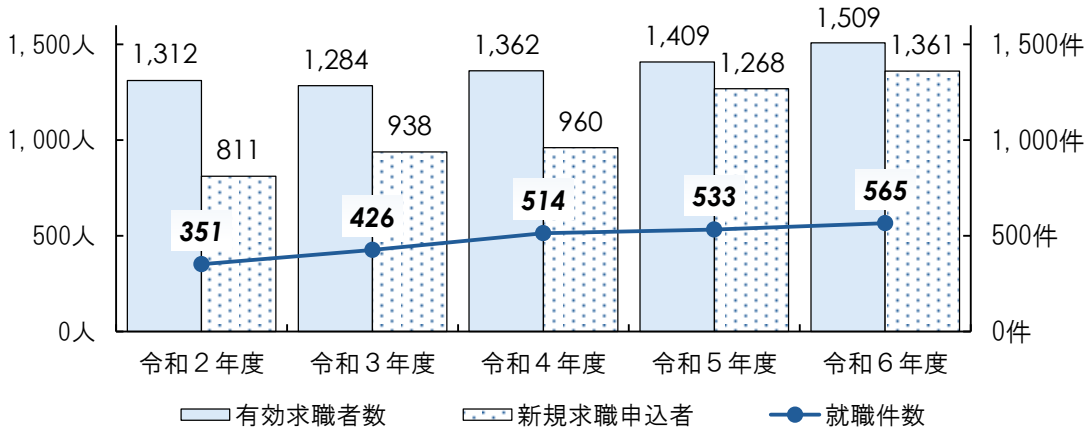


基準日：６月１日
出典：ハローワーク松本「ハローワーク松本管内における『障害者雇用状況』の集計結果」
長野県「長野県内の民間企業における『障害者雇用状況』の集計結果」
厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」

令和６年度の民間企業での雇用率は、「ハローワーク松本管内」が２．１９%、「長野県」が２．４７%、「全国」が２．４１%と、「ハローワーク松本管内」は令和６年６月１日時点の民間企業の法定雇用率２．５%に達していません。令和２年度以降の推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。

令和６年度の法定雇用率達成企業割合は、「ハローワーク松本管内」が５０．３%、「長野県」が５４．７%、「全国」が４６．０%となっています。令和２年度以降の推移をみると、令和４年度から令和５年度は、松本管内、長野県、国とも達成率の割合を向上させましたが、令和６年度はいずれも減少に転じています。

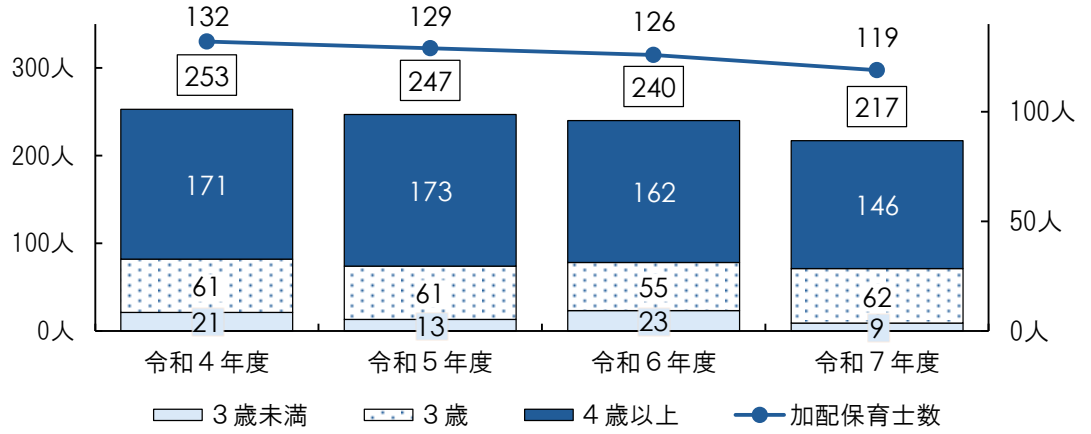
（２）障がい者の求職者数、就職件数



出典：「松本公共職業安定所　業務概況」（３月３１日時点）

令和６年度の有効求職者数は１，５０９人、新規求職申込者数は１，３６１人、就職件数は５６５件となっています。令和２年度以降の推移をみると、いずれの人数、件数ともに増加しています。特に、新規求職申込者は令和５年度に大幅に増加しています。

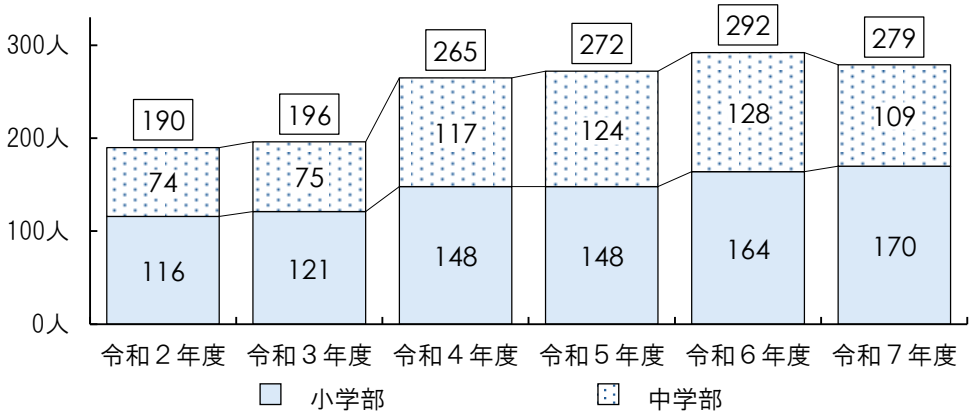
（３）保育園・認定こども園・幼稚園に在籍する障がいのある子どもの人数等



出典：「保育課資料」（４月１日時点）

令和７年度の保育園・認定こども園・幼稚園に在籍する障がいのある子どもは、「３歳未満」が９人、「３歳」が６２人、「４歳以上」が１４６人で、合計で２１７人となっています。また、「加配保育士等の人数」は１１９人となっています。令和４年度以降の推移をみると、市全体の子ども人数が減少していることもあり、保育園等に在籍する障がいのある子ども、加配保育士等の人数も減少傾向にあります。

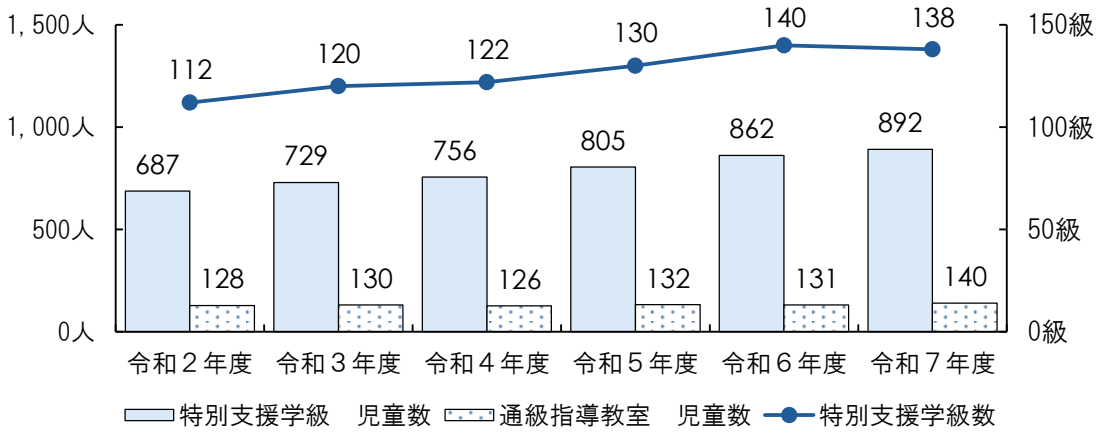
（４）特別支援学校に在籍する児童・生徒数



出典：「松本市教育要覧　特別支援学級及び通級指導教室調査　学齢簿」（５月１日時点）

令和７年度の特別支援学校に在籍する小学部児童は１７０人、中学部生徒は１０９人となっています。令和２年度以降の推移をみると、令和４年度に小学部では２７人増加、中学部では４２人増加しています。中学部では令和７年度は減少に転じていますが、小学部ではその後も微増となっています。

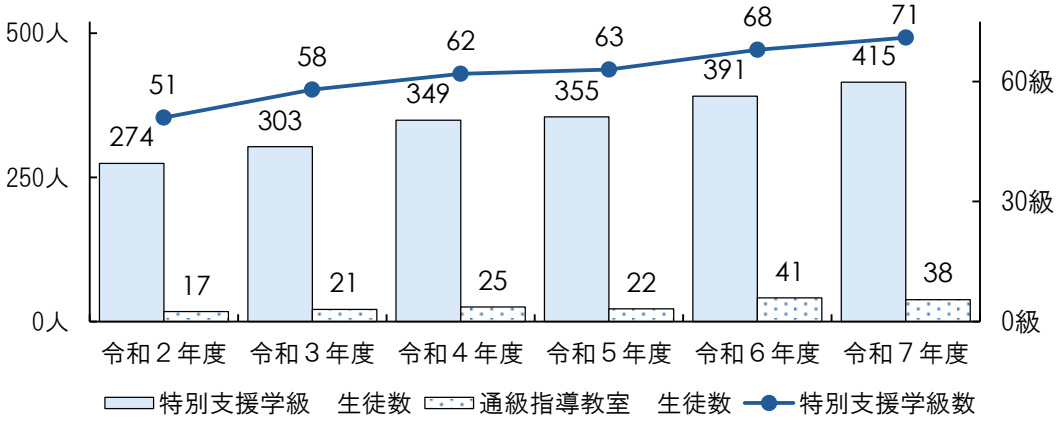
（５）特別支援学級・通級指導教室の状況（小学校）



出典：「松本市教育要覧　特別支援学級及び通級指導教室調査　学齢簿」（５月１日時点）
※特別支援学級設置校は２５校、通級指導教室設置校は８校です。

令和７年度の特別支援学級　児童数は８９２人、通級指導教室　児童数は１４０人となっています。また、特別支援学級数は１３８級となっています。令和２年度以降の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。

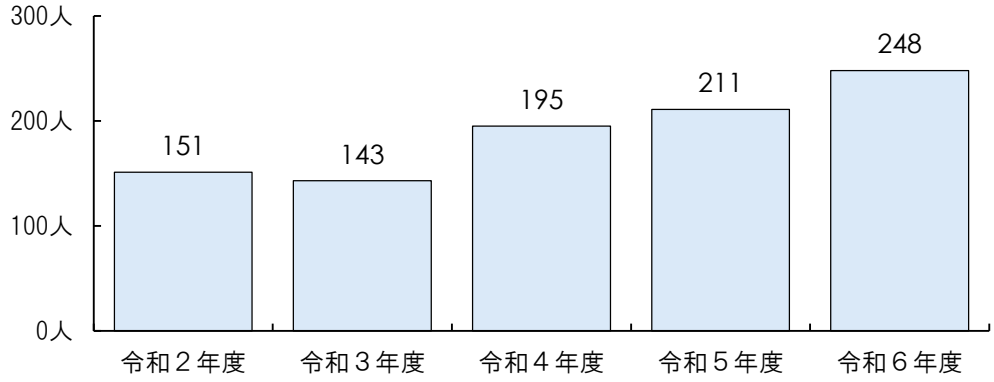
（６）特別支援学級・通級指導教室の状況（中学校）



出典：「松本市教育要覧　特別支援学級及び通級指導教室調査　学齢簿」（５月１日時点）
※特別支援学級設置校は１６校、通級指導教室設置校は１校です。

令和７年度の特別支援学級　生徒数は４１５人、通級指導教室　生徒数は３８人となっています。また、特別支援学級数は７１級となっています。令和２年度以降の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。

（７）放課後児童クラブに通っている要支援児童数

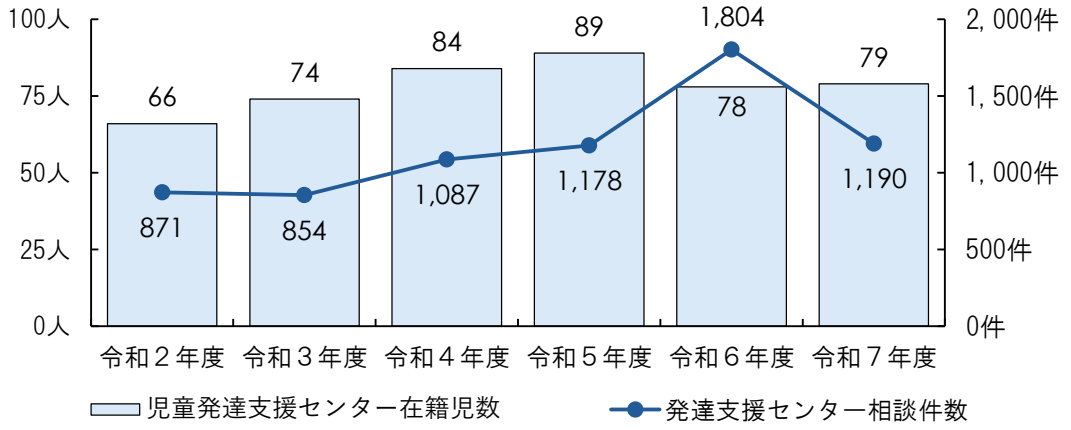


出典：「こども育成課資料」（４月１日時点）

※本市では、障がいのある児童以外にも、障害者手帳の有無・医師の診断の有無にかかわらず非常に手がかかる・目を離すことができない児童を「要支援児童」と呼んでおり、各施設の「要支援児童」の人数に応じて職員の増配等を行っています。ここでは、その「要支援児童」の人数を掲載しています。

令和７年度の放課後児童クラブに通っている要支援児童数は、２４８人となっています。令和２年度以降の推移をみると、令和３年度は８人減少していますが、令和４年度は５２人増加し、その後も２０～３０人規模で増加しています。

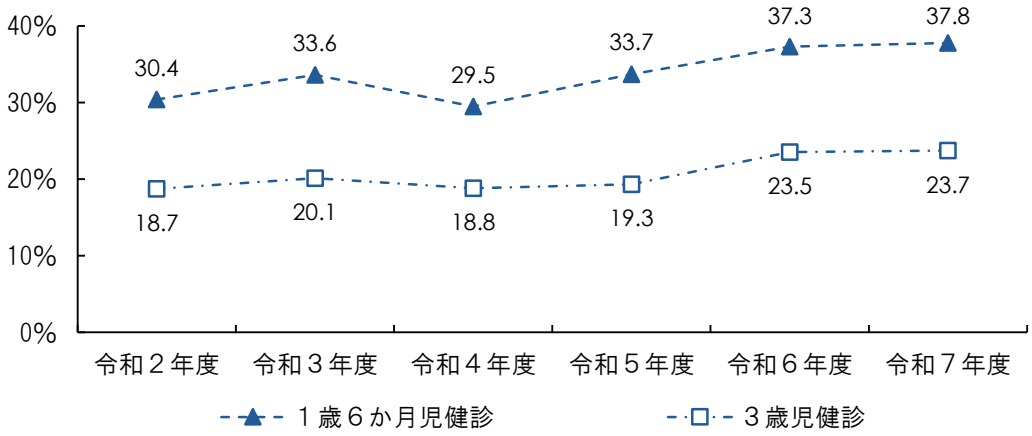
（８）児童発達支援センター在籍児数及び発達支援センター相談件数



出典：「こども発達支援課 資料」（１２月３１日時点）
「こども福祉課 資料」（４月１日時点）

令和７年度の児童発達支援センター在籍児数は７９人、発達支援センター相談件数は１，１９０件となっています。令和２年度以降の推移をみると、児童発達支援センター在籍児数は令和５年度まで増加していましたが、令和６年度には１１人減少し、令和７年度では１人増加となっています。相談件数は年々増加傾向で、令和６年度には１，８０４件と前年度から６２６件も増加しましたが、令和７年度は減少し、令和５年度と同程度の相談件数になっています。

（９）乳幼児健診における要支援の該当率



出典：「松本市保健所の概要」（３月３１日時点、令和７年度分は令和７年１２月末時点）

令和７年度の乳幼児健診における要支援の該当率（要支援児数／受診児数）は、１歳６か月児健診では３７．８%、３歳児健診では２３．７%となっています。令和２年度以降の推移をみると、両健診とも令和４年度では減少していますが、全体的には微増傾向となっています。

６　第４次松本市障がい者計画の総括

１　第４次松本市障がい者計画について

第４次松本市障がい者計画は、地域共生社会の実現を念頭に、障がい者が日常生活や社会生活を送るための支援の充実を図るとともに、互いに認め合いながら、自らの意思により社会参加、社会貢献できるまちを目指し、「一人ひとりが尊重され　互いに支え合い認め合える　共生のまち」を基本理念に掲げ、施策に取り組んできました。

２　基本目標ごとの振り返り

基本目標Ⅰ　権利擁護と相互理解の促進

■ 現状

・障害者手帳交付件数は精神障害者保健福祉手帳が増加傾向
・重症心身障がい者１３２人、強度行動障がい者２７９人（令和８年４月１日現在）
・松本市障がい者基幹相談支援センター、松本市障がい者総合相談支援センターを中心とした相談体制を整備

■ 課題

・分野を超えた包括的かつ切れ目のない相談支援体制の構築が引き続き必要
・重度障がい者等に対応できる事業所の整備や福祉人材の確保、育成
・障がい特性に応じた多様な手段による情報提供体制の強化

基本目標Ⅱ　障がいのある人の心豊かな暮らしの支援

■ 現状

・高齢化や重度化、核家族化が進行し、親亡き後の生活継続が課題として顕在化
・施設入所者の地域生活への移行が国の方針
・関係法令に基づき、虐待防止センターの設置や合理的配慮の推進体制を整備

■ 課題

・障がいや障がい者に対する理解促進、心のバリアフリーの推進強化
・親亡き後の生活基盤（住まい、財産管理等）の整備
・高齢化、重度化傾向がある障がい者への災害時対策の強化

基本目標Ⅲ　障がいのある人の就労及び地域活動の支援

■ 現状

・関係法令等に基づき、物品、役務の優先調達等を実施
・特別支援学校や特別支援学級の児童、生徒数は増加傾向
・新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設（令和７年１０月）

■ 課題

・就学から就労への円滑な移行支援に向けた、特別支援学校との連携強化
・農福連携等による多様な就労機会の創出
・福祉的就労から一般就労への移行支援及び職場理解促進の一層の強化

第３章　計画の基本的考え方

１　基本理念

近年、障害者基本法の改正や新たな関連法の施行及び制度改革に伴い、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障害福祉サービス利用者の大幅な増加や、障がい者の地域生活への移行等が進められています。このような状況の中、障がい者やその家族が抱えている不安や心配ごとを取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していくため、本計画の基本理念は、松本市総合計画の障がい福祉に関するまちづくりの基本目標や政策の方向を踏まえ、

“一人ひとりの思いと選択が尊重される　インクルーシブなまち　まつもと”

とします。

２　基本施策の設定

基本理念の実現に向け、国が示す障がい者施策に基づくとともに、アンケート調査の結果等を踏まえ、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的に実施するために、第４次計画の大幅な見直しを行いました。計画の柱として５つの基本目標を設定し、その目標を実現するために１２の基本施策を位置付け、そのうち５つを重点施策としています。

３　基本目標

基本目標Ⅰ　権利擁護と相互理解の促進

地域共生社会の実現に向け、全ての人が互いに尊重し支え合える地域づくりを推進します。障がい者理解の促進による差別や偏見の解消を図るとともに、権利擁護の取組みにより本人の意思決定を尊重した支援を充実させます。また、社会参加や地域活動の機会を拡充し、スポーツ・文化・ボランティアなど多様な場への参画を目指します。

これらの施策を総合的に展開し、誰もが役割を持ち活躍できる共生のまちづくりを目指します。

基本施策

- 障がい者理解の促進
- 権利擁護
- 社会参加の促進

基本目標Ⅱ　学びと成長を支える場の充実

適切な保育・教育・発達支援を受けることは、子どもの健やかな成長のためには欠かすことができません。そのため、障がい児とその親が安心できるよう、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた質の高い保育・教育・発達支援を提供できる体制を整えていきます。

また、子どもの時期から様々な障がいを理解することは、将来的に差別や偏見のない共生社会を実現するためには大変重要です。日常的な保育・教育・発達支援の中で、お互いに交流できる場面を設けるなど、他者への理解を深められる機会の提供を充実します。

基本施策

- **成長段階に応じた支援体制の整備**（重点施策）

基本目標Ⅲ　相談・福祉サービス・情報提供体制の充実と人材育成

自立した生活の支援と意思決定の支援を推進し、障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしを送れる環境を整えます。包括的な相談支援体制を整備し、日常生活の支援を充実させるとともに、必要な情報を適切に提供し、本人の意思を最大限尊重した支援を行います。あわせて、支援者の養成・育成を進め、質の高い支援を継続的に提供できる体制を構築します。これらの取組みにより、誰もが主体的に生きる社会の実現を目指します。

基本施策

- **包括的相談支援体制の整備**（重点施策）
- **重度障がい者・児支援の充実**（重点施策）
- **情報の提供と意思決定の尊重**（重点施策）
- 支援者の養成・育成

基本目標Ⅳ　地域で暮らし、働ける社会の実現

地域生活への移行支援と就労支援を推進し、障がい者が施設や病院から地域での生活へ円滑に移行し、安定した暮らしと就労を実現できる環境を整えます。就労支援の充実により、一般就労や福祉的就労の機会を拡大し、定着支援を強化します。あわせて、地域移行・定着支援を通じて、住まいの確保や生活支援を総合的に行い、地域での自立した生活を後押しします。これらの取組みにより、誰もが安心して働き、暮らせる社会の実現を目指します。

基本施策

- **就労支援の充実**（重点施策）
- 地域移行・定着支援

基本目標Ⅴ　安心・安全なまちづくり

障がい者が地域で安心した生活を継続するためには、障がいの状態の悪化を防ぎ、持っている能力の維持・向上が図れる保健・医療体制の充実が必要です。そのために、障がいの重症化の防止、早期発見・治療のための保健・医療サービスの適切な提供を図るとともに、増加しつつある心の健康問題へ対応するため、精神保健福祉対策の充実に努め、難病対策の充実を図ります。

また、障がい者が外出の際などに安全に移動できる生活環境の整備も求められており、施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。

さらに、地震などの災害時には、障がい者に対する避難所での支援も欠かせません。障がい者が日常的に生活する環境だけでなく、災害時・緊急時にも適切な避難ができ、安心して支援を受けられる環境を整えていきます。

基本施策

- 住みやすいまちづくり・災害対策
- 保健・医療の充実

コラム

「インクルーシブなまち」とは

インクルーシブとは、「包括的」などを意味する英語です。障がいの有無のみならず、性別、年齢、出身地等に関わらず、誰もが社会の一員として受け入れられ、互いに認め合い、支え合える共生のまち――そんな松本市であってほしいという願いが込められています。

４　施策の体系

以下の体系に沿って、総合計画や関連計画と連携を図りながら、施策を実施します。

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
一人ひとりの思いと選択が尊重される　インクルーシブなまち　まつもと	Ⅰ　権利擁護と相互理解の促進	１　障がい者理解の促進	⑴　障がいに対する理解促進と周知啓発 ⑵　理解を深める機会の充実
		２　権利擁護	⑴　虐待防止の徹底 ⑵　差別解消と合理的配慮の促進 ⑶　権利擁護の推進
		３　社会参加の促進	⑴　交流の機会や場の提供 ⑵　生涯学習・スポーツ活動への参加の促進 ⑶　文化芸術活動への参加の促進
	Ⅱ　学びと成長を支える場の充実	４　成長段階に応じた支援体制の整備【重点施策１】	⑴　支援体制の整備 ⑵　相談体制の充実 ⑶　インクルーシブな環境の整備
	Ⅲ　相談・福祉サービス・情報提供体制の充実と人材育成	５　包括的相談支援体制の整備【重点施策２】	⑴　各種支援の一体的な実施 ⑵　相談支援体制の充実
		６　重度障がい者・児支援の充実【重点施策３】	⑴　日常生活を支える福祉サービスの充実 ⑵　外出の支援 ⑶　経済的な支援 ⑷　強度行動障がい者支援 ⑸　医療的ケア支援
		７　情報の提供と意思決定の尊重【重点施策４】	⑴　情報提供体制の充実 ⑵　情報アクセシビリティの推進 ⑶　手話通訳・要約筆記等の充実
		８　支援者の養成・育成	⑴　障害福祉サービス事業所等の育成・支援 ⑵　福祉人材の育成・確保
	Ⅳ　地域で暮らし、働ける社会の実現	９　就労支援の充実【重点施策５】	⑴　就業機会の拡大と受注機会の確保 ⑵　就学から就労への連携 ⑶　就労支援の充実
		１０　地域移行・定着支援	⑴　地域生活支援体制の整備 ⑵　体験の機会の提供
	Ⅴ　安心・安全なまちづくり	１１　住みやすいまちづくり・災害対策	⑴　住まいの場の整備 ⑵　ユニバーサルデザインのまちづくり ⑶　災害時等の対策
		１２　保健・医療の充実	⑴　健康づくり体制の充実 ⑵　医療費の助成 ⑶　介護保険との連携

主な取組み

理解促進・啓発事業 市職員に対する障がい者理解の周知・啓発	松本市あいサポーター研修 人権教育の推進	身体障害者補助犬法の周知
虐待の防止 成年後見制度の利用促進	不当な障がい者差別の解消 成年後見支援センター	合理的配慮の理解促進
移動支援 手話通訳者派遣事業 鑑賞サポート	障がい者スポーツ大会 要約筆記者派遣事業 長野県障がい者文化芸術作品祭作品展	聴覚障がい者と学ぶ成人学校事業 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
育児相談の充実 学童保育における障がい児等の受入態勢の充実 学校等関係機関との連携強化	障害児通所支援事業等の充実 市立特別支援学校の設置 松本市インクルーシブセンター	保育における障がい児等の受入態勢の充実 小中学校における多様な学びの場の充実 保護者・家族への支援
包括的な支援体制の構築 相談支援体制の整備 日中活動の支援 松本市障がい者総合相談支援センター 家族等への支援	情報の共有と個人情報の保護 生活困窮者自立支援事業 多様な障がい者への支援 松本市障がい者基幹相談支援センター	障がいの発見からの適切な支援 緊急時の支援 計画相談支援事業の整備 ピアサポート活動支援
居宅介護 行動援護 短期入所 共同生活援助 日常生活用具給付事業 放課後等デイサービス 移動支援 医療的ケア支援	重度訪問介護 療養介護 重度障害者等包括支援 訪問入浴 障害福祉サービスの質の向上 居宅訪問型児童発達支援 各種福祉手当 強度行動障害者住宅整備事業	同行援護 生活介護 施設入所支援 日中一時支援 児童発達支援 保育所等訪問支援 強度行動障がい者支援 強度行動障害者に対応するための施設改修事業
福祉サービス等の情報提供の充実 声の広報発行事業 手話通訳者派遣事業	障がい特性に配慮した情報提供 ＩＣＴの活用 要約筆記者派遣事業	点字広報発行事業 日常生活用具給付事業 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
社会福祉施設整備補助金 松本市版人材育成ビジョン	松本市障がい者基幹相談支援センターとの連携	手話奉仕員養成研修
障がい者就労支援訓練事業 障がい者雇用の理解促進 障がい者優先調達の推進 就労継続支援事業所ネットワーク 職場定着支援	就労機会確保事業 理解促進・啓発事業 一般就労者の就労支援 就労に関する相談窓口、支援制度の周知 福祉的就労から一般就労への移行促進	重度障がい者等に対する通勤等の支援 松本市職員採用試験（障がい者枠） 特別支援学校と連携した就労支援 就労支援体制の整備 就労選択支援
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 松本市障がい者基幹相談支援センター	地域移行支援 ひとり暮らし体験事業	地域定着支援 地域活動支援センター
身体障害者住宅等整備事業 Ｎｅｔ１１９（緊急通報システム） 松本安心ネット	移動及び施設利用の円滑化の促進 災害時要援護者支援プラン	福祉１００円バス助成事業 避難行動要支援者名簿
障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見 福祉医療	自殺予防 自立支援医療	難病の方への支援 介護保険への移行と併給

第４章　基本施策

基本目標Ⅰ　権利擁護と相互理解の促進

基本施策１　障がい者理解の促進

■ 現状と課題

アンケート調査では、障がい者への差別や偏見が「ある」と回答した方は、精神障害者保健福祉手帳所持者で５８．１%、療育手帳所持者で４８．６%に上り、場面としては「人間関係」や「仕事・収入」が上位を占めています。また、令和６年の障害者差別解消法改正による合理的配慮の義務化についても、「わからない」が３～４割と認知が十分でない状況です。市民の理解や配慮が深まるために必要なこととしては、「障がいへの理解・合理的配慮に関する啓発の充実」が全ての障がい種別で最も多く挙げられており、学校教育や地域交流を通じた啓発活動の充実が課題です。

■ 施策の方向

⑴　障がいに対する理解促進と周知啓発

全ての市民が互いの人格と個性を尊重し、共生する社会の実現に向け、障がい及び障がい者に対する正しい理解を求める周知啓発を推進します。

外見では分かりにくい障がいの特性や合理的配慮について重点的に周知するとともに、人権教育や職員・事業者向け研修、障がい福祉関係事業者との協働による啓発を進め、意識の醸成を図ります。

⑵　理解を深める機会の充実

障がいへの理解促進に関するイベント等の開催や、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の普及啓発活動等を通じて、障がいや障がい者への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
理解促進・啓発事業	障がいや障がい者に対する差別や偏見を解消するため、毎年テーマを決め、１２月３日から９日の障害者週間に合わせ、障がいについての理解促進、周知啓発のためのイベントを開催します。
松本市あいサポーター研修	障がいの種類と、障がい者の抱えている状況を説明し、全ての市民が共に歩み共に生きる社会づくりを目指すため、障がい者福祉の取組み及び制度について研修を実施します。
身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬に対する理解と飲食店等の受入れを促進するため、身体障害者補助犬法の更なる周知、啓発活動を行います。
市職員に対する障がい者理解の周知･啓発	障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施及び合理的配慮の提供について、職員対応要領を活用し、職員に対して研修を実施します。
人権教育の推進	障がいや障がい者に対する差別や偏見を解消するため、学校、家庭、地域及び企業と連携して、障がいや障がい者への正しい知識と理解を深める人権教育の推進に努めます。また、障がい者同士も含め、市民相互の理解を深めるため、年代別、世代別に勉強会や交流機会の提供に努めます。

基本施策２　権利擁護

■ 現状と課題

松本市での障がい者虐待の通報・相談・届出件数は、令和５年度が１８件、令和６年度が４８件、令和７年度が３３件となっており、増加傾向です。このうち虐待として判断した件数は令和５年度が１０件、令和６年度が１１件、令和７年度が１０件とほぼ横ばいです。障がい者虐待については家庭や障害者福祉施設などの閉鎖的な環境で起こりやすく、引き続き介護者の負担軽減や障がい者虐待防止に関する普及啓発を行っていくことが重要です。

障がい者虐待をはじめとする障がい者の権利を侵害する行為や、障がいを理由とした差別が現実に存在しています。障がいや障がい者への理解を進め、障がい者一人ひとりの尊厳が守られ、誰もが住み慣れた場所で安心して生活できる地域づくりが必要となっています。

■ 施策の方向

⑴ 虐待防止の徹底

虐待に関する相談支援体制の充実を図るとともに、虐待の防止、予防、早期発見のための関係機関との連携強化、普及啓発活動等を推進します。

⑵ 差別解消と合理的配慮の促進

障害者差別解消法に基づき、市民に障がいについての正しい知識を広め、広く市民や事業者に向けて障がいの理解や差別禁止等の啓発活動の充実を図ります。また、障がい福祉に対する意識の普及や活動への参加を促進し、支え合いの地域づくりを進めます。

⑶ 権利擁護の推進

障害者差別解消法及び障害者虐待防止法に基づき、障がい者に対する差別や虐待防止に関する広報活動や啓発活動等を通じて、その解消や防止に努めます。

また、成年後見制度利用促進法の趣旨に基づき、障がい者の権利が保障され、安心して生活できるよう、司法関係等の専門職を含めた地域連携ネットワークの体制により権利擁護の推進を図ります。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
虐待の防止	障害者虐待防止法に基づき、障がい福祉課及び西部福祉課内に設置している障害者虐待防止センターの機能及び関係機関との連携を強化し、高齢福祉課やこども福祉課と連携して虐待防止に取り組みます。
不当な障がい者差別の解消	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を推進します。市民・事業者への周知啓発を推進するとともに、相談体制を充実させ、障がい者の権利擁護を図ります。
合理的配慮の理解促進	障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領を職員に周知するとともに情報共有を図り、市における合理的配慮の質を高めます。また、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を活用し、合理的配慮について市民、事業者への理解促進を図ります。
成年後見制度の利用促進	第５期松本市地域福祉計画に企図された松本市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、必要な施策を行います。また、適切な支援につなげる成年後見制度利用促進ネットワークを構築します。さらに、中核機関の一次相談機関として、専門相談の活用及び成年後見支援センターと連携し、制度の利用促進を図ります。
成年後見支援センター	認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力の低下した市民が安心して地域で生活できるように、成年後見制度に関する相談や成年後見制度の普及啓発、法人後見の受任を行うこと等により、市民の権利擁護を推進します。

基本施策３　社会参加の促進

■ 現状と課題

アンケート調査では、趣味・学習・スポーツ・社会活動などへの参加を促進するために必要なこととして、精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的な負担が少ない」ことが３９．０％と最も高く、２番目に高い「身近なところで活動できる」ことは、他の障がい種別では最も高くなっています。また、外出時の社会参加を進める条件として「地域住民などと交流できる」ことを挙げる声も一定数あります。地域での支え合いの強化が全ての障がい種別に共通する課題として挙げられており、身近な場所での活動機会の確保や経済的支援、地域交流を通じた参加しやすい環境づくりが求められています。

■ 施策の方向

⑴　交流の機会や場の提供

障がい者が日常的にスポーツや文化芸術活動に気軽に参加することができるよう障がい者団体と連携し、地域支援体制を充実させるため通所施設や入所施設、グループホームや地域活動支援センター等が、地域との交流事業に取り組めるよう支援します。

⑵ 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

誰もが気兼ねなく参加できるような環境を整え、関係団体と連携し各種講習会やスポーツ活動ができる場を提供します。

⑶ 文化芸術活動への参加の促進

障がい者が文化芸術を享受、鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進します。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
移動支援	スポーツや文化芸術活動に参加する際、屋外での移動が困難な障がい者に対して、移動、外出先での見守り及び介助等の支援を行います。
障がい者スポーツ大会	スポーツを通じて親睦と交流を図る中で、体力の維持・増進を図り、社会参加を促進します
聴覚障がい者と学ぶ成人学校事業	多様化した現代社会の中で、聴覚障がい者が文化的な生活を営むための学習を提供します。
手話通訳者派遣事業 **要約筆記者派遣事業**	聴覚障がい者が、官公庁や医療機関、講演会等で手話通訳や要約筆記を必要とする場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
盲ろう者通訳･介助員派遣事業	盲ろう者が、移動に関する支援や外出先でのコミュニケーション支援を必要とする場合等に盲ろう者通訳・介助員を派遣します。
鑑賞サポート	まつもと市民芸術館等における鑑賞サポートの取組みを周知することで、芸術鑑賞をきっかけとする社会参加を促進します。
長野県障がい者文化芸術祭作品展	長野県障がい者文化芸術祭が、毎年９月に開催されます。長野県と協力し、作品の募集及び作品の搬入出を行います。

基本施策４　成長段階に応じた支援体制の整備　（重点施策１）

■ 現状と課題

発達障がい等に対する知識や理解が普及してきたことを背景に、子どもの発達に関する相談が増えてきており、保育や教育の現場でも、特別な支援を必要とする子どもが増えてきています。一方、少子化や核家族化など、家庭を取り巻く環境も変化しており、子どもと家庭が抱える様々な相談に対応できる相談支援体制の充実が求められています。また、就学前から支援機関や関係者が連携し、子どもの成長段階に応じた支援を継続していく必要があります。

■ 施策の方向

⑴ 支援体制の整備

子どもとその家族が安心して地域で生活し成長できるよう、各支援機関が連携しライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。早期からの相談・支援につなげるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、子どもの成長段階に応じた継続的な支援を推進します。

⑵ 相談体制の充実

多様化、複雑化する相談に対応するため、障がい福祉、児童福祉、母子保健、教育等、各分野の関係機関の連携を強化し、障がい児やその家族が安心して相談できる体制を充実させます。

⑶ インクルーシブな環境の整備

令和６年４月に、松本市発達障がい児等の支援に関する条例に基づき松本市インクルーシブセンターを設置しています。保育・教育をはじめ、子どもが日々過ごす様々な場において、一人ひとりの特性や発達段階に応じた合理的配慮や支援を行うとともに、関係機関が連携し、障がいの有無にかかわらず、子ども同士がともに学び、育ち、安心して過ごせるインクルーシブな環境の整備を進めます。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
育児相談の充実	令和６年４月に母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を目指し、こども家庭センターを設置しました。こども家庭センター、こども福祉課、松本市インクルーシブセンター、児童発達支援センター等と連携し、保健・福祉に関する包括的な相談・支援を実施します。 専門性を備えた職員の配置や関係機関との連携により、子どもと家庭に寄り添った支援を行います。
障害児通所支援事業等の充実	障害児通所支援事業所との連絡会を通して、年代ごと、より充実した支援内容を研究します。 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障がいのある児童が安心して必要な支援を受けられるよう、事業所等への働き掛けを進めます。
保育における障がい児等の受入態勢の充実	入園を希望する児童が障がいや疾病を有する場合でも、児童の状態に応じて保育士を加配し、入園を受け入れます。 また、医療的ケアを必要とする児童については、拠点となる３園に看護師を配置して受け入れています。なお、状況により拠点園にて受入れができない場合は、拠点園以外での受入れも検討することとしています。
学童保育における障がい児等の受入態勢の充実	こども福祉課、こども育成課、こども家庭センター等関係機関と連携し、特別な配慮を必要とする児童の事情にできるだけ対応できるような支援員の配置及び、施設の整備を図り、受入態勢の強化に努めます。対象児童に応じた関係機関との支援会議で対応策等を検討するなど密な連携を図ります。
市立特別支援学校の設置	源池小学校に特別支援学校の小学部を、清水中学校に特別支援学校の中学部を併置します。立地を活かした日常的な交流場面を多く生み出し、児童生徒の社会性を伸ばすとともに、学齢期から相互理解の深化を図ります。その前段階として、源池小学校内に寿台支援学校の分教室を開設し、児童の受入れを行います。 また、市立特別支援学校で得られた知見、実践を市内小中学校に広げ、地域の子どもは地域で学べるインクルーシブな教育環境を目指します。
小中学校における多様な学びの場の充実	通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を充実させることで、個別の教育的ニーズのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、その時点で最も的確な指導を提供することができるようにします。
学校等関係機関との連携強化	学校や特別支援学校等の関係機関との連携を強化し、支援に必要な情報の共有や支援方針の検討を行います。個別の支援会議等に出席し、学校・家庭・福祉等の関係者が共通認識を持ちながら、子どもの状況に応じた支援につなげます。 また、自立支援協議会を活用し、関係機関の連携や支援における課題を共有・検討することで、個別の支援にとどまらず、地域全体で切れ目なく支える仕組みづくりを進めます。

項　目	取 組 み の 概 要
松本市インクルーシブセンター	発達障がい児や発達に心配のある子どもとその保護者、医療的ケアが必要な子どもや小児慢性特定疾病の子どもとその保護者及び日常的に子どもたちと関わる支援者を継続して総合的に支援するための拠点として松本市インクルーシブセンターを設置しています。 医療、保健、保育、福祉、教育、就労等の関係者及び関係機関と連携を図りながら、成長段階に応じた切れ目のない支援体制を構築します。
保護者・家族への支援	こども福祉課、こども家庭センター、松本市インクルーシブセンター等において、子どもの保護者や家族からの相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援につなげます。 保護者の休息やリフレッシュの機会を確保できるよう、レスパイトに関する相談や利用可能なサービスの情報提供を行います。 松本市インクルーシブセンターにおいてペアレントトレーニングや各種講座等を実施し、子どもの特性や発達への理解を深め、子どもへの具体的な関わり方を学ぶ機会を提供します。

基本施策５　包括的相談支援体制の整備　（重点施策２）

■ 現状と課題

アンケート調査では、困ったときの相談先として「家族・親族」が最も多く（身体障害者手帳所持者７５．３%、療育手帳所持者７９．６%、精神障害者保健福祉手帳所持者６４．８%）、家族への依存度の高さがうかがえます。相談体制が十分だと「思わない」と回答したのは精神障害者保健福祉手帳所持者で４５．５%に上ります。今後の相談体制への希望としては、全ての障がい種別で「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が最多となり、次いで「１か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」となっています。相談窓口の明確化とワンストップ型の包括的な相談支援体制の構築が求められています。

■ 施策の方向

⑴ 各種支援の一体的な実施

障がい者を取り巻く環境は複雑化・複合化し、本人への支援の相談だけではなく、８０５０問題やヤングケアラーなど、家族も問題を抱えている場合があることから一体的に支援することが求められる場合があります。松本市インクルーシブセンターや地域包括支援センターなど各分野の関係機関と連携し、課題を解決する仕組みづくりに取り組みます。

⑵ 相談支援体制の充実

１８歳に到達したときの障害福祉サービス、さらには、６５歳に到達してからの介護保険サービスへの移行といった制度の狭間においても、切れ目のない支援ができるよう関係機関との連携を強化します。

また、障がい者やその家族等からの多様な相談内容に応じることができるよう、関係機関との連携を図りながら、個別性を意識した相談窓口の充実と必要な支援につなげる市民に身近な相談支援体制の充実を目指します。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
包括的な支援体制の構築	高齢者、障がい者、子育て世帯等市民の誰もが尊厳を保ち、可能な限り住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、松本市障がい者基幹相談支援センターや松本市障がい者総合相談支援センターを中心とした相談支援体制を整え、複雑化・複合化した課題に対して、スピード感を持って対応します。
情報の共有と個人情報の保護	相談者に対する総合的な支援を行うため、関係機関が連携することが重要となります。個人情報の取扱いについて、十分配慮することはもちろん、相談者の同意を得ながら、支援者との情報共有を行います。
障がいの発見からの適切な支援	乳幼児健康診査、相談等で発達の特性や支援ニーズを把握した場合、医療機関や松本市インクルーシブセンター、支援事業所等、状況に合わせた適切な支援につながるよう、庁内の関係課及び関係機関が連携し、相談支援体制の充実を図ります。
相談支援体制の整備	地域包括ケアの考え方を念頭に、障がい者や家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障がい種別に対応するとともに、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、制度を超えた横断的かつ一体的な相談支援を提供できる体制を整備します。また、体制の整備に当たっては、個別のニーズ増加に鑑み、伴走的な支援が可能となる適切な人員の確保に努めます。
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、抱えている課題を適切に評価・分析します。その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成したのち、関係機関と調整しながら、伴走型の支援を行います。
緊急時の支援	これまで支援が行き届かなかった障がい者にも支援が届くようなアプローチとして、市及び相談支援事業所が中心となり、介護者の急な疾病等から、在宅の生活を継続することが困難となった場合等の緊急時における相談窓口の整備、障害福祉サービス事業所と連携した一時的な居室の確保（緊急時短期入所空床確保事業）の充実を図ります。
日中活動の支援	介護を目的としたデイサービス、創作活動等を実施する地域活動支援センターでは、障がい者がいきいきとした日常生活が送れるよう、継続的にサービス提供に努めるとともに、事業所の充実を図ります。
多様な障がいの方への支援	難病、高次脳機能障害、発達障がいのある方には、個々の状態に応じて、手帳取得の案内、障害福祉サービスの提供に努めます。また、発達障がい児や発達に心配のある子ども、医療的ケア児や小児慢性特定疾病児とその保護者を、専門職チームが継続して総合的に支援していく「インクルーシブセンター事業」の更なる充実を図ります。
計画相談支援事業の整備	相談支援専門員の人材確保、研修の実施など、障害福祉サービス利用に必要な支援体制の充実を図ります。また、相談支援事業所等において、サービス利用者にサービス等利用計画の作成とモニタリングを実施します。

項　目	取 組 み の 概 要
松本市障がい者総合相談支援センター	障がい者やその家族からの多様な相談に総合的に対応します。障がいに関する情報提供や制度利用の支援、関係機関との連携調整を推進するとともに、複雑・困難ケースへの対応や権利擁護に取り組みます。より身近な場所でスピード感を持って対応できるよう、引き続き市内の５つの法人への委託により実施します。
松本市障がい者基幹相談支援センター	障がいに関する相談の中核として、専門的な相談対応を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。複雑、困難なケースへの対応や権利擁護、関係機関との連絡調整、相談支援専門員の育成・支援等を推進し、誰もが安心して相談できる体制の充実に努めます。
ピアサポート活動支援	障がい者やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりできる交流会活動を支援します。また、ピアサポーター養成講座を開催します。
家族等への支援	障がい者の介助の多くを親や配偶者等の家族が担っている実態を踏まえ、短期入所等のレスパイトサービスの利用促進や、相談支援専門員による家族を含めた相談支援体制を充実させます。また、将来的な親亡き後を見据え、グループホーム等の地域生活の場の整備を進めるとともに、家族同士が交流できる場の提供や家族会等の紹介等を通じて、介護負担の軽減と家族の孤立防止を図ります。

基本施策６　重度障がい者・児支援の充実　（重点施策３）

■ 現状と課題

アンケート調査では、身体障害者手帳所持者の３３．８％が「１級」、療育手帳所持者の３２．４％が「Ａ１」と、重度障がい者・児が一定数を占めています。外出時に介助が「常に必要」な方は療育手帳所持者で３８．９％に上り、その多くを親が担っており、家族への負担が大きい状況です。また、障害支援区分の認定を「受けていない」方が６～７割に上り、制度利用に至っていない可能性もうかがえます。重度障がい者・児とその家族を支えるため、在宅サービスの充実や介助者の休養確保、相談支援体制の強化が求められています。

一方で、専門的な知識・技術を有する人材や事業所は限られており、必要な支援を十分に受けられない現状があります。また、家族が介護を担う時間が長く、心身の負担が大きいことから、レスパイトケアの充実や、医療・福祉・教育等の関係機関が連携した支援体制の構築が課題となっています。

■ 施策の方向

⑴ 日常生活を支える福祉サービスの充実

障がい者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供に努めます。

⑵ 外出の支援

障がい者が、必要な外出や余暇活動が行えるように、屋外での移動、外出先での見守り介助等の支援を行います。

⑶ 経済的な支援

障がい者の生活の安定を図るため、特別障害者手当や障害児福祉手当、心身障害者福祉手当などの各種手当制度の周知を進め、経済的負担の軽減に努めます。

⑷ 強度行動障がい者支援

強度行動障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、専門性の高い人材の確保・育成を進め、支援体制の構築や関係機関との連携強化に取り組みます。

⑸ 医療的ケア支援

医療的ケアを必要とする方が地域で安心して生活できるよう、専門性の高い人材の確保・育成を進め、支援体制の構築や関係機関との連携強化に取り組みます。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障がい者の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重度の障がいがある方でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援助、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がい者の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がい者や精神障がい者の社会参加と地域生活を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。 また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。
生活介護	障害者支援施設や通所事業所において、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、身体介護や家事援助、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合などに、障害者支援施設、短期入所施設、児童福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者のレスパイト（休息）サービスとしての役割も担っています。

項　目	取 組 み の 概 要
重度障害者等包括支援	四肢全てに麻痺等があり寝たきり状態にある方、障害支援区分の行動関連項目１０点以上の行動障がいを有する方が対象のサービスです。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助のサービスから選んで組み合わせることができます。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護等の日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がい者の日常生活を一体的に支援します。
共同生活援助	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定等が期待されます。
訪問入浴	介護保険の対象外となる重度障がい者の自宅を移動入浴車で訪れ、入浴の機会を提供して清潔保持や心身機能の維持を図ります。
日中一時支援	障がい者・児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障がい者・児を日常的に介護している家族が一時的な休息を得られるようにする事業です。 強度行動障がい者・児に対応する単価設定を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の重度障がい者・児、知的障がい者、難病患者等に対して、日常生活が円滑に行われるために、日常生活用具を給付します。
障害福祉サービスの質の向上	運営指導の結果を共有し、適正な事業運営が行われるよう集団指導等を行い、障がい者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようサービスの質の確保や運営の適正化を図ります。
児童発達支援	主に未就学の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や休校日において、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流促進等を提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児などの重度の障がい児であって、障害児通所支援を受けるための外出が困難な障がい児が対象となります。 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得及び生活能力向上のために必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所・学校等、児童が集団生活を営む施設を利用する障がい児を対象に、集団生活への適応のための専門的な助言等支援を、利用施設に対し行います。

項　目	取 組 み の 概 要
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、屋外での移動、外出先での見守り介助等の支援を行います。
各種福祉手当	各制度の要件を満たす障がい者等に対して、手当の支給を行います。
強度行動障がい者支援	強度行動障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、本人の特性に応じた専門的な支援の充実と、支援者の人材育成、関係機関の連携受入体制の整備を進めます。
医療的ケア支援	医療的ケア児及び小児慢性特定疾病児の支援のため、松本市インクルーシブセンターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療、保健、保育、福祉、教育、子育てとの必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。
強度行動障害者住宅整備事業	強度行動障がいのある方が在宅で快適に過ごせるよう、また、介護している家族の負担軽減を図るため、住宅等の整備改善を行う費用を補助します。
強度行動障害者に対応するための施設改修事業	強度行動障がいに対応するための施設の改修に係る費用に対する補助を行います。

基本施策７　情報の提供と意思決定の尊重　（重点施策４）

■ 現状と課題

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方への円滑な情報提供と意思疎通手段の確保が課題となっています。

また、アンケート調査では、福祉に関する情報を「十分に得られている」と思う方は３割程度にとどまり、「思わない」が精神障害者保健福祉手帳所持者で４８．４％に上ります。また、療育手帳所持者では調査票の記入者が「ご本人以外」が４１．７％を占め、本人よりも家族が情報収集を担う傾向があります。成年後見制度の認知度も「名前も内容も知らない」が療育手帳所持者で５３．２％と高く、障がい特性に応じた分かりやすい情報提供や、本人の意思決定を支える仕組みの周知・整備が課題です。

■ 施策の方向

⑴ 情報提供体制の充実

障がい者が必要な情報を円滑に取得できるよう、多様な障がいに配慮した情報提供体制の充実を図ります。広報まつもと、ホームページ、ＳＮＳを活用し、点字、音声、手話、わかりやすい表現など、障がい特性に応じた媒体、手法による情報発信に努めます。あわせて、相談窓口や関係機関との連携を強化し、制度、サービス等に関する正確でタイムリーな情報提供を推進します。

⑵ 情報アクセシビリティの推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが必要な情報に簡単にたどり着き、利用することができるよう、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保に努めます。

⑶ 手話通訳、要約筆記等の充実

①　聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人の円滑な意思疎通のために、障がい福祉課に手話通訳者（要約筆記者を含む）を設置し、市役所内での申請手続き等における手話通訳等を行います。また、利用者からの申請により、登録手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

②　ＩＣＴを活用した遠隔での意思疎通支援や、生活上の相談窓口としての支援を行います。

③　支援団体と連携して研修会等を充実し、登録手話通訳者、要約筆記者の資質向上に努めます。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
福祉サービス等の情報提供の充実	必要な情報をメールやＳＮＳなどで配信し、適時適切な情報提供に努めます。また、重度障がい等で情報を得にくい方については、必要に応じて市のケースワーカーが訪問等を実施し、よりきめ細かな方法でサービス情報を提供します。
障がい特性に配慮した情報提供	点字広報、声の広報の発行のほか、ホームページへの読み上げ機能の実装や市長記者会見動画への手話通訳の挿入など、障がい特性に配慮した情報提供、意思疎通を支援する事業の充実に努めます。
点字広報発行事業	点字を読むことができる視覚障がい者に、市の広報内容等を点字にしてお知らせします。
声の広報発行事業	点字の読めない視覚障がい者に、市の広報内容等を音声でお知らせします。
ＩＣＴの活用	可能な限り来庁せず、誰でも簡単に申請や相談ができるよう、様々な手続のオンライン化を進めます。また、障がいに配慮した通信媒体等の活用促進を図る等情報のバリアフリー化を目指します。
日常生活用具給付事業	在宅の重度障がい者・児、知的障がい者、難病患者等に対して日常生活が円滑に行われるために、日常生活用具を給付します。
手話通訳者派遣事業 **要約筆記者派遣事業**	聴覚障がい者等が、官公庁・病院・学校等に所用が生じた時、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援します。
盲ろう者通訳･介助員派遣事業	盲ろう者に対し、盲ろう者通訳・介助員を派遣し、必要な外出に関わる移動の支援や外出先での意思疎通の支援を行います。

基本施策８　支援者の養成・育成

■ 現状と課題

障害福祉サービス等の質の向上と安定的な提供のため、支援者の養成・育成に取り組んでいますが、人材不足や高齢化、専門性の高い支援を必要とする障がい特性への対応が課題となっています。

特に医療的ケアが必要な方や強度行動障がい等に対応できる人材の確保・育成が十分でなく、研修機会の拡充や処遇改善、ボランティアやピアサポーターの活用など、持続可能な支援体制の構築が求められています。

また、相談支援専門員の不足の解消も喫緊の課題となっています。

■ 施策の方向

⑴ 障害福祉サービス事業所等の育成・支援

障害福祉サービス事業所の安定的な運営とサービスの質の向上を図るため、事業所に対する相談、指導、助言や研修機会の提供など、継続的な育成・支援を推進します。

人材確保や定着に向けた取組みへの支援や関係機関との連携による情報共有を強化し、多様な障がいに対応できる事業所の拡充と地域におけるサービス提供体制の構築に努めます。

⑵ 福祉人材の育成・確保

強度行動障がいの受入態勢を整える事業所に対して支援する仕組みの創設や、既に重度障がい者を受け入れている事業所に対する補助金の創設を検討します。

また、松本障害保健福祉圏域の市村、松本市障がい者基幹相談支援センター等と連携し、重度障がい者に対するサービスの質の向上のための研修会を開催します。その他、手話奉仕員養成講座やガイドヘルパー養成講座開催による支援者の育成や確保に努めます。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
社会福祉施設整備補助金	障害福祉サービス利用者の福祉向上を図るため、社会福祉施設等の整備に要する経費の一部について補助を行います。補助金の交付に当たっては、強度行動障がいや医療的ケアが必要な重度障がい者を受け入れる事業所を整備する事業者を優先する方針とします。
松本市障がい者基幹相談支援センターとの連携	松本市障がい者基幹相談支援センターとの連携を強化し、障害福祉サービス事業所の運営支援やサービスの質の向上に向けた助言・研修を推進します。あわせて、福祉人材の育成・確保に関する情報共有や研修機会の提供を通じて、事業所の安定的な運営と専門性の高い人材の定着を図り、地域における相談支援・サービス提供体制の充実を目指します。
手話奉仕員養成研修	聴覚障がい者の円滑な意思疎通を支援するため、手話奉仕員養成研修を継続して実施し、手話の知識と技術を有する人材の育成・確保を図ります。研修内容の充実や受講しやすい環境づくりを推進するとともに、修了者の活動の場の拡大に努め、地域における支援体制を強化します。
松本市版人材育成ビジョン	松本市自立支援協議会相談支援部会において作成した松本市版人材育成ビジョンを活用し、相談支援専門員の人材育成の推進を図ります。

基本施策９　就労支援の充実　（重点施策５）

■ 現状と課題

アンケート調査では、就労意向のある方が療育手帳所持者で６７．５%、精神障害者保健福祉手帳所持者で５７．７%と高いものの、現在の就労率は順に４４．９%、３８．１%にとどまり、その多くが福祉的就労となっています。働く上での課題として、精神障害者保健福祉手帳所持者では「収入が少ない」（５６．９%）、「職場の人間関係が難しい」（２９．２%）が挙げられ、働きやすくなるために必要な条件として全ての障がい種別で「職場の方が障がいを理解する」が最多となっています。一般就労への移行支援や、職場における障がい理解の促進、柔軟な勤務形態の導入が課題です。

また、希望する就労に結び付くよう就労支援を行う相談窓口の体制強化や相談先の周知に努めることが望まれます。

さらに、学校卒業により生活環境が大きく変化することを踏まえ、教育から社会参加へスムーズな移行につながる支援の検討が必要です。

■ 施策の方向

⑴ 就業機会の拡大と受注機会の確保

障がい者が社会の中で安心して就労できるようにするため、就労機会の拡大及び受注機会の確保に努めます。

⑵ 就学から就労への連携

就学から就労へスムーズに移行、定着できるよう、特別支援学校等との連携を深め、相談しやすい窓口の確保、教育と福祉の連携を確実に行い、就労に向けての準備、学習する機会等必要なサービスの創設を進めます。

⑶ 就労支援の充実

就労支援体制を整備するとともに、就労相談窓口や就労施策などが利用されるよう、障がい者や事業主に対し周知を進めます。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
障がい者就労支援訓練事業	障がい者の就労訓練の場とするため、障害者福祉施設等の製品を販売する機会と場所を提供するとともに、障がい者と市民との交流の場となることを目指します。
就労機会確保事業	就労機会の拡大を目的として、就労支援事業所と企業との連携や企業側の理解促進、環境整備に向けて事業内容の研究を進めます。
重度障がい者等に対する通勤等の支援	「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が令和２年１０月に創設されています。実施した場合の実効性を含めて先行する自治体の実施状況を確認するなど、引き続き事業内容の研究を進めます。
障がい者雇用の理解促進	国、県や特別支援学校等の関係機関と連携して、障がい者の社会的自立と社会参加を促進していくために、市内の事業所等へ一般就労ができるように雇用の拡大を要請していくとともに、各種助成制度等の周知を図るなど啓発活動を継続的に推進します。 松本公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、①雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、②障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、③法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されていることなどの普及・啓発に努めます。
理解促進・啓発事業	障がい者が、長期間安定して就労するためには、障がいの特性に配慮した職種、就業形態であることが重要です。市内の事業所等に対して、障がいに関する知識と理解を深めるため、あいサポート運動等の啓発活動を実施するとともに、行政、事業所、関係機関が一体となって、就業時のバックアップ体制の整備等を図ります。
松本市職員採用試験（障がい者枠）	松本市職員の採用に当たって、障がい者枠を設け、障がい者の積極的な採用を進めています。
障がい者優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入するよう、市内事業所を対象に提供できる物品や役務の内容を調査し、調査結果を各課に毎年度周知を行うとともに、予算編成時に改めて周知し、発注の増加を図り、工賃アップを通じて働く障がい者の就労意欲の向上を目指します。また、市内の民間事業所等に対して、就労支援施設等への委託に関する情報提供と啓発を行います。
一般就労者の就労支援	特別支援学校を卒業し一般就労した障がい者の就業面や生活面などの支援について、障害者就業・生活支援センターの支援とともに、市の障がい者就労・生活支援ワーカーの関わりを深め、特別支援学校等の関係機関と連携するなど、障がい者が安心して就労が継続できる体制の整備を進めます。

項　目	取 組 み の 概 要
特別支援学校と連携した就労支援	特別支援学校での取組みが、障害福祉サービス事業所等に切れ目なくつながるよう、卒業後、相談支援事業所を中心に特別支援学校と連携して、事業所訪問やケース会議などを行い、就労定着の取組みを進めます。 学級担任、進路指導主事を中心に、学校、ハローワーク、就労選択支援事業所等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう、実習同行や移行支援会議に出席するなどの支援を行います。 なお、個別支援が必要な場合には、特別支援学校とこども福祉課、障がい福祉課、相談支援事業所等が連携して卒業後の進路相談の対応を行います。
就労継続支援事業所ネットワーク	就労継続支援事業所のネットワーク等を通じて、事業所職員の支援力の向上に向けた取組みの実施を検討していきます。
就労に関する相談窓口、支援制度の周知	障がい者や事業主に対し、就労や雇用に関する相談窓口や支援制度の周知に努めます。
就労支援体制の整備	障がい者が、安心して就労を継続していけるよう就労定着支援等のサービス実施体制の確保を図ります。 松本市自立支援協議会を中心として、関係機関で就労支援に関する事例検討などを通じて、障がい者の就労に伴う生活面の課題の把握や支援内容の共有を図り、就労支援事業所のサービスの質の向上に向けた取組みを検討します。
就労支援	障がい者の就労を生活面と一体的に支援するため配置されている、障害者就業・生活支援センターの就業・生活支援ワーカーや市の障がい者就労･生活支援ワーカーと連携し、障がい者一人ひとりの就労支援の充実を図ります。また、県のコーディネーターと連携し、雇用する側・される側への情報提供、マッチングを行い、農業分野（農福連携）など新たな雇用の場の創出に努めます。
職場定着支援	松本公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターと連携し、ジョブコーチの派遣による企業での直接的支援、事業主に対する助成金の交付、訓練事業による技能や職場適応力の向上等により、職場定着のための支援をします。
福祉的就労から一般就労への移行推進	就労に必要な知識と能力向上のために訓練等を行う就労移行支援サービスの利用を通じて、福祉的就労から一般企業への更なる就労移行を進めます。
就労選択支援	障がい者が自身の希望や適性に応じた就労の場を選択できるよう、就労選択支援の活用を推進します。 アセスメントや職場体験を通じて、就労移行支援、就労継続支援、一般就労など適切なサービスや就労先への円滑な移行を支援するとともに、関係機関との連携を強化し、きめ細やかな相談・情報提供に努めます。

基本施策１０　地域移行・定着支援

■ 現状と課題

施設や精神科病院からの地域移行を進めるため、地域移行支援・地域定着支援の利用促進や関係機関との連携に取り組んでいますが、グループホーム等の住まいの場の不足や、地域での受入態勢・理解が十分でないことが大きな課題となっています。

アンケート調査では、療育手帳所持者の家族との同居率が９３．６％と高く、今後の生活意向（現状に満足していない方）では「グループホームなどで暮らしたい」が４４．０％と最多となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では２０．４％の方が一人暮らしをしており、「今後どう暮らしたいか」で「わからない」が３３．８％と最も高く、地域生活への不安がうかがえます。施設等からの地域移行や、家族依存からの自立に向けて、グループホーム等の住まいの確保や、地域生活を支える相談・見守り体制の充実が課題です。

■ 施策の方向

⑴ 地域生活支援体制の整備

障がい者がともに地域で自立した生活を送れるよう、相談窓口や意思疎通支援事業等地域生活支援事業の充実を図ります。関係機関と連携し、医療、障がい福祉、教育等が包括的に支援する体制整備を推進します。

⑵ 体験の機会の提供

障がい者が地域での自立した生活を具体的に描けるよう、地域生活支援拠点等整備事業におけるひとり暮らし体験事業の充実を図り、宿泊や日中活動等の体験を通じて、本人の自己決定を支える機会の提供に取り組みます。また、日中活動の体験の場の提供についても検討を進めます。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が、胸を張って地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）及び地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、障がいだけではなく、経済的問題や介護、生活支援など複合的課題について、一体的な支援を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院等へ入所・入院している障がい者が地域で生活できるよう、住居の確保や地域移行のための活動を支援します。
地域定着支援	地域生活を継続していくための常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行います。
松本市障がい者基幹相談支援センター	地域の相談支援事業者等からの相談対応及び助言、障害者支援施設、精神科病院からの相談対応、関係機関との連絡調整、障がい者の居住に関する相談支援を総合的に行うことにより、障がい者の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進します。
ひとり暮らし体験事業	自立を体験できる機会と場を確保し、体験環境整備、体験支援事業を実施します。
地域活動支援センター	障がい者の地域移行や定着を支える拠点として、創作的活動や生産活動、社会交流の場の整備を進めます。専門職員を配置し、相談支援や医療機関との連携を強化することで、地域生活への円滑な移行と安定した定着を支援します。利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを通じ、自立と社会参加の促進に取り組みます。

基本施策１１　住みやすいまちづくり・災害対策

■ 現状と課題

アンケート調査では、災害時に「１人で避難できない」と回答した方が身体障害者手帳所持者で３９．１%、療育手帳所持者で５７．４%に上り、要援護者であることを周囲に申し出ていない方や、避難場所･防災マップを知らない方も多く見られます。災害時の不安としては「避難所での生活」や「障がいに配慮した避難場所」が上位を占めており、個別避難計画の策定や福祉避難所の確保が課題です。また、今後の住まいに関する意向では、地域での自立生活を支える住まいの場の整備が求められています。道路・公共施設等のバリアフリー化とあわせ、誰にとっても利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進め、平常時から支え合える地域体制を構築することが必要です。

■ 施策の方向

⑴ 住まいの場の整備

障がい者が地域で自立した生活を送るには、グループホームや公営住宅が重要な役割を果たしています。団体等と連携し住まいの場の確保に努めます。

⑵ ユニバーサルデザインのまちづくり

障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、住宅の整備や、誰もが利用しやすい公共施設の整備を進めます。

⑶ 災害時等の対策

災害時等において障がい者が安全に避難し、安心して生活できるよう、災害時要援護者支援プランの策定や福祉避難所の確保、運営体制の充実を図ります。障がいに配慮した情報伝達手段の整備や、関係機関との連携を強化し、要配慮者支援の実効性を高めます。あわせて、平時からの防災意識の向上や訓練への参加促進に努めます。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
身体障がい者住宅整備事業	身体障がい者の日常生活の利便性を高めるため、住宅等の整備改善を行います。
移動及び施設利用の円滑化の推進	用途、規模によりバリアフリー法及びそれに基づく長野県福祉のまちづくり条例に定める規定の対象となる公共施設を整備する際は、出入口、廊下、階段、トイレ、駐車場等の部位ごとに、法令が定める必要な基準に沿った整備を行うことで、障がい者等が安全かつ容易に利用できる施設としています。
福祉１００円バス助成事業	高齢者（満７０歳以上）及び障がい者の市民を対象に、車優先社会から公共交通利用優先社会への転換を図るため、ぐるっとまつもとバス、市営バス、地域バス及びアルピコ交通上高地線（鉄道）における運賃の一部を助成します。
Ｎｅｔ１１９（緊急通報システム）	松本広域消防局で運用しているＮｅｔ１１９（緊急通報システム）の周知を図ります。 ※Ｎｅｔ１１９は、聴覚や発語の障がいなどにより、音声で緊急通報（１１９番通報）が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、自宅だけではなく外出先からも１１９番通報を行い、消防車や救急車の要請ができるシステムです。
災害時要援護者支援プラン	災害時に避難が困難となる障がい者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や、情報の共有、福祉事業者との連絡体制の構築を図ります。
避難行動要支援者名簿	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を「避難行動要支援者」として名簿に登録し、平常時から地域の関係者と情報を共有することで、日頃の見守りや災害時の安否確認、避難支援に活用します。
松本安心ネット	松本安心ネットへの登録を促進するとともに、平時からの防災情報の発信や福祉関係機関との連携を図ります。

基本施策１２　保健・医療の充実

■ 現状と課題

アンケート調査では､精神障害者保健福祉手帳所持者の５３．９％が｢健康でない｣と回答し、身体障害者手帳所持者も３８．９％に上るなど、健康面での不安を抱える方が多く見られます。今後力を入れてほしい施策としては､｢医療費負担の軽減｣が全ての障がい種別で上位に挙がり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では３３．４％と高くなっています。また､｢多様な治療やリハビリの機会の充実｣への要望も一定数あり､人工透析や在宅酸素など専門的な医療を必要とする方への継続的な支援体制の確保も課題です。身体障害者手帳所持者の高齢化が進む中、医療と介護が連携した在宅支援の充実が求められています。

■ 施策の方向

⑴ 健康づくり体制の充実

障がい者が身近な地域で健康診査や保健指導を受けられるよう､医療機関等との連携を強化するとともに、相談支援体制の充実を図ります。あわせて、生活習慣病の予防や心身の健康維持に向けた取組みを進めます。

⑵ 医療費の助成

障がい者の医療費負担を軽減するため､自立支援医療や福祉医療費の助成を継続します。また、難病の方に対する医療費助成制度の周知を図り、必要な医療を継続的に受けられる体制づくりを進めます。

⑶ 介護保険との連携

障がい者が６５歳になり介護保険の対象となる場合等には､円滑な移行を支援します｡介護保険サービスでは対応できないニーズには障害福祉サービスの併給を可能とし、個々の状況に応じた支援を行います。

■ 主な取組み

項　目	取 組 み の 概 要
障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見	乳幼児期から疾病の早期発見として妊婦健診の補助・各種乳幼児健診を実施します。 また、松本市国民健康保険加入者に対し、生活習慣病予防のための特定健診を実施します。
自殺予防	複雑かつ複数の問題を抱える市民に対しても、迅速かつ具体的な支援につながるよう、相談・支援体制の充実を図ります。
難病の方への支援	難病等の医療費助成に係る申請受付及び受給者証の受渡しに関する事務を行います。（県の経由事務）
福祉医療	一定の等級以上の障害者手帳を持ち、助成要件を満たしている障がい者に対して、医療費自己負担分の一部を給付します。
自立支援医療	精神疾患で継続的な通院を必要とする方や、身体に障がいを持つ方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方に対し、医療費自己負担分の一部を公費で負担します。
介護保険への移行と併給	持続可能な制度運用のため、介護保険サービスへの移行や介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について、個別に検討します。

（メモ）

第５章　計画の推進に向けて

１　松本市の推進体制

障がい者施策は、福祉、保健、医療、教育など広範囲にわたり、世代により支援制度が異なっています。本計画を推進するために、障がい福祉課及びこども福祉課が中心となり、国や県、関係団体・機関と連携し、高齢、障がい、子ども、貧困といった分野を超えた支援体制を整備します。

２　松本市自立支援協議会との連携

松本市自立支援協議会は、障がい者や難病患者が安心して生活できる地域づくりのため、地域課題の共有、支援の仕組みの改善、連携体制の強化を目的に、福祉・医療・教育・就労などの関係者が自由に参加し、課題解決に向けた協議を行う場として設置しています。

地域課題にスピード感を持って対応することができるよう、松本市単独で設置しています。

本計画に位置付けた取組みは、松本市自立支援協議会からの意見・提言等も踏まえ進めます。

３　適時・適切な情報提供

同一の情報を誰もが同一時点において取得することができるよう、多様な障がいの特性に配慮した情報提供体制の充実を図ります。また、相談窓口や関係機関との連携を強化し、制度、サービス等に関する正確でタイムリーな情報提供を行います。

４　適切なサービスの質と量の確保

指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業は、中核市である松本市が事業所ごとに指定又は登録を行った事業者が、サービスの提供者となります。

これらの事業者に対しては、一定の基準を設けるとともに、運営指導や集団指導、事業者からの日頃の相談対応を通じて、サービスの均一化及び質の向上を図ります。

増加するサービス利用量に対応するために、事業者等への情報提供を進めることで、サービスの提供事業者の新規参入を促進し、サービス基盤の整備につなげます。同時に、「松本市障害福祉サービス支給決定基準」を設けることで、過度なサービス利用を抑制し、サービス任せの生活を改め自分なりの自立を促すきっかけとするとともに、必要なサービスを、必要な人に届けられるよう努めます。

５　計画の進行管理

本計画は、令和９年度から令和１４年度までの６年間の計画とし、本計画に基づく障がい者や障がい児の支援策については、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画により数値目標を定めて実行します。

また、松本市社会福祉審議会において、計画の進行管理・進捗について評価を行い、計画を着実に進めていきます。

第６章　資料編

アンケート調査

（１）調査の概要

１．調査の目的

令和４年度に策定した「第４次松本市障がい者計画」が令和８年度に最終年度を迎えることから、新たな「第５次松本市障がい者計画」を策定する際の基礎資料とするため、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を実施しました。

２．調査の方法

【 調査方法 】郵送配布・郵送回収
【 調査対象 】松本市に居住する障害者手帳所持者３，０００人（内訳は下表）
【 調査期間 】令和７年１２月１０日～令和８年２月３日

３．回収状況

調査の種類	対象数	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳所持者	１，７４０人（無作為抽出）	９０５票	５票	９００票	５１．７%
療育手帳所持者	４８０人（無作為抽出）	２１７票	１票	２１６票	４５．０%
精神障害者保健福祉手帳所持者	７８０人（無作為抽出）	３４２票	１票	３４１票	４３．７%

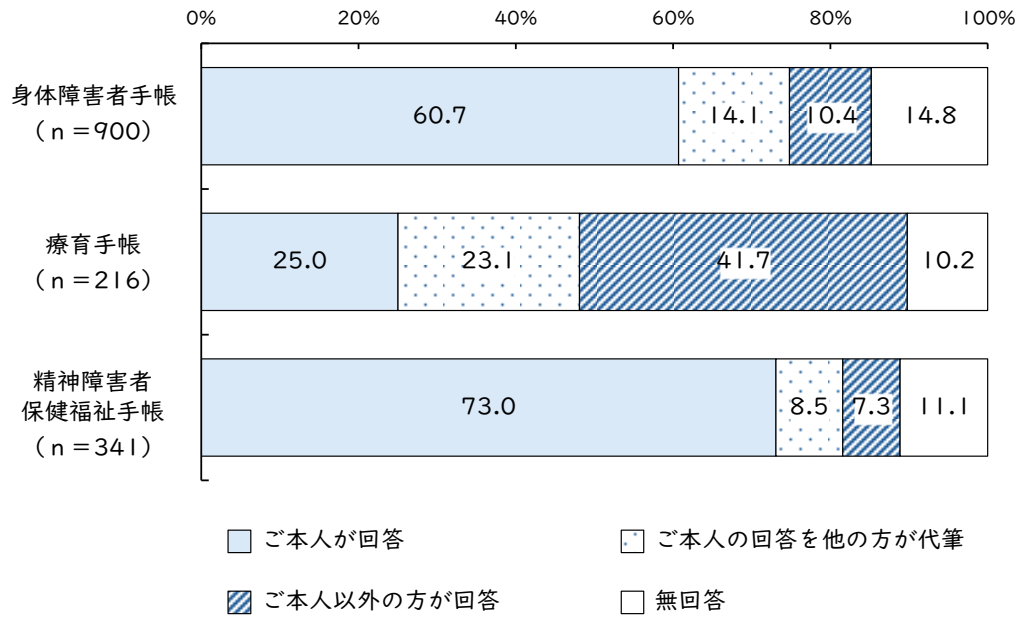
４．この資料の見方

・当該質問に回答した方の実数（回答母数）を表記する場合は「ｎ」と表示しています。
・集計結果の%表示は、小数点以下第２位を四捨五入してあるため、構成比の合計がちょうど１００．０%にならない場合があります。
・複数回答できる質問の場合は、全ての構成比の合計がちょうど１００．０%にならない場合があります。
・紙面の都合上、問や選択肢を省略している箇所があります。
・紙面の都合上、「身体障害者手帳所持者」を「身体障害者手帳」や「身体」、「療育手帳所持者」を「療育手帳」や「療育」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」を「精神障害者保健福祉手帳」や「精神」と表記している箇所があります。

（２）調査の結果

◆　はじめに、調査票の記入者についてうかがいます。

療育手帳において「ご本人以外の方が回答」が約４割



身体障害者手帳所持者

「ご本人が回答」が６０．７％と最も多く、次いで「ご本人の回答を他の方が代筆」が１４．１％、「ご本人以外の方が回答」が１０．４％となっています。

療育手帳所持者

「ご本人以外の方が回答」が４１．７％と最も多く、次いで「ご本人が回答」が２５．０％、「ご本人の回答を他の方が代筆」が２３．１％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

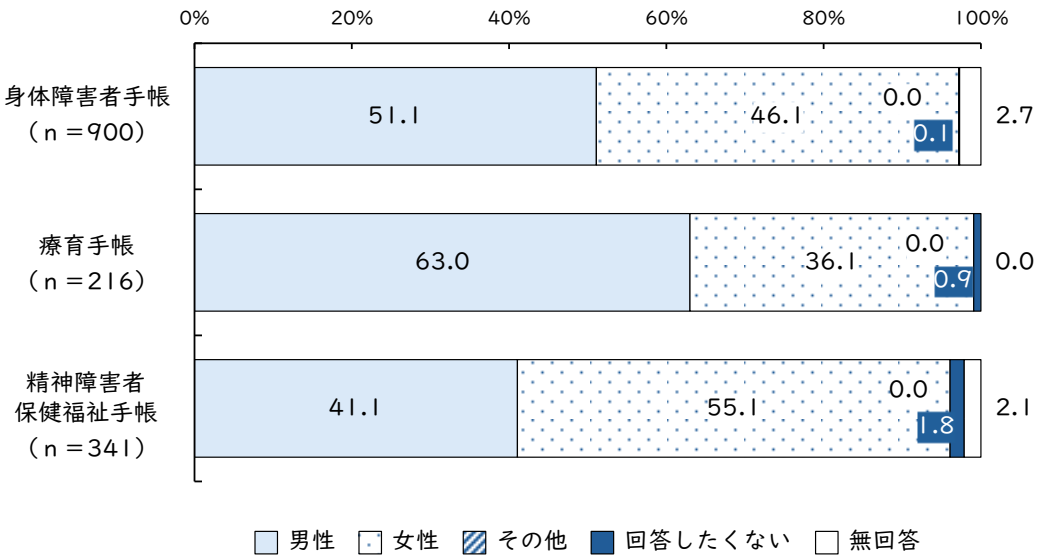
「ご本人が回答」が７３．０％と突出しています。

１．あなたご自身のことについて

◆あなた（あて名のご本人）の性別をお答えください。

≪身体：問１・療育：問１・精神：問１≫

精神障害者保健福祉手帳において「女性」が「男性」より多い



身体障害者手帳所持者

「男性」が５１．１％と最も多く、次いで「女性」が４６．１％、「回答したくない」が０．１％となっています。

療育手帳所持者

「男性」が６３．０％と最も多く、次いで「女性」が３６．１％、「回答したくない」が０．９％となっています。

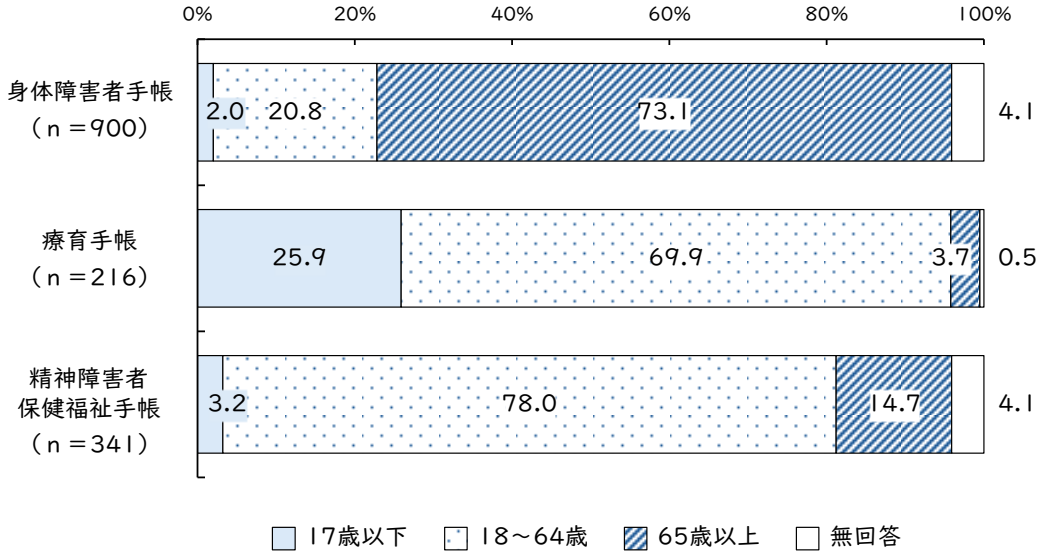
精神障害者保健福祉手帳所持者

「女性」が５５．１％と最も多く、次いで「男性」が４１．１％、「回答したくない」が１．８％となっています。

◆あなたの年齢をお答えください。（令和７年１２月１日時点）

≪身体：問２・療育：問２・精神：問２≫

身体障害者手帳において「６５歳以上」が７割以上



身体障害者手帳所持者

「６５歳以上」が７３．１％と最も多く、次いで「１８～６４歳」が２０．８％、「１７歳以下」が２．０％となっています。

療育手帳所持者

「１８～６４歳」が６９．９％と最も多く、次いで「１７歳以下」が２５．９％、「６５歳以上」が３．７％となっています。

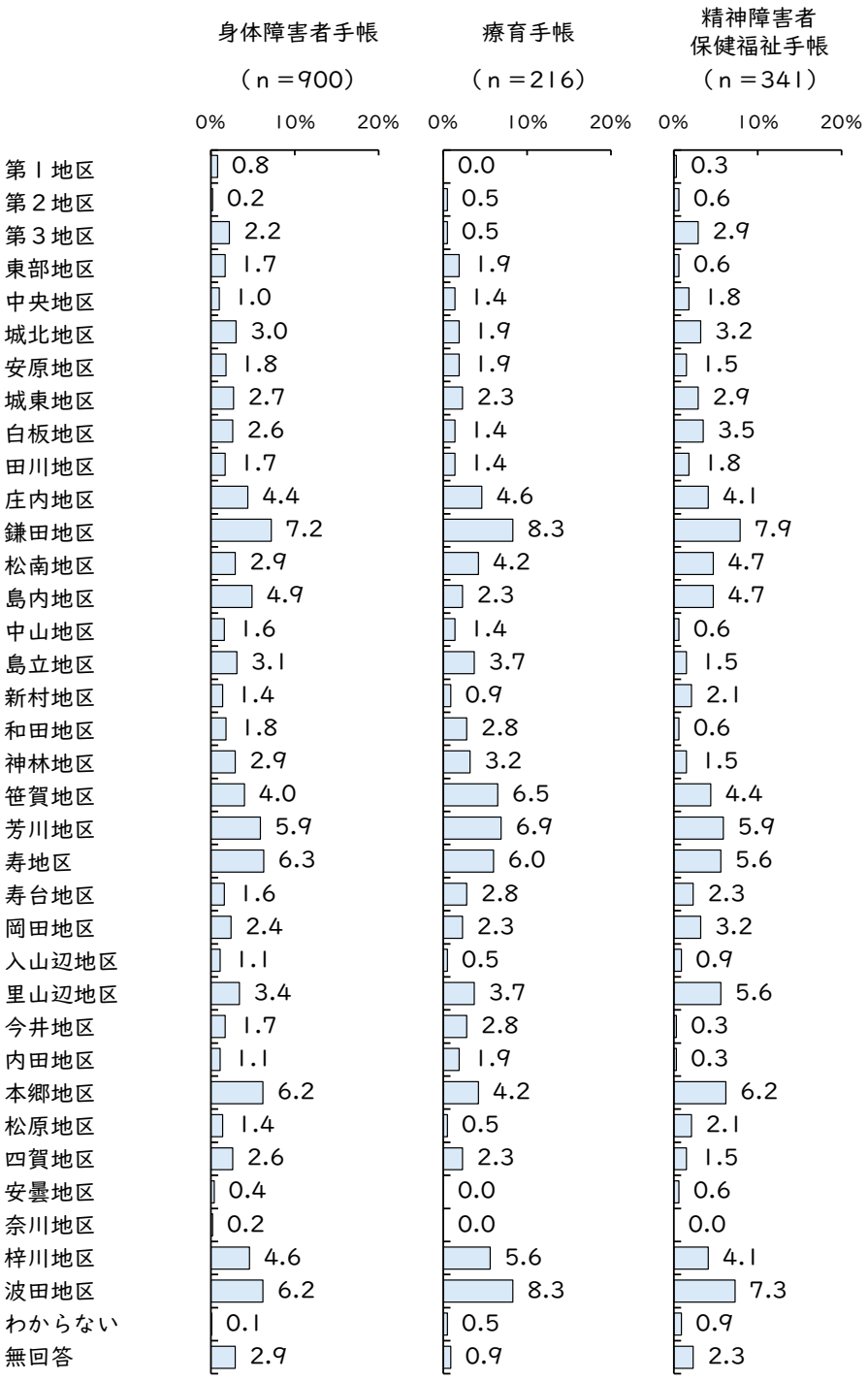
精神障害者保健福祉手帳所持者

「１８～６４歳」が７８．０％と最も多く、次いで「６５歳以上」が１４．７％、「１７歳以下」が３．２％となっています。

◆あなたがお住まいの地区をお答えください。

≪身体：問３・療育：問３・精神：問３≫

全ての手帳において「鎌田地区」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「鎌田地区」が７．２％と最も多く、次いで「寿地区」が６．３％、「本郷地区」、「波田地区」がそれぞれ６．２％などとなっています。

療育手帳所持者

「鎌田地区」、「波田地区」がそれぞれ８．３％と最も多く、次いで「芳川地区」が６．９％、「笹賀地区」が６．５％などとなっています。

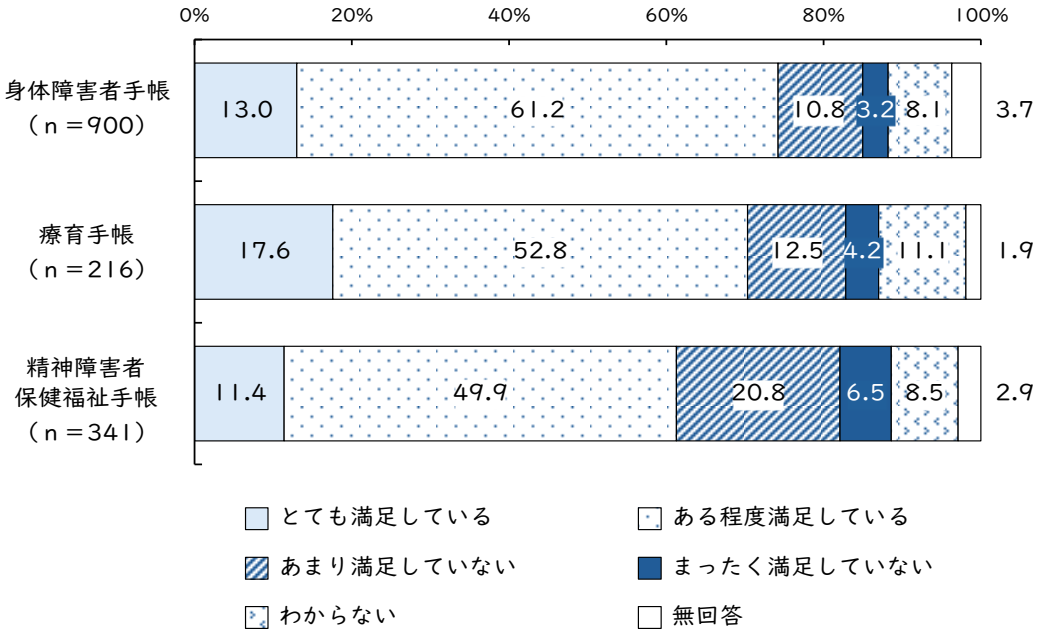
精神障害者保健福祉手帳所持者

「鎌田地区」が７．９％と最も多く、次いで「波田地区」が７．３％、「本郷地区」が６．２％などとなっています。

◆あなたは、現在の生活（住環境、福祉サービスなど）に満足していますか。

≪身体：問４・療育：問４・精神：問４≫

精神障害者保健福祉手帳において『満足していない』が２割以上



身体障害者手帳所持者

「ある程度満足している」が６１．２％と最も多く、次いで「とても満足している」が１３．０％、「あまり満足していない」が１０．８％などとなっています。また、『満足している』（「とても満足している」＋「ある程度満足している」）は７４．２％、『満足していない』（「まったく満足していない」＋「あまり満足していない」）は１４．０％となっています。

療育手帳所持者

「ある程度満足している」が５２．８％と最も多く、次いで「とても満足している」が１７．６％、「あまり満足していない」が１２．５％などとなっています。また、『満足している』は７０．４％、『満足していない』は１６．７％となっています。

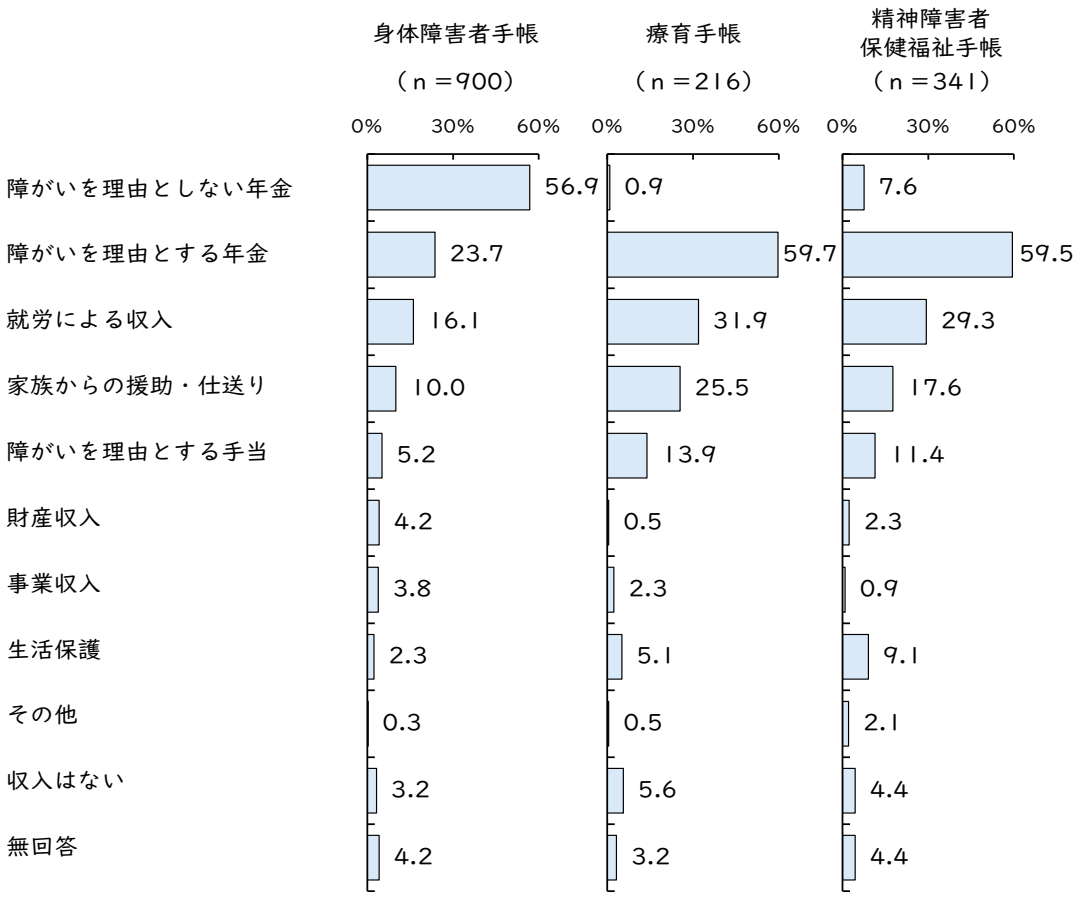
精神障害者保健福祉手帳所持者

「ある程度満足している」が４９．９％と最も多く、次いで「あまり満足していない」が２０．８％、「とても満足している」が１１．４％などとなっています。また、『満足している』は６１．３％、『満足していない』は２７．３％となっています。

◆あなたは、どのような方法で収入を得ていますか。（複数回答可）

≪身体：問５・療育：問５・精神：問５≫

身体障害者手帳において「障がいを理由としない年金」が半数以上



身体障害者手帳所持者

「障がいを理由としない年金」が５６．９％と最も多く、次いで「障がいを理由とする年金」が２３．７％、「就労による収入」が１６．１％などとなっています。

療育手帳所持者

「障がいを理由とする年金」が５９．７％と最も多く、次いで「就労による収入」が３１．９％、「家族からの援助・仕送り」が２５．５％などとなっています。

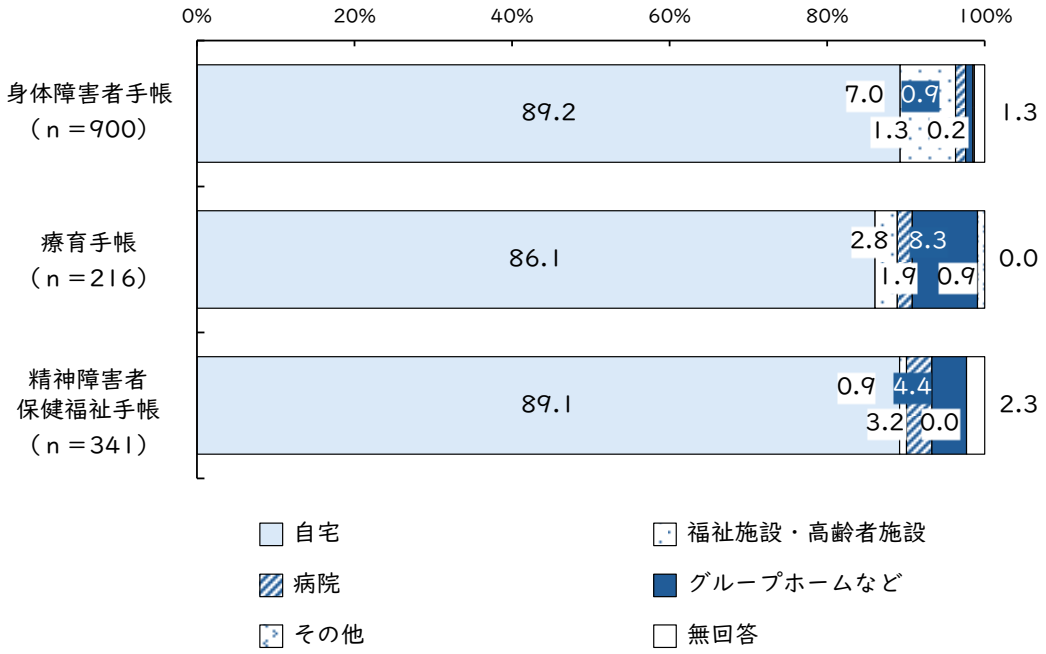
精神障害者保健福祉手帳所持者

「障がいを理由とする年金」が５９．５％と最も多く、次いで「就労による収入」が２９．３％、「家族からの援助・仕送り」が１７．６％などとなっています。

◆あなたは、現在どこで生活していますか。

≪身体：問６・療育：問６・精神：問６≫

全ての手帳において「自宅」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「自宅」が８９．２％と突出しています。また、『施設等で暮らしている』（「福祉施設・高齢者施設」＋「病院」＋「グループホームなど」）は９．２％となっています。

療育手帳所持者

「自宅」が８６．１％と突出しています。また、『施設等で暮らしている』は１３．０％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

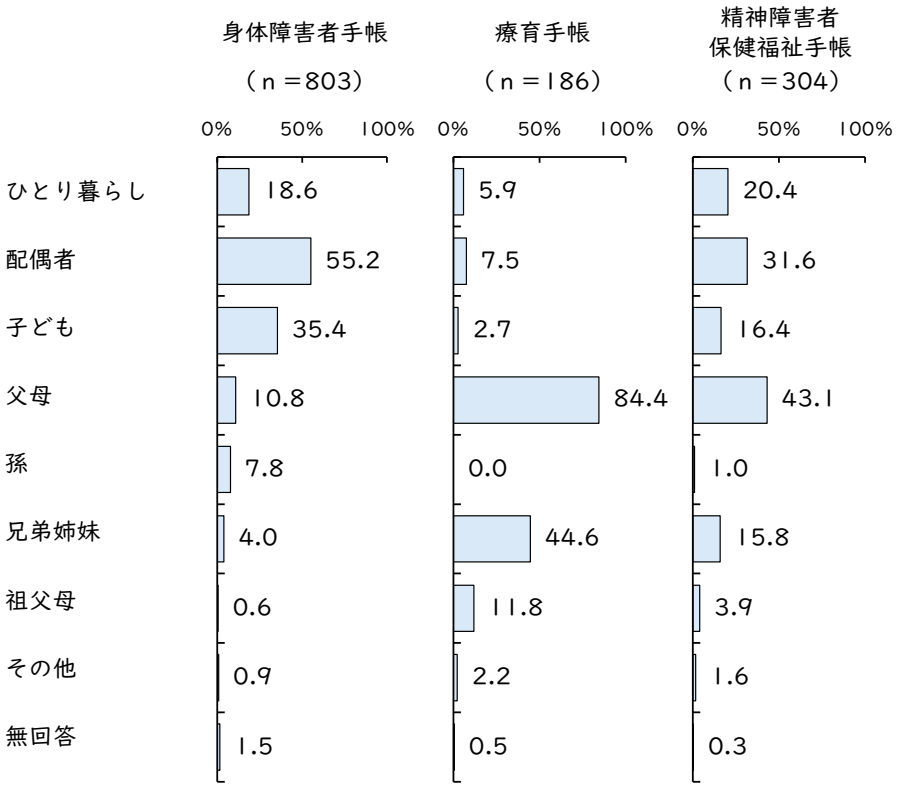
「自宅」が８９．１％と突出しています。また、『施設等で暮らしている』は８．５％となっています。

身体：問６・療育：問６・精神：問６で「自宅（借家・公営住宅含む）」と回答した方のみ

◆あなたが同居している方はどなたですか。（複数回答可）

≪身体：問６－１・療育：問６－１・精神：問６－１≫

療育手帳において『家族と暮らしている』が９割以上



身体障害者手帳所持者

「配偶者」が５５．２％と最も多く、次いで「子ども」が３５．４％、「ひとり暮らし」が１８．６％などとなっています。また、『家族と暮らしている』（全体－「ひとり暮らし」－無回答）は７９．９％となっています。

療育手帳所持者

「父母」が８４．４％と最も多く、次いで「兄弟姉妹」が４４．６％、「祖父母」が１１．８％などとなっています。また、『家族と暮らしている』は９３．６％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

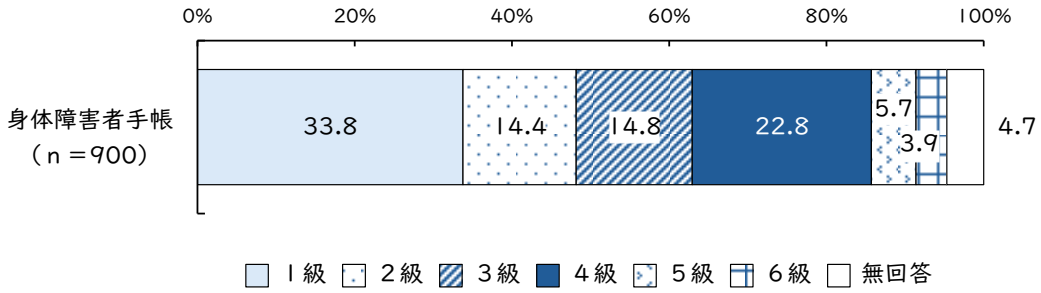
「父母」が４３．１％と最も多く、次いで「配偶者」が３１．６％、「ひとり暮らし」が２０．４％などとなっています。また、『家族と暮らしている』は７９．３％となっています。

２．障がいの状態などについて

◆あなたの身体障害者手帳に記載されている障がいの等級は次のどれですか。

≪身体：問７≫

「１級」が３割以上

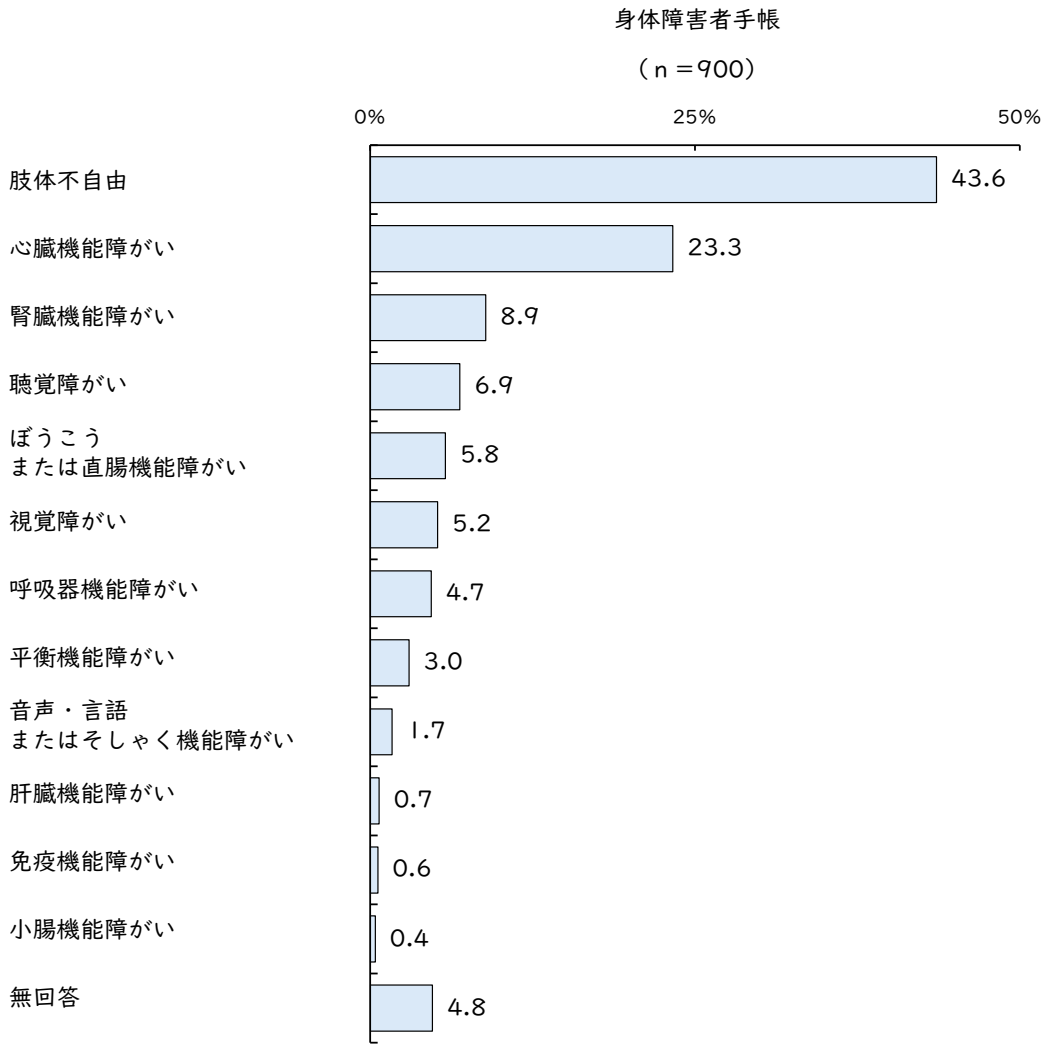


「１級」が３３．８％と最も多く、次いで「４級」が２２．８％、「３級」が１４．８％などとなっています。

◆あなたの身体障害者手帳に記載されている障がいの種類は次のどれですか。
（複数回答可）

≪身体：問８≫

「肢体不自由」が４割以上

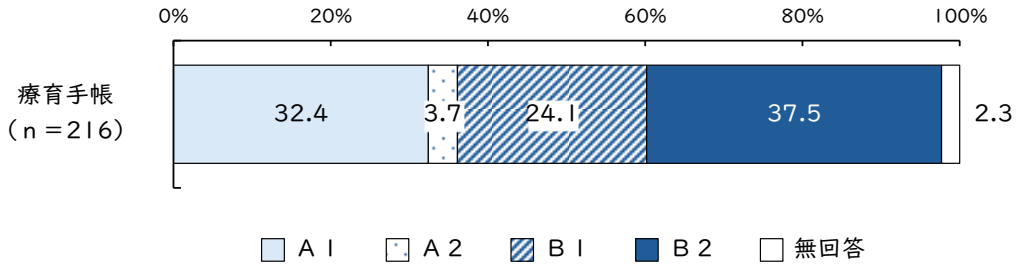


「肢体不自由」が４３．６％と最も多く、次いで「心臓機能障がい」が２３．３％、「腎臓機能障がい」が８．９％などとなっています。

◆あなたの療育手帳に記載されている判定は次のどれですか。

≪療育：問７≫

「Ａ１」、「Ｂ２」がそれぞれ３割以上

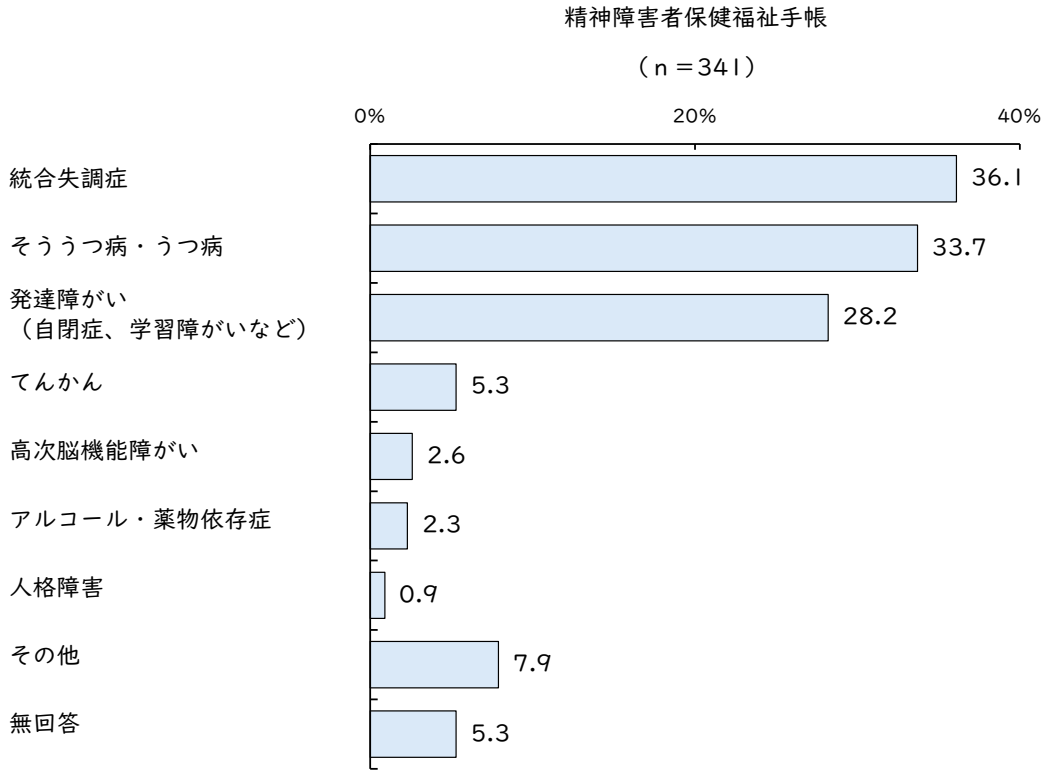


「Ｂ２」が３７．５％と最も多く、次いで「Ａ１」が３２．４％、「Ｂ１」が２４．１％などとなっています。

◆もし、よろしければ、あなたの診断名について、お教えください。（複数回答可）

≪精神：問７≫

「統合失調症」、「そううつ病・うつ病」がそれぞれ３割以上

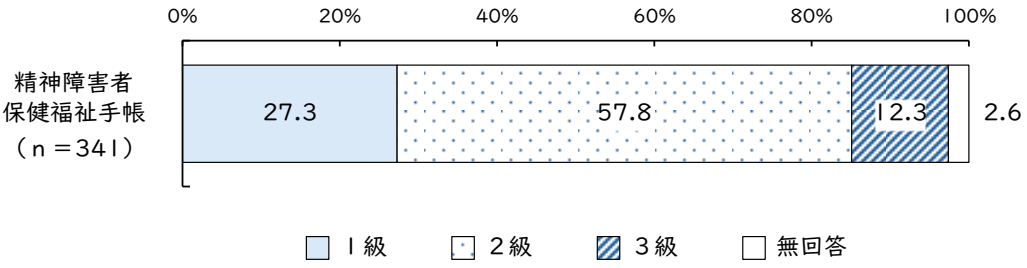


「統合失調症」が３６．１％と最も多く、次いで「そううつ病・うつ病」が３３．７％、「発達障がい（自閉症、学習障がいなど）」が２８．２％などとなっています。

◆精神障害者保健福祉手帳の判定は次のどれですか。

≪精神：問８≫

「２級」が半数以上

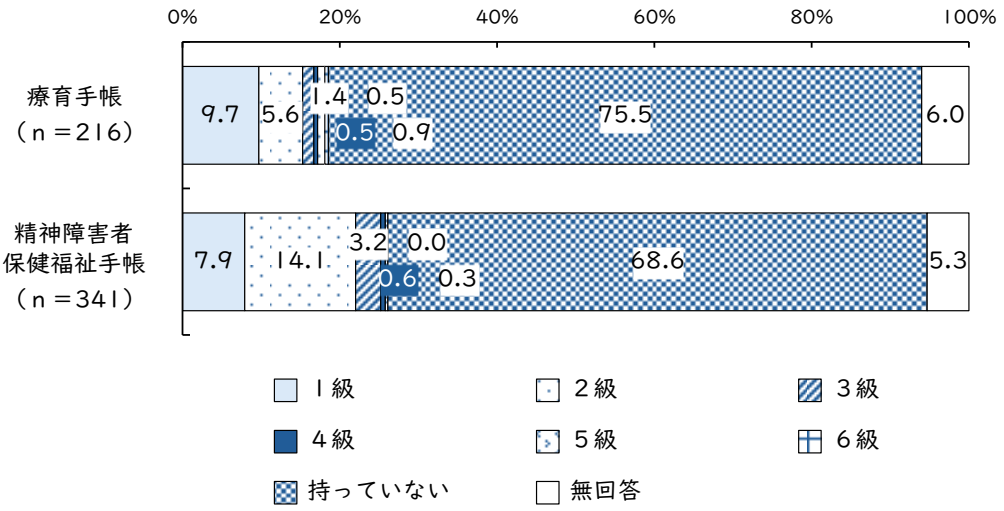


「２級」が５７．８％と最も多く、次いで「１級」が２７．３％、「３級」が１２．３％となっています。

◆あなたは、身体障害者手帳を持っていますか。

≪療育：問８・精神：問９≫

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳ともに「持っていない」が６割以上



療育手帳所持者

「持っていない」が７５．５％と突出しています。

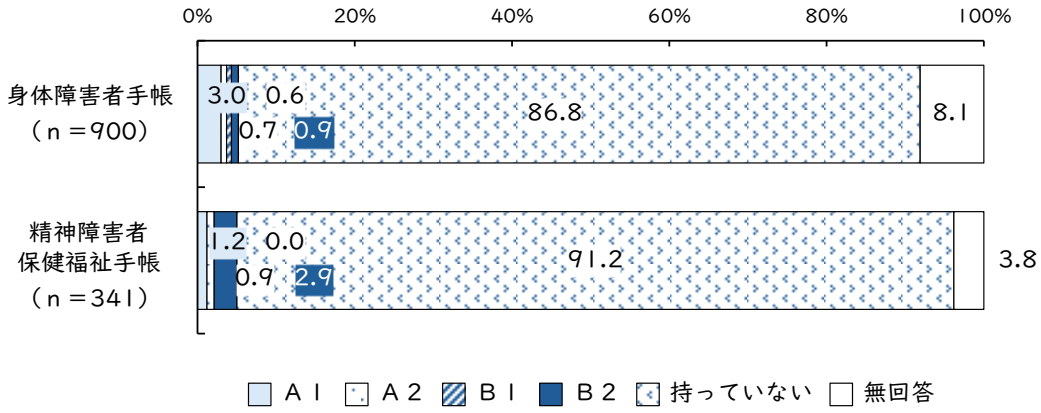
精神障害者保健福祉手帳所持者

「持っていない」が６８．６％と最も多く、次いで「２級」が１４．１％、「１級」が７．９％などとなっています。

◆あなたは、療育手帳を持っていますか。

≪身体：問９・精神：問１０≫

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳ともに「持っていない」が８割以上



身体障害者手帳所持者

「持っていない」が８６．８％と突出しています。

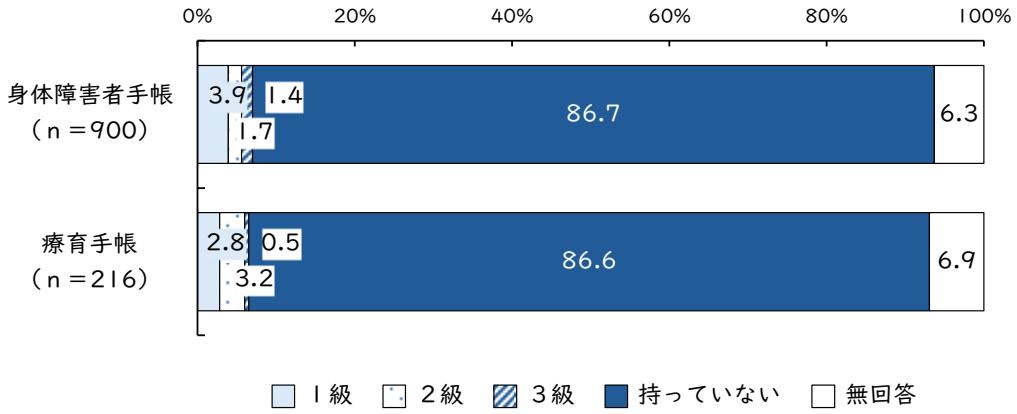
精神障害者保健福祉手帳所持者

「持っていない」が９１．２％と突出しています。

◆あなたは、精神障害者保健福祉手帳を持っていますか。

≪身体：問１０・療育：問９≫

身体障害者手帳・療育手帳ともに「持っていない」が８割以上



身体障害者手帳所持者

「持っていない」が８６．７％と突出しています。

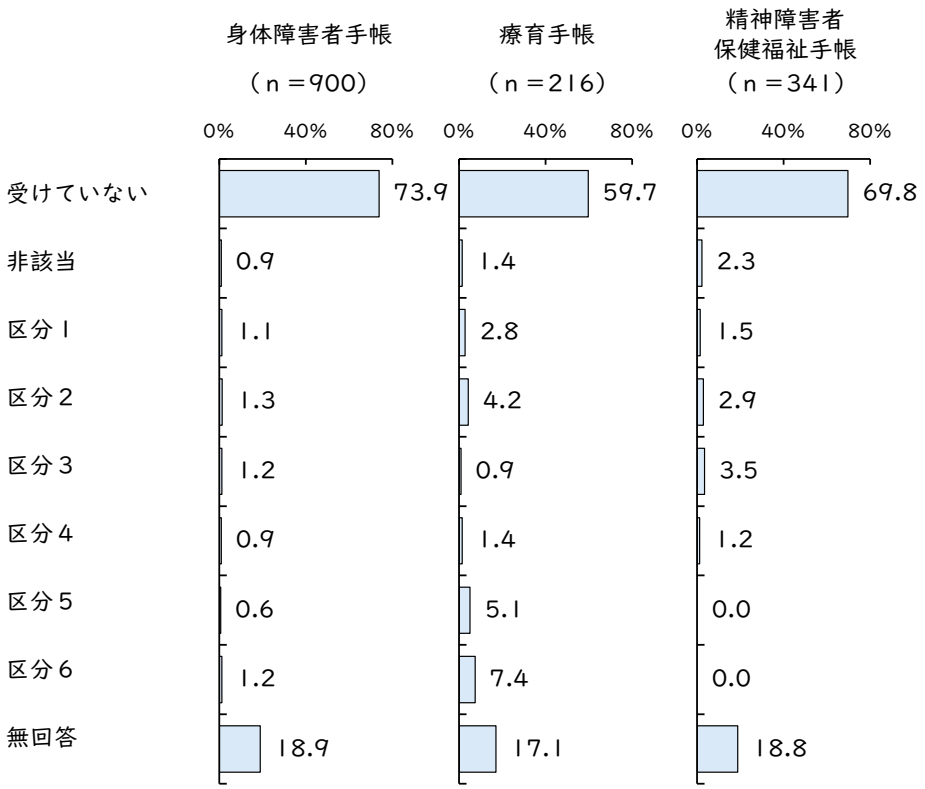
療育手帳所持者

「持っていない」が８６．６％と突出しています。

◆あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。

≪身体：問１１・療育：問１０・精神：問１１≫

全ての手帳において「受けていない」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「受けていない」が７３．９％と突出しています。

療育手帳所持者

「受けていない」が５９．７％と突出しています。

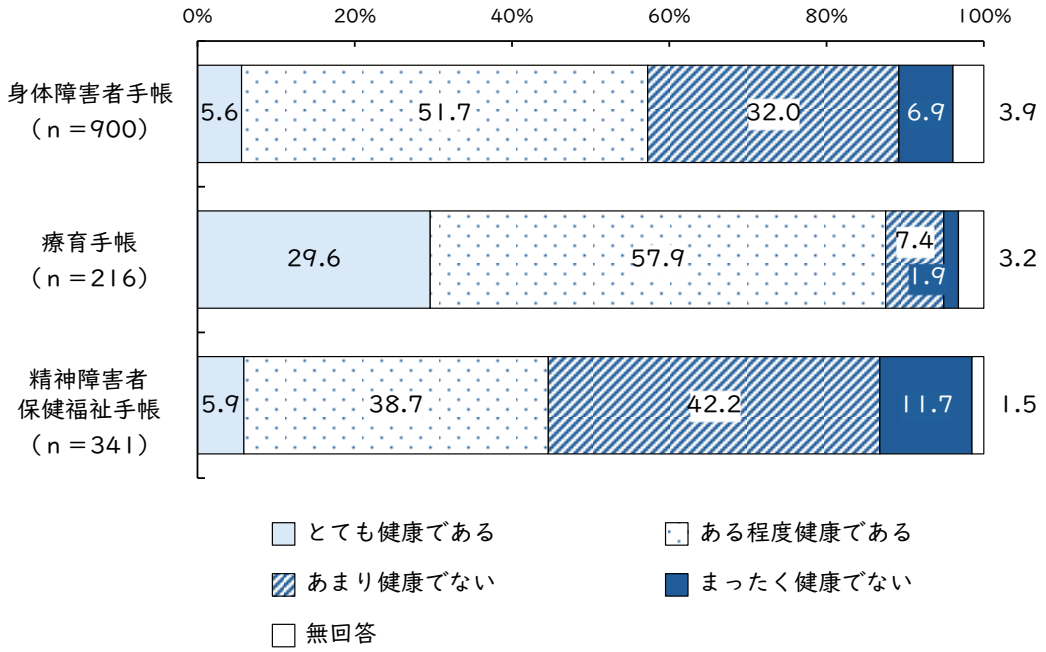
精神障害者保健福祉手帳所持者

「受けていない」が６９．８％と突出しています。

◆あなたは、自分自身の健康状態をどう思いますか。

≪身体：問１２・療育：問１１・精神：問１２≫

療育手帳において『健康である』が８割以上



身体障害者手帳所持者

「ある程度健康である」が５１．７％と最も多く、次いで「あまり健康でない」が３２．０％、「まったく健康でない」が６．９％などとなっています。また、『健康である』（「とても健康である」＋「ある程度健康である」）は５７．３％、『健康でない』（「まったく健康でない」＋「あまり健康でない」）は３８．９％となっています。

療育手帳所持者

「ある程度健康である」が５７．９％と最も多く、次いで「とても健康である」が２９．６％、「あまり健康でない」が７．４％などとなっています。また、『健康である』は８７．５％、『健康でない』は９．３％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

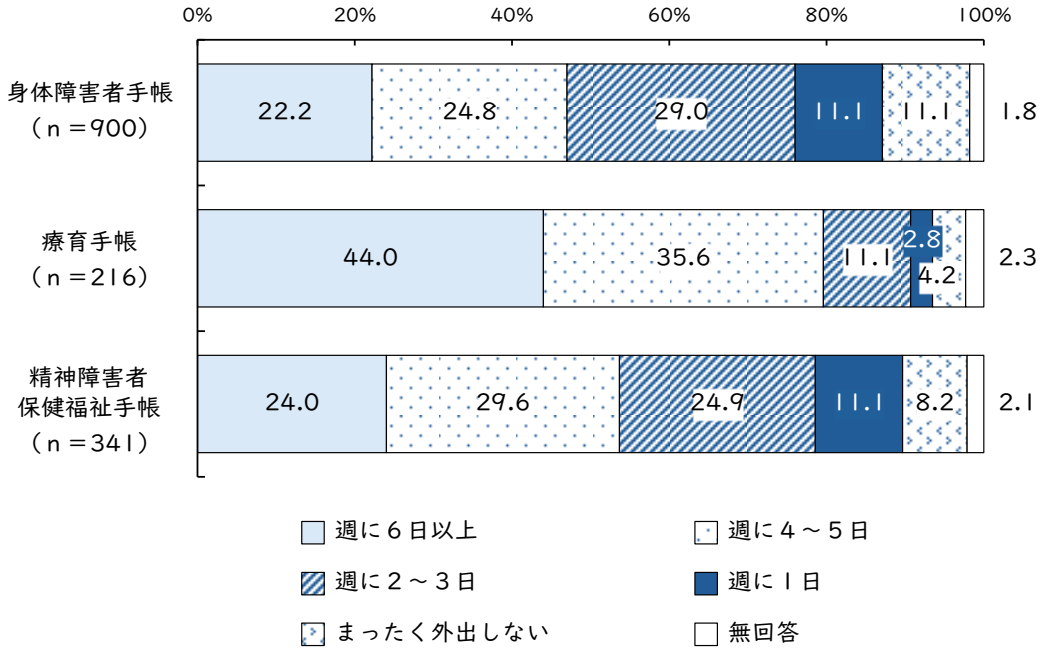
「あまり健康でない」が４２．２％と最も多く、次いで「ある程度健康である」が３８．７％、「まったく健康でない」が１１．７％などとなっています。また、『健康である』は４４．６％、『健康でない』は５３．９％となっています。

３．日常生活について

◆あなたは、１週間あたり、どれくらいの頻度で外出（買い物や通院だけでなく、通所や散歩といった自宅の敷地外に出ることも含む。）していますか。

≪身体：問１３・療育：問１２・精神：問１３≫

全ての手帳において『週に１日以上』が９割前後



身体障害者手帳所持者

「週に２～３日」が２９．０％と最も多く、次いで「週に４～５日」が２４．８％、「週に６日以上」が２２．２％などとなっています。また、『週に１日以上』（「週に６日以上」＋「週に４～５日」＋「週に２～３日」＋「週に１日」）は８７．１％となっています。

療育手帳所持者

「週に６日以上」が４４．０％と最も多く、次いで「週に４～５日」が３５．６％、「週に２～３日」が１１．１％などとなっています。また、『週に１日以上』は９３．５％となっています。

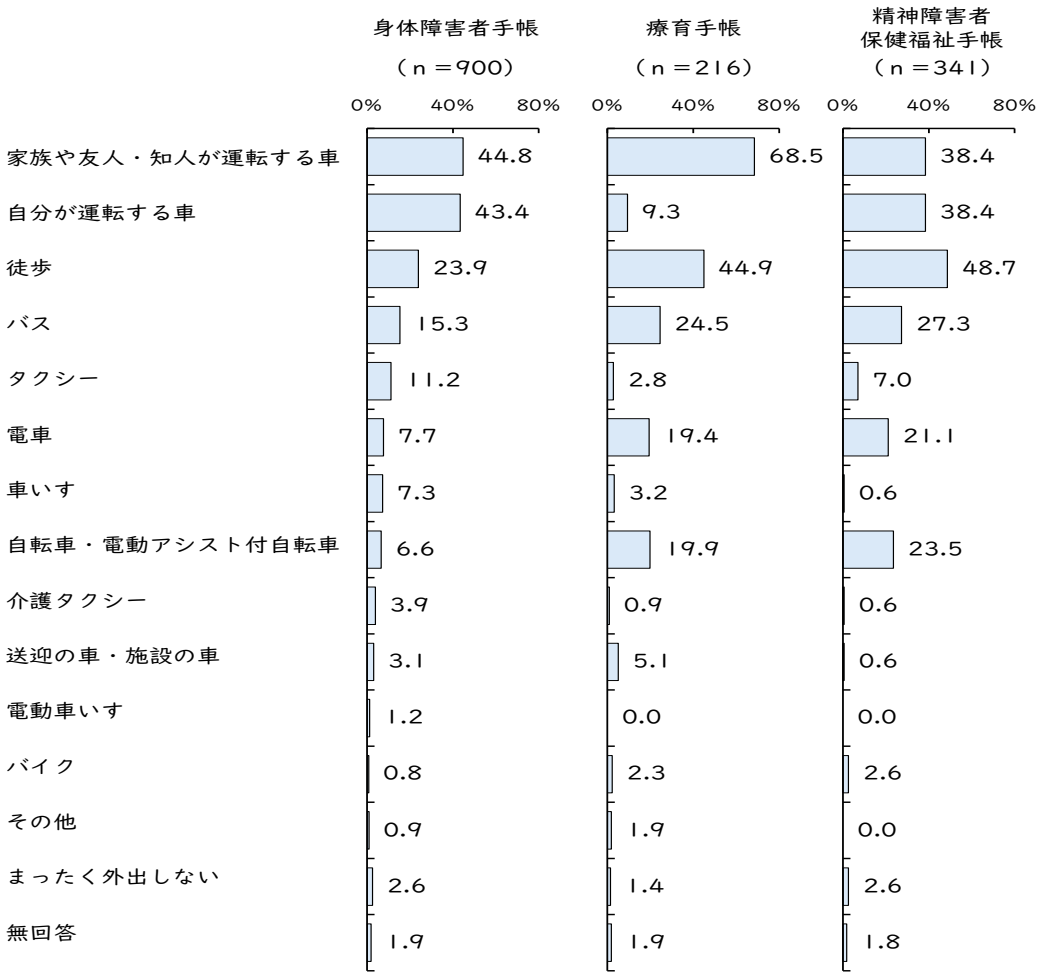
精神障害者保健福祉手帳所持者

「週に４～５日」が２９．６％と最も多く、次いで「週に２～３日」が２４．９％、「週に６日以上」が２４．０％などとなっています。また、『週に１日以上』は８９．６％となっています。

◆あなたは、外出する時にどのような移動手段を使いますか。（複数回答可）

≪身体：問１４・療育：問１３・精神：問１４≫

療育手帳において「家族や友人・知人が運転する車」が約７割



※「送迎の車・施設の車」は、その他の具体的内容として多く回答されていたため、集計時に追加した選択肢です。

身体障害者手帳所持者

「家族や友人・知人が運転する車」が４４．８%と最も多く、次いで「自分が運転する車」が４３．４%、「徒歩」が２３．９%などとなっています。

療育手帳所持者

「家族や友人・知人が運転する車」が６８．５%と最も多く、次いで「徒歩」が４４．９%、「バス」が２４．５%などとなっています。

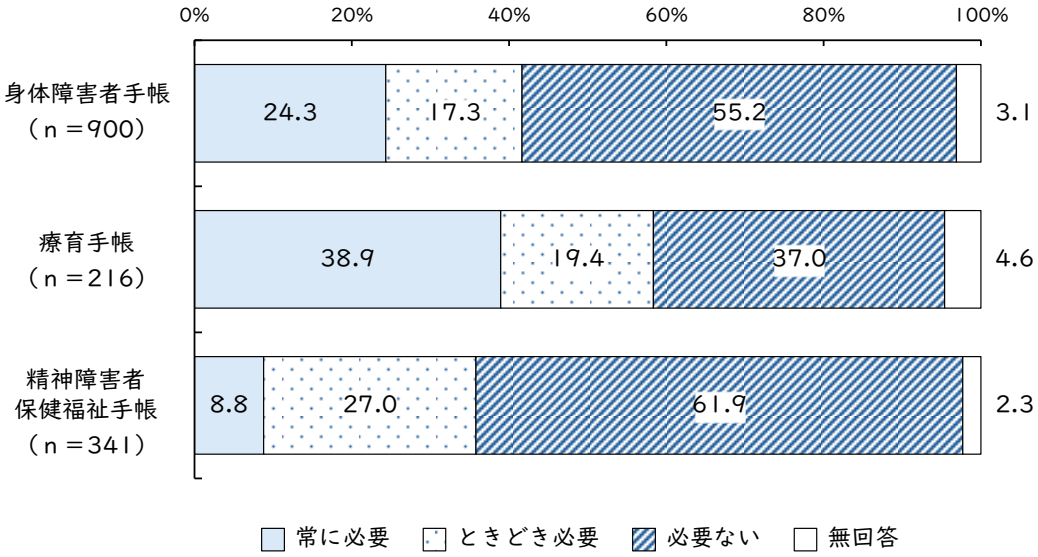
精神障害者保健福祉手帳所持者

「徒歩」が４８．７%と最も多く、次いで「家族や友人・知人が運転する車」、「自分が運転する車」がそれぞれ３８．４%、「バス」が２７．３%などとなっています。

◆あなたは、外出する時に介助者が必要ですか。

≪身体：問１５・療育：問１４・精神：問１５≫

療育手帳において『必要』が約６割



身体障害者手帳所持者

「必要ない」が５５．２％と最も多く、次いで「常に必要」が２４．３％、「ときどき必要」が１７．３％となっています。また、『必要』（「常に必要」＋「ときどき必要」）は４１．６％となっています。

療育手帳所持者

「常に必要」が３８．９％と最も多く、次いで「必要ない」が３７．０％、「ときどき必要」が１９．４％となっています。また、『必要』は５８．３％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

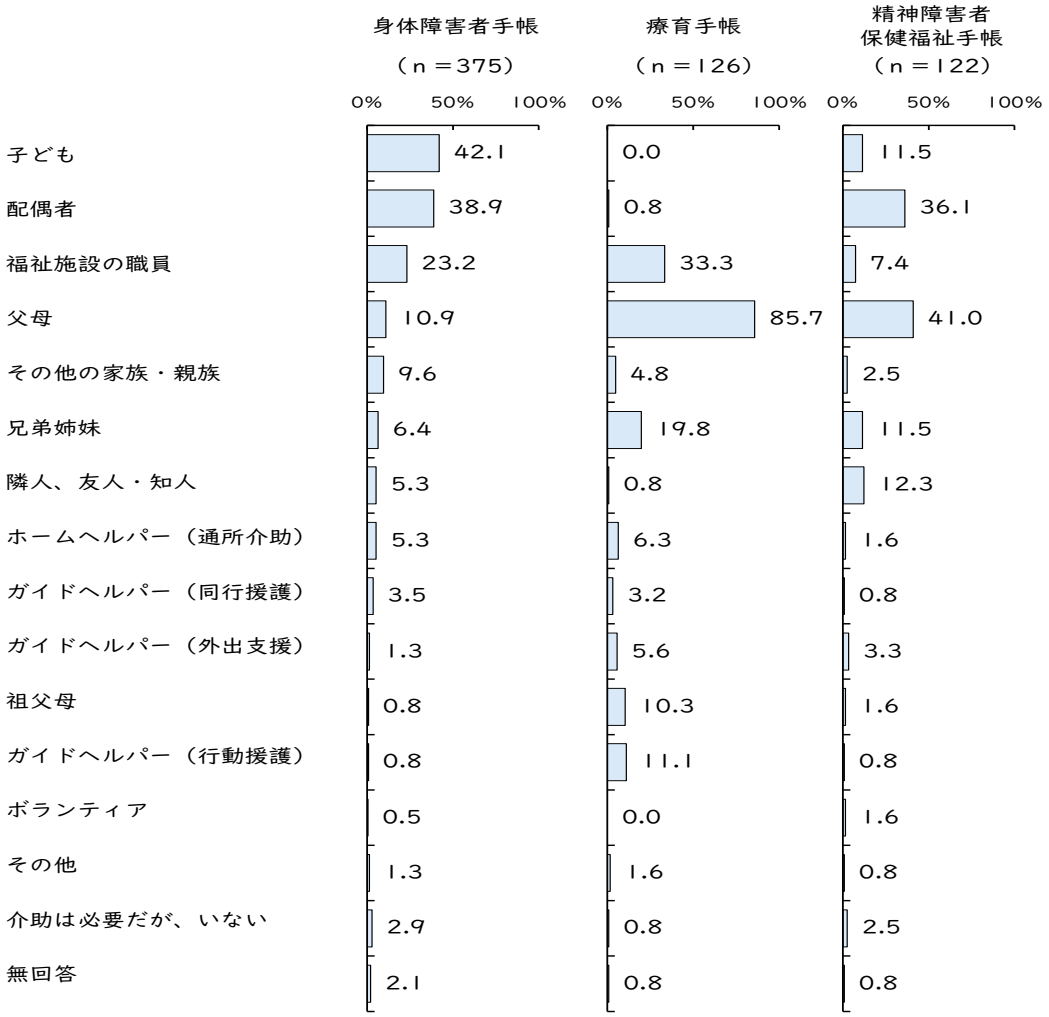
「必要ない」が６１．９％と最も多く、次いで「ときどき必要」が２７．０％、「常に必要」が８．８％となっています。また、『必要』は３５．８％となっています。

身体：問１５・療育：問１４・精神：問１５で「常に必要」または「ときどき必要」と回答した方のみ

◆あなたが外出する時の主な介助者は誰ですか。（複数回答可：３つまで）

≪身体：問１５－１・療育：問１４－１・精神：問１５－１≫

療育手帳において「父母」が８割以上



身体障害者手帳所持者

「子ども」が４２．１%と最も多く、次いで「配偶者」が３８．９%、「福祉施設の職員」が２３．２%などとなっています。

療育手帳所持者

「父母」が８５．７%と最も多く、次いで「福祉施設の職員」が３３．３%、「兄弟姉妹」が１９．８%などとなっています。

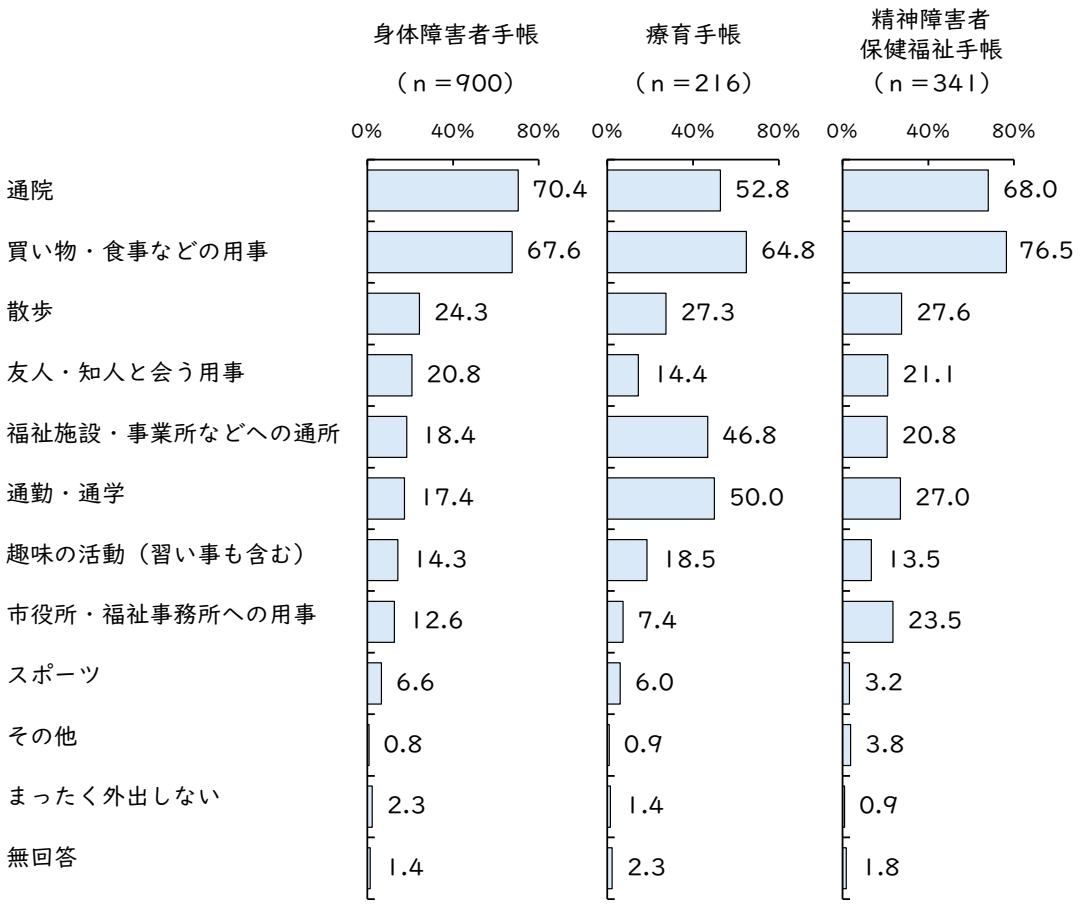
精神障害者保健福祉手帳所持者

「父母」が４１．０%と最も多く、次いで「配偶者」が３６．１%、「隣人、友人・知人」が１２．３%などとなっています。

◆あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（複数回答可）

≪身体：問１６・療育：問１５・精神：問１６≫

身体障害者手帳において「通院」が約７割



身体障害者手帳所持者

「通院」が７０．４％と最も多く、次いで「買い物・食事などの用事」が６７．６％、「散歩」が２４．３％などとなっています。

療育手帳所持者

「買い物・食事などの用事」が６４．８％と最も多く、次いで「通院」が５２．８％、「通勤・通学」が５０．０％などとなっています。

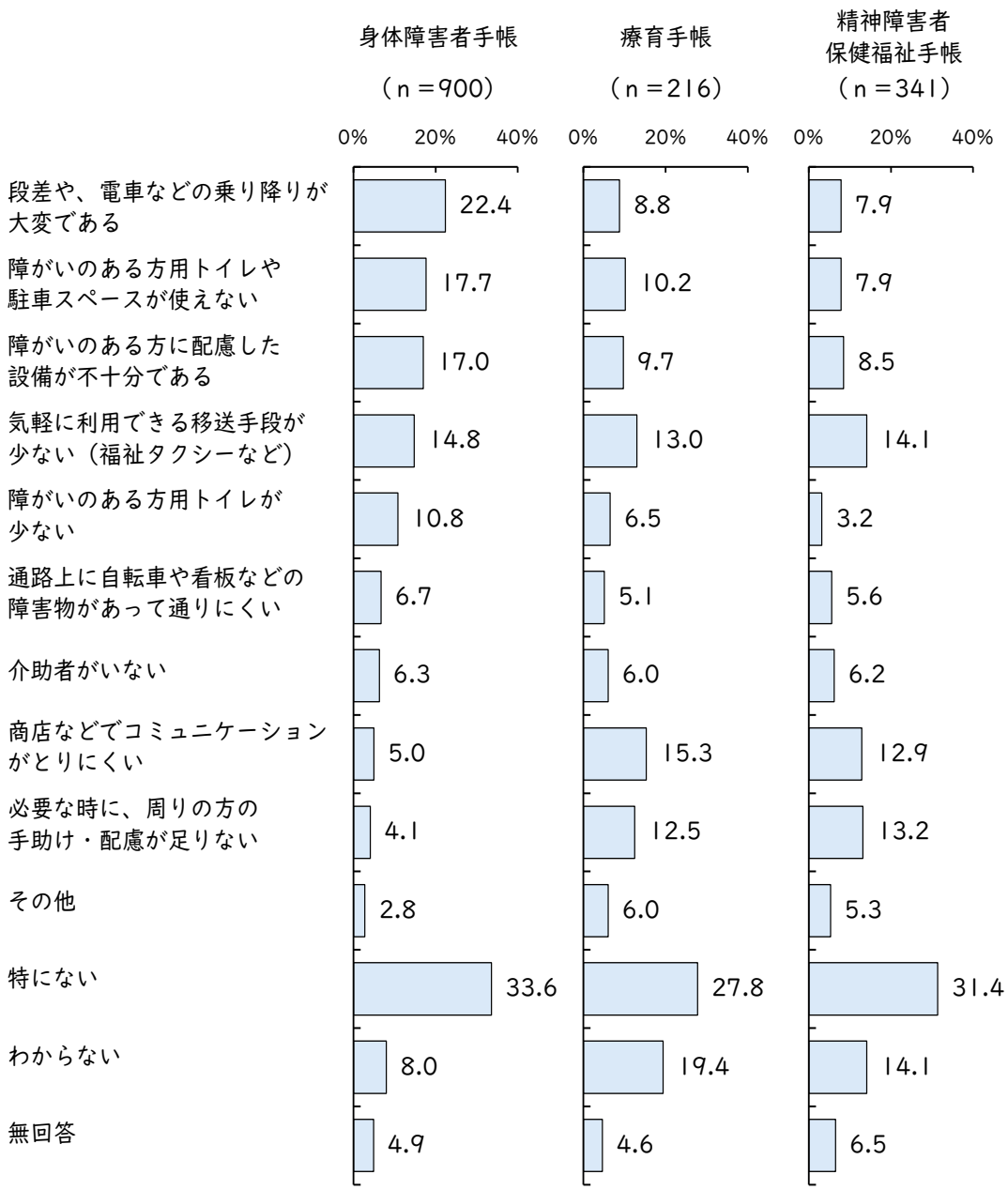
精神障害者保健福祉手帳所持者

「買い物・食事などの用事」が７６．５％と最も多く、次いで「通院」が６８．０％、「散歩」が２７．６％などとなっています。

◆あなたは、外出する時に松本市内でどのようなことに困ったり、不便に感じたりしますか。（複数回答可）

≪身体：問１７・療育：問１６・精神：問１７≫

全ての手帳において『困ったり、不便に感じたりすることがある』が半数程度



身体障害者手帳所持者

「特にない」が３３．６％と最も多く、次いで「段差や、電車などの乗り降りが大変である」が２２．４％、「障がいのある方用トイレや駐車スペースが使えない」が１７．７％などとなっています。また、『困ったり、不便に感じたりすることがある』（全体－「特にない」－「わからない」－無回答）は５３．５％となっています。

療育手帳所持者

「特にない」が２７．８％と最も多く、次いで「わからない」が１９．４％、「商店などでコミュニケーションがとりにくい」が１５．３％などとなっています。また、『困ったり、不便に感じたりすることがある』は４８．２％となっています。

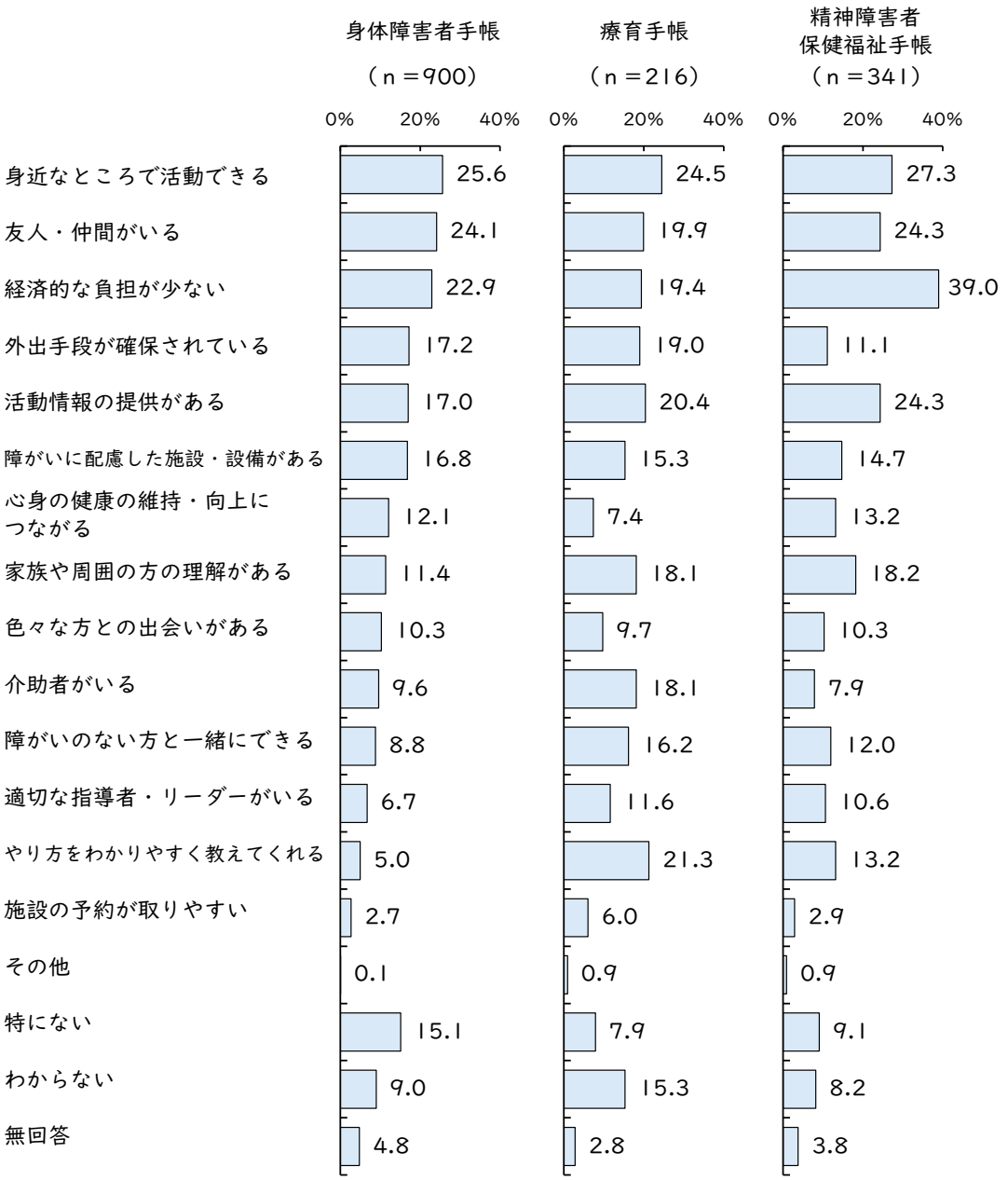
精神障害者保健福祉手帳所持者

「特にない」が３１．４％と最も多く、次いで「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉タクシーなど）」、「わからない」がそれぞれ１４．１％、「必要な時に、周りの方の手助け・配慮が足りない」が１３．２％などとなっています。また、『困ったり、不便に感じたりすることがある』は４８．０％となっています。

◆あなたは、趣味・学習・スポーツ・社会活動などに参加しやすくなるために、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可：３つまで）

≪身体：問１８・療育：問１７・精神：問１８≫

精神障害者保健福祉手帳において「経済的な負担が少ない」が約４割



身体障害者手帳所持者

「身近なところで活動できる」が２５．６％と最も多く、次いで「友人・仲間がいる」が２４．１％、「経済的な負担が少ない」が２２．９％などとなっています。

療育手帳所持者

「身近なところで活動できる」が２４．５％と最も多く、次いで「やり方をわかりやすく教えてくれる」が２１．３％、「活動情報の提供がある」が２０．４％などとなっています。

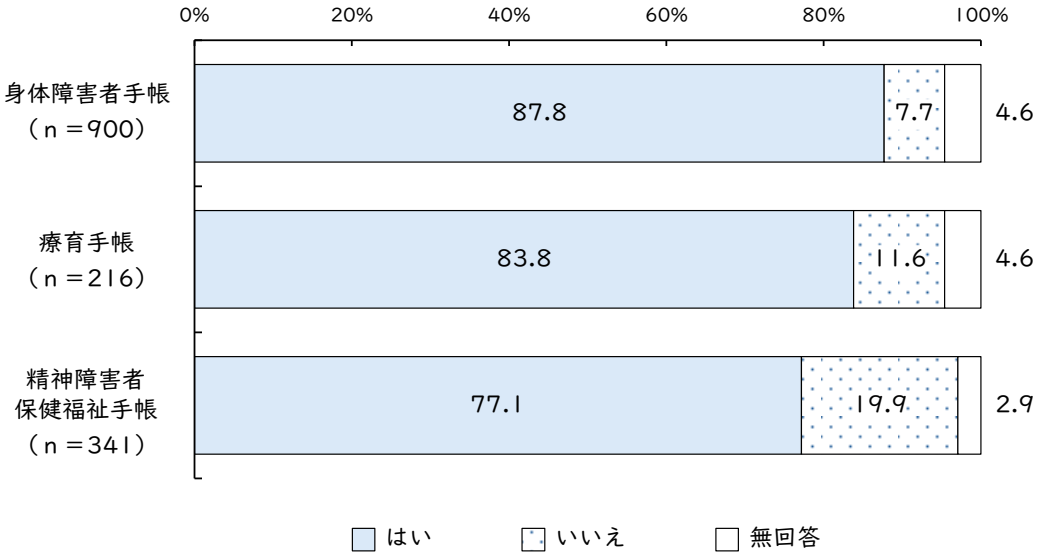
精神障害者保健福祉手帳所持者

「経済的な負担が少ない」が３９．０％と最も多く、次いで「身近なところで活動できる」が２７．３％、「友人・仲間がいる」、「活動情報の提供がある」がそれぞれ２４．３％などとなっています。

◆あなたは、今後も現在の生活を続けたいですか。

≪身体：問１９・療育：問１８・精神：問１９≫

精神障害者保健福祉手帳において「いいえ」が約２割



身体障害者手帳所持者

「はい」が８７．８％と突出しています。

療育手帳所持者

「はい」が８３．８％、「いいえ」が１１．６％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

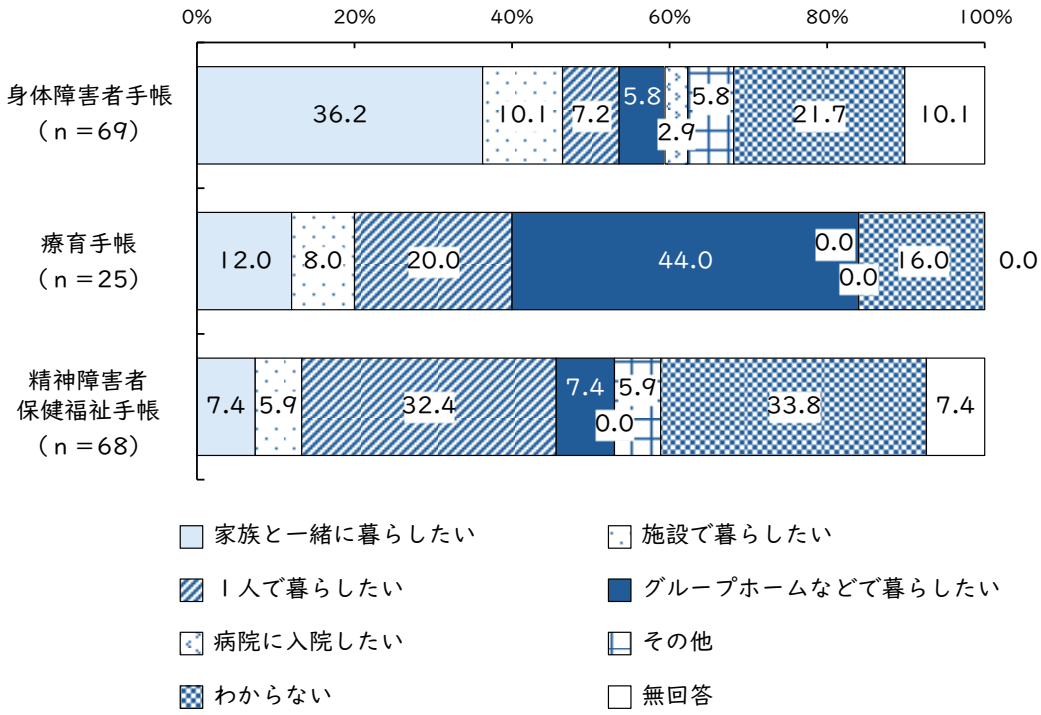
「はい」が７７．１％、「いいえ」が１９．９％となっています。

身体：問１９・療育：問１８・精神：問１９で「いいえ」と回答した方のみ

◆あなたは、今後どのように暮らしたいですか。

≪身体：問１９－１・療育：問１８－１・精神：問１９－１≫

療育手帳において「グループホームなどで暮らしたい」が４割以上



身体障害者手帳所持者

「家族と一緒に暮らしたい」が３６．２％と最も多く、次いで「わからない」が２１．７％、「施設で暮らしたい」が１０．１％などとなっています。

療育手帳所持者

「グループホームなどで暮らしたい」が４４．０％と最も多く、次いで「１人で暮らしたい」が２０．０％、「わからない」が１６．０％などとなっています。

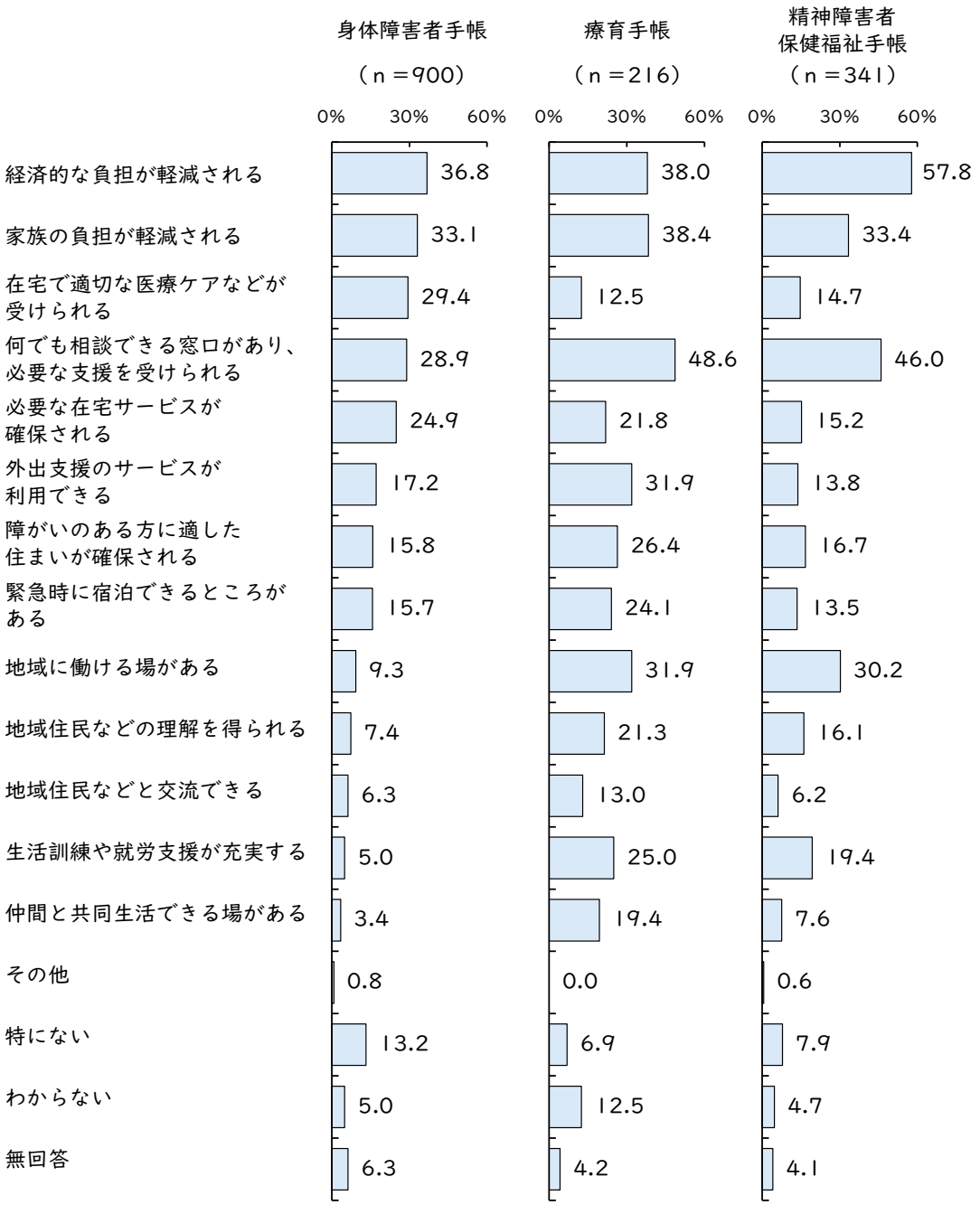
精神障害者保健福祉手帳所持者

「わからない」が３３．８％と最も多く、次いで「１人で暮らしたい」が３２．４％、「家族と一緒に暮らしたい」、「グループホームなどで暮らしたい」がそれぞれ７．４％などとなっています。

◆あなたは、あなたが希望するところで生活していくために、どのような支援が必要だと思いますか。（複数回答可）

≪身体：問２０・療育：問１９・精神：問２０≫

精神障害者保健福祉手帳において「経済的な負担が軽減される」が半数以上



身体障害者手帳所持者

「経済的な負担が軽減される」が３６．８％と最も多く、次いで「家族の負担が軽減される」が３３．１％、「在宅で適切な医療ケアなどが受けられる」が２９．４％などとなっています。

療育手帳所持者

「何でも相談できる窓口があり、必要な支援を受けられる」が４８．６％と最も多く、次いで「家族の負担が軽減される」が３８．４％、「経済的な負担が軽減される」が３８．０％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

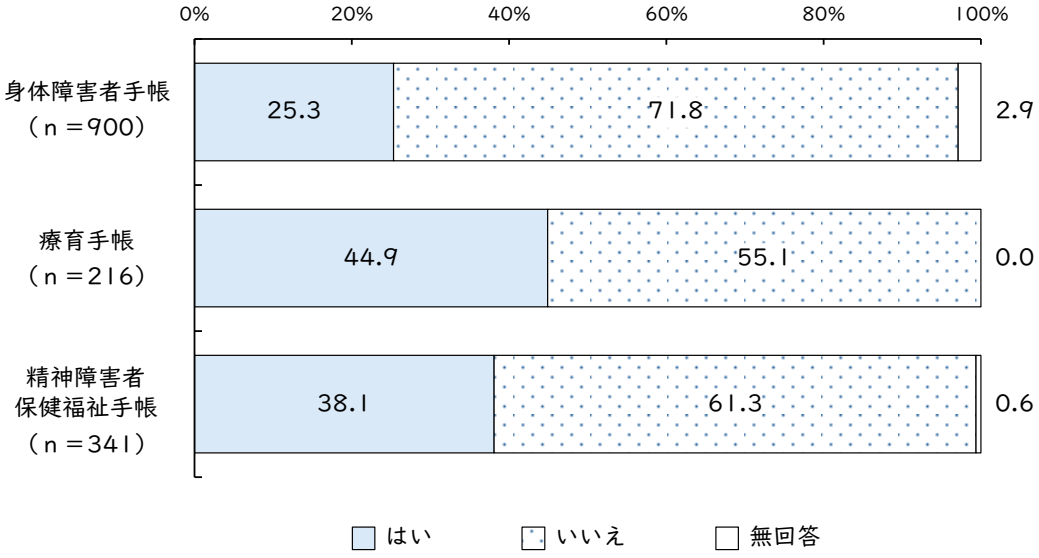
「経済的な負担が軽減される」が５７．８％と最も多く、次いで「何でも相談できる窓口があり、必要な支援を受けられる」が４６．０％、「家族の負担が軽減される」が３３．４％などとなっています。

４．平日の過ごし方について

◆あなたは、現在仕事をしていますか。

≪身体：問２１・療育：問２０・精神：問２１≫

療育手帳において「はい」が４割以上



身体障害者手帳所持者

「はい」が２５．３%、「いいえ」が７１．８%となっています。

療育手帳所持者

「はい」が４４．９%、「いいえ」が５５．１%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

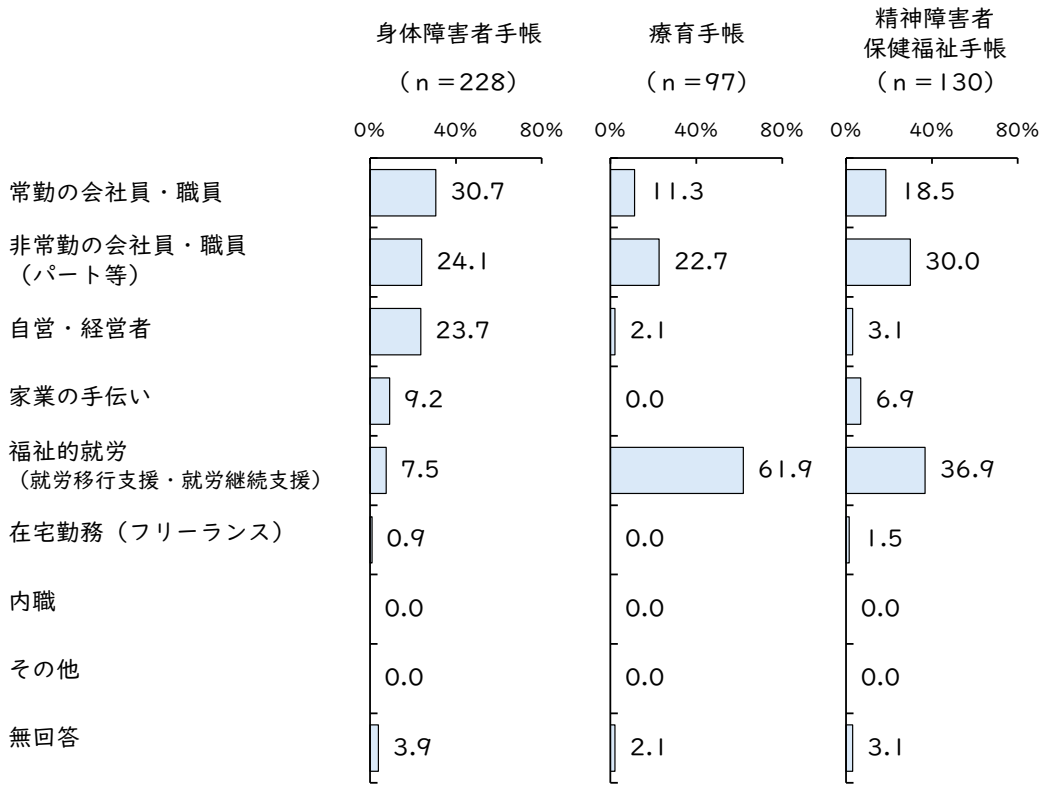
「はい」が３８．１%、「いいえ」が６１．３%となっています。

身体：問２１・療育：問２０・精神：問２１で「はい」と回答した方のみ

◆あなたの仕事は次のどれですか。

≪身体：問２１－１・療育：問２０－１・精神：問２１－１≫

療育手帳において「福祉的就労」が約６割



身体障害者手帳所持者

「常勤の会社員・職員」が３０．７%と最も多く、次いで「非常勤の会社員・職員（パート等)」が２４．１%、「自営・経営者」が２３．７%などとなっています。

療育手帳所持者

「福祉的就労（就労移行支援・就労継続支援)」が６１．９%と最も多く、次いで「非常勤の会社員・職員（パート等)」が２２．７%、「常勤の会社員・職員」が１１．３%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

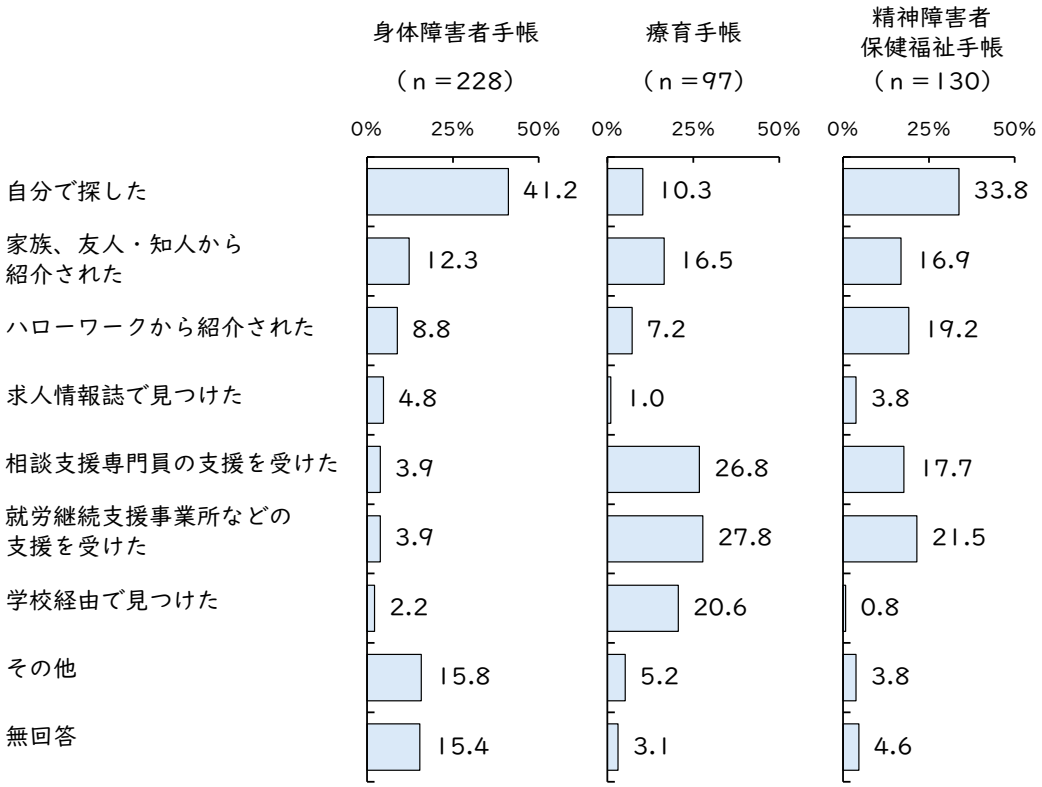
「福祉的就労（就労移行支援・就労継続支援)」が３６．９%と最も多く、次いで「非常勤の会社員・職員（パート等)」が３０．０%、「常勤の会社員・職員」が１８．５%などとなっています。

身体：問２１・療育：問２０・精神：問２１で「はい」と回答した方のみ

◆あなたは、現在の仕事をどのような方法で見つけましたか。（複数回答可）

≪身体：問２１－２・療育：問２０－２・精神：問２１－２≫

身体障害者手帳において「自分で探した」が約４割



※「学校経由で見つけた」は、その他の具体的内容として多く回答されていたため、集計時に追加した選択肢です。

身体障害者手帳所持者

「自分で探した」が４１．２％と最も多く、次いで「その他」が１５．８％、「家族、友人・知人から紹介された」が１２．３％などとなっています。

療育手帳所持者

「就労継続支援事業所などの支援を受けた」が２７．８％と最も多く、次いで「相談支援専門員の支援を受けた」が２６．８％、「学校経由で見つけた」が２０．６％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

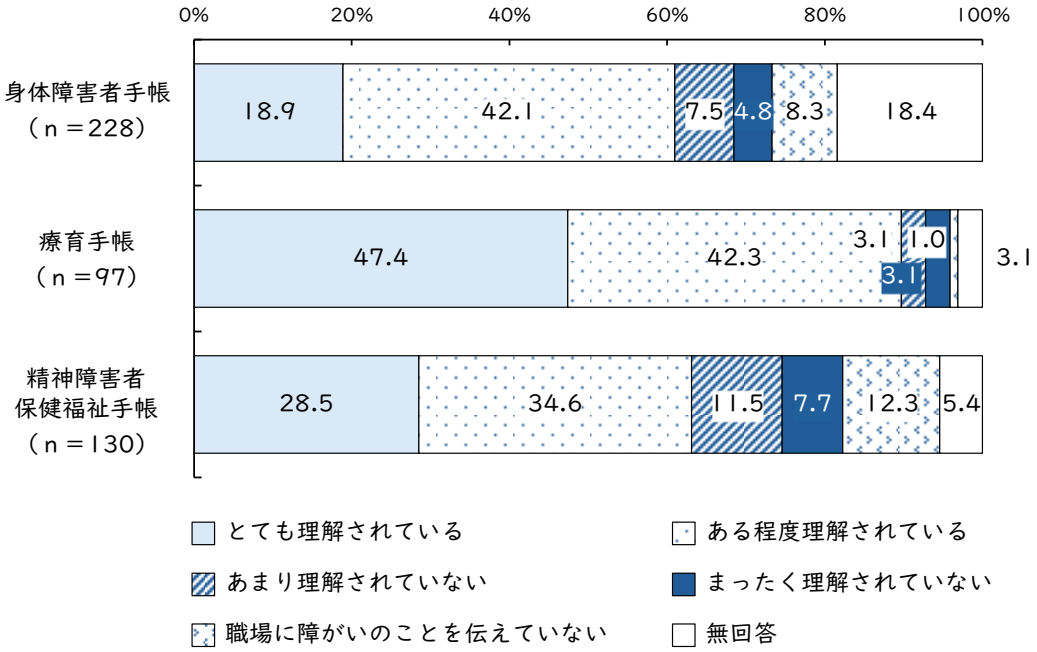
「自分で探した」が３３．８％と最も多く、次いで「就労継続支援事業所などの支援を受けた」が２１．５％、「ハローワークから紹介された」が１９．２％などとなっています。

身体：問２１・療育：問２０・精神：問２１で「はい」と回答した方のみ

◆あなたが働いている職場では、障がいに対する理解はどの程度進んでいると思いますか。

≪身体：問２１－３・療育：問２０－３・精神：問２１－３≫

療育手帳において『理解されている』が約９割



身体障害者手帳所持者

「ある程度理解されている」が４２．１％と最も多く、次いで「とても理解されている」が１８．９％、「職場に障がいのことを伝えていない」が８．３％などとなっています。また、『理解されている』（「とても理解されている」＋「ある程度理解されている」）は６１．０％、『理解されていない』（「まったく理解されていない」＋「あまり理解されていない」）は１２．３％となっています。

療育手帳所持者

「とても理解されている」が４７．４％と最も多く、次いで「ある程度理解されている」が４２．３％、「あまり理解されていない」、「まったく理解されていない」がそれぞれ３．１％などとなっています。また、『理解されている』は８９．７％、『理解されていない』は６．２％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

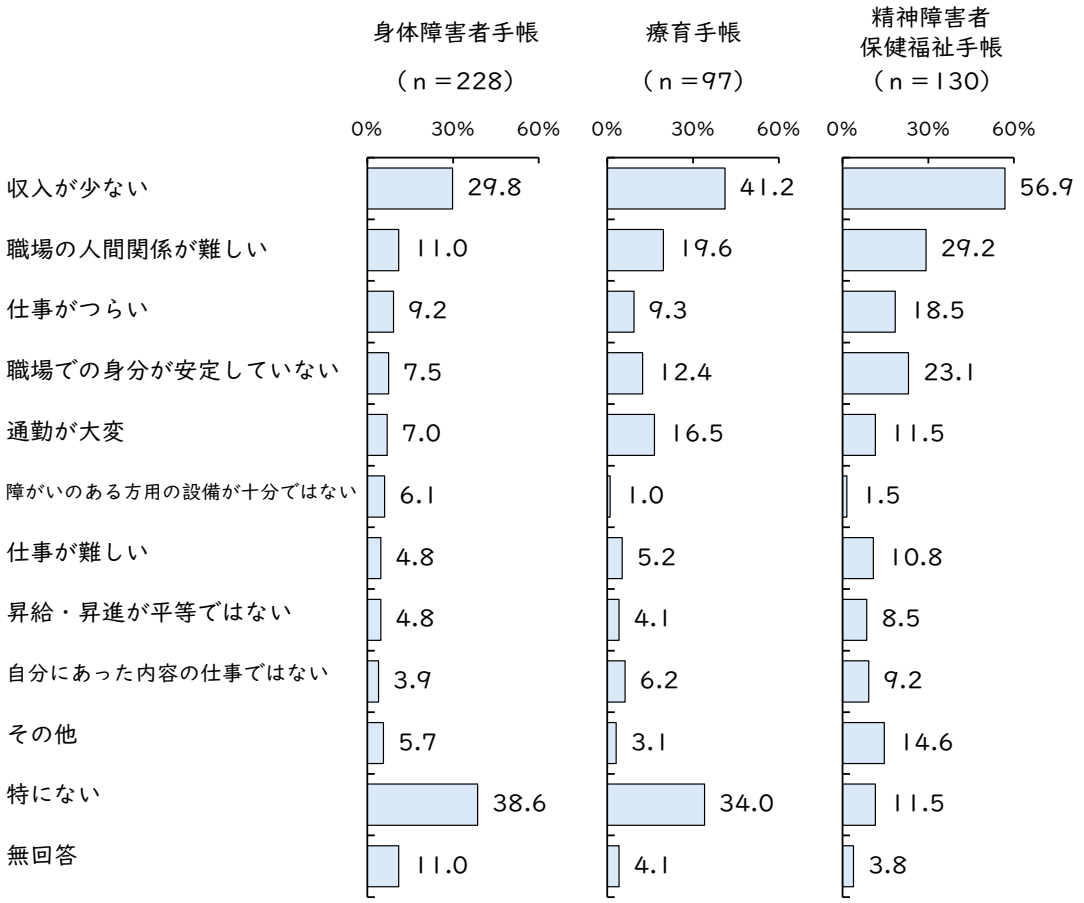
「ある程度理解されている」が３４．６％と最も多く、次いで「とても理解されている」が２８．５％、「職場に障がいのことを伝えていない」が１２．３％などとなっています。また、『理解されている』は６３．１％、『理解されていない』は１９．２％となっています。

身体：問２１・療育：問２０・精神：問２１で「はい」と回答した方のみ

◆あなたは、仕事をする上でどのようなことに困っていますか。（複数回答可）

≪身体：問２１－４・療育：問２０－４・精神：問２１－４≫

精神障害者保健福祉手帳において「収入が少ない」が半数以上



身体障害者手帳所持者

「特にない」が３８．６％と最も多く、次いで「収入が少ない」が２９．８％、「職場の人間関係が難しい」が１１．０％などとなっています。

療育手帳所持者

「収入が少ない」が４１．２％と最も多く、次いで「特にない」が３４．０％、「職場の人間関係が難しい」が１９．６％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

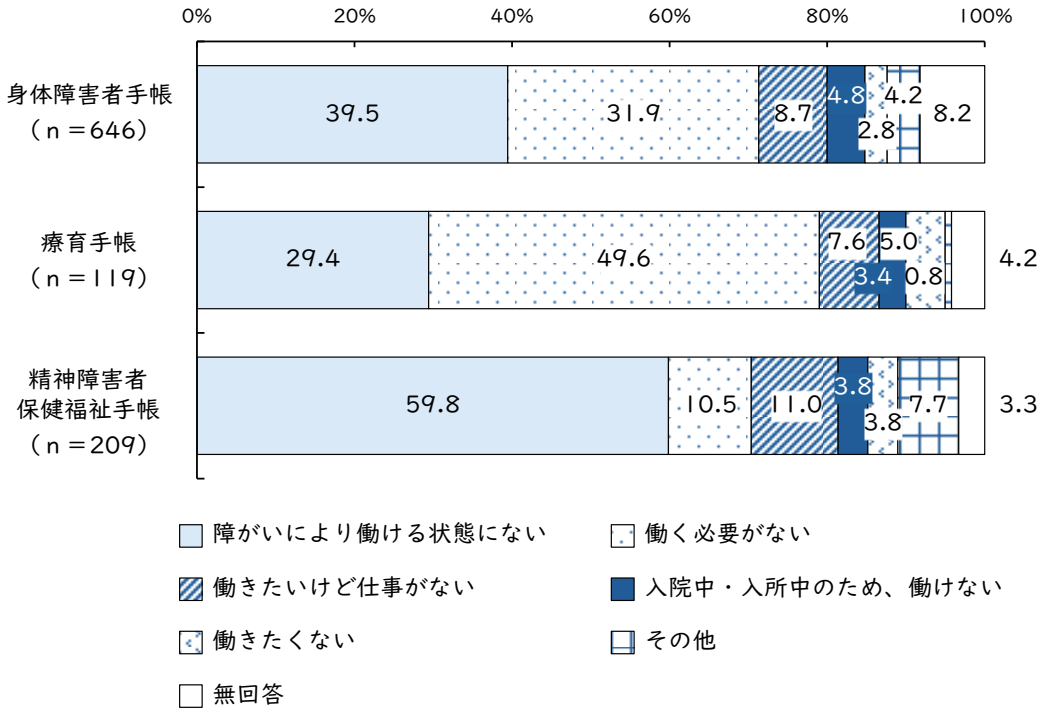
「収入が少ない」が５６．９％と最も多く、次いで「職場の人間関係が難しい」が２９．２％、「職場での身分が安定していない」が２３．１％などとなっています。

身体：問２１・療育：問２０・精神：問２１で「いいえ」と回答した方のみ

◆あなたが働いていない理由は何ですか。

≪身体：問２１－５・療育：問２０－５・精神：問２１－５≫

精神障害者保健福祉手帳において「障がいにより働ける状態にない」が約６割



身体障害者手帳所持者

「障がいにより働ける状態にない」が３９．５％と最も多く、次いで「働く必要がない」が３１．９％、「働きたいけど仕事がない」が８．７％などとなっています。

療育手帳所持者

「働く必要がない」が４９．６％と最も多く、次いで「障がいにより働ける状態にない」が２９．４％、「働きたいけど仕事がない」が７．６％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

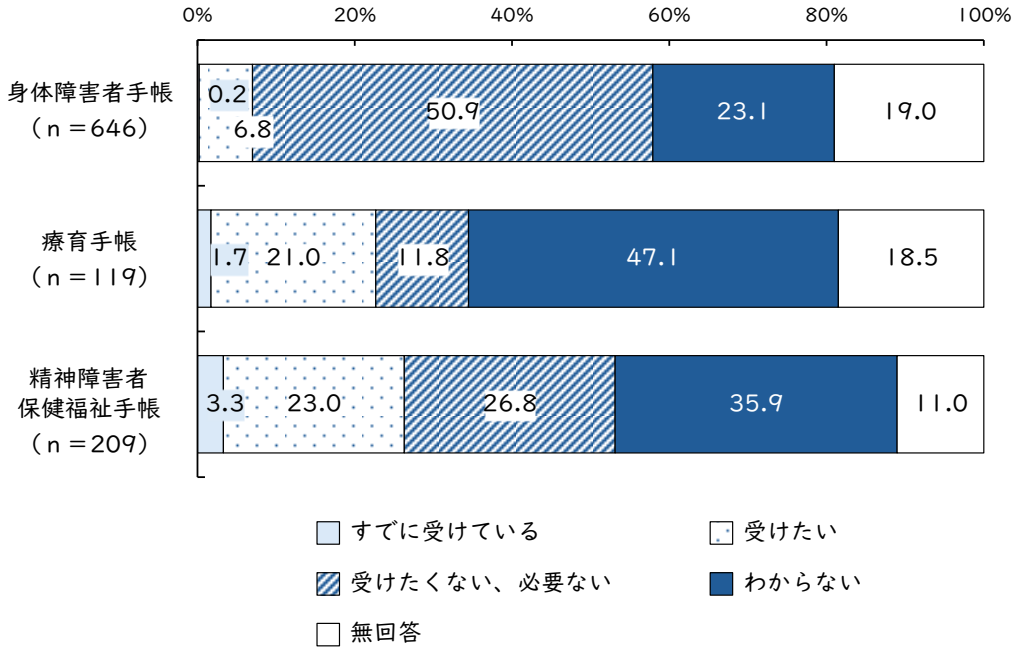
「障がいにより働ける状態にない」が５９．８％と最も多く、次いで「働きたいけど仕事がない」が１１．０％、「働く必要がない」が１０．５％などとなっています。

身体：問２１・療育：問２０・精神：問２１で「いいえ」と回答した方のみ

◆あなたは、収入を得る仕事につくために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

≪身体：問２１－６・療育：問２０－６・精神：問２１－６≫

身体障害者手帳において「受けたくない、必要ない」が約半数



身体障害者手帳所持者

「受けたくない、必要ない」が５０．９％と最も多く、次いで「わからない」が２３．１％、「受けたい」が６．８％などとなっています。

療育手帳所持者

「わからない」が４７．１％と最も多く、次いで「受けたい」が２１．０％、「受けたくない、必要ない」が１１．８％などとなっています。

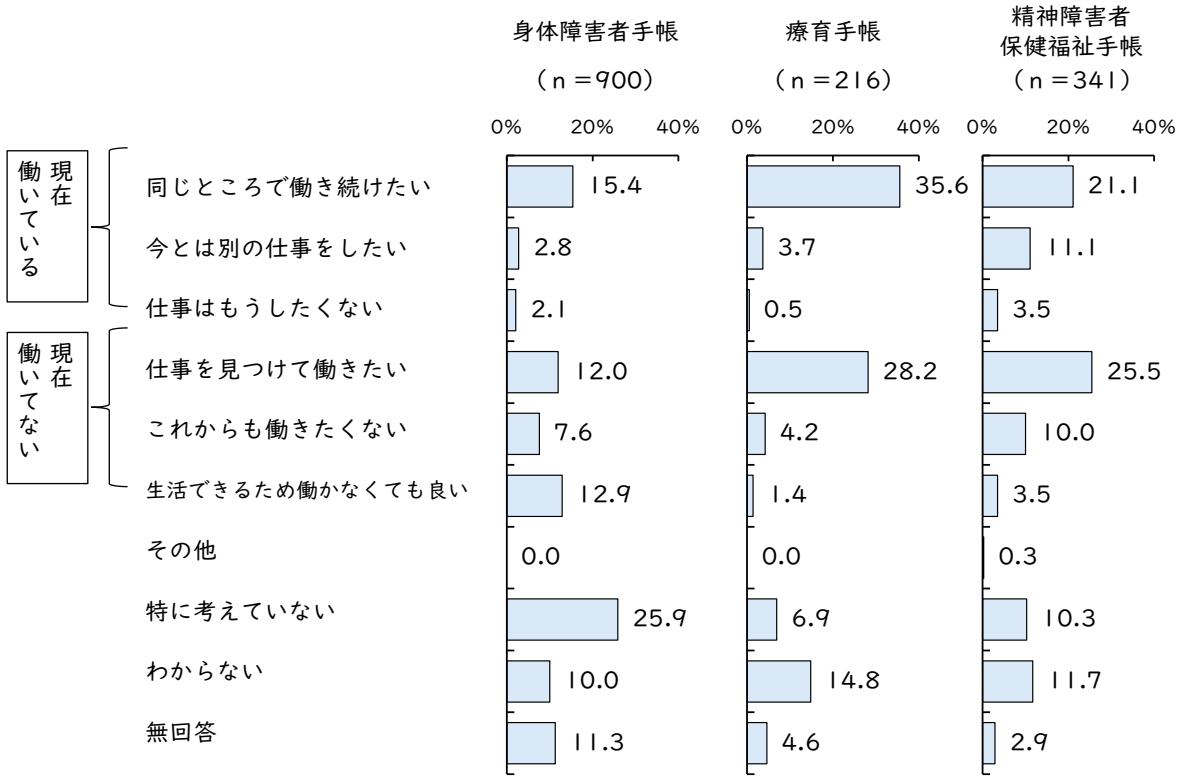
精神障害者保健福祉手帳所持者

「わからない」が３５．９％と最も多く、次いで「受けたくない、必要ない」が２６．８％、「受けたい」が２３．０％などとなっています。

◆あなたは、今後、仕事（施設・会社）についてどのように考えていますか。

≪身体：問２２・療育：問２１・精神：問２２≫

療育手帳において『働きたい』が６割以上



身体障害者手帳所持者

「特に考えていない」が２５．９％と最も多く、次いで「同じところで働き続けたい」が１５．４％、「生活できるため働かなくても良い」が１２．９％などとなっています。また、『働きたい』（「同じところで働き続けたい」＋「今とは別の仕事をしたい」＋「仕事を見つけて働きたい」）は３０．２％となっています。

療育手帳所持者

「同じところで働き続けたい」が３５．６％と最も多く、次いで「仕事を見つけて働きたい」が２８．２％、「わからない」が１４．８％などとなっています。また、『働きたい』は６７．５％となっています。

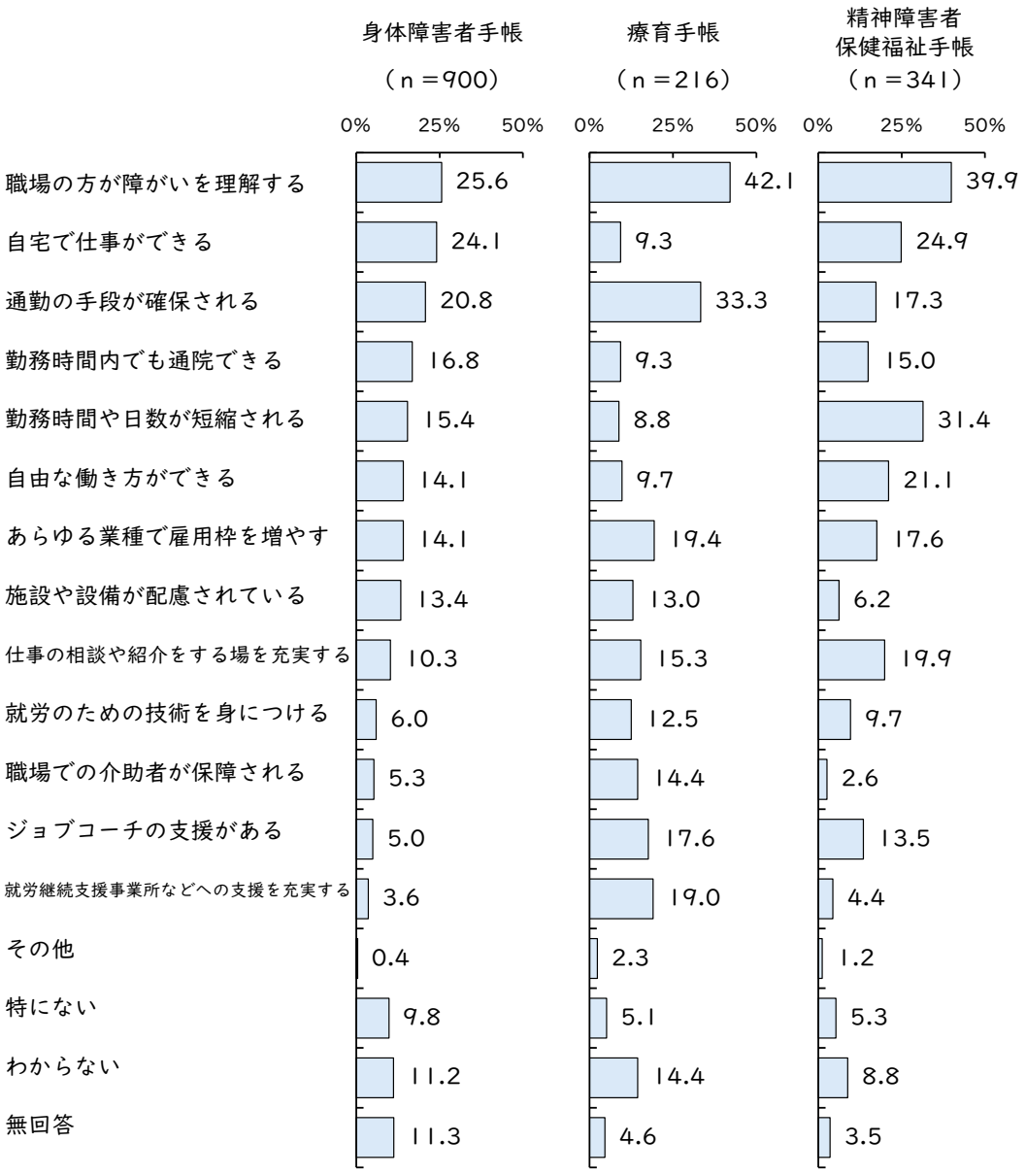
精神障害者保健福祉手帳所持者

「仕事を見つけて働きたい」が２５．５％と最も多く、次いで「同じところで働き続けたい」が２１．１％、「わからない」が１１．７％などとなっています。また、『働きたい』は５７．７％となっています。

◆あなたは、今後障がいのある方が働きやすくなるために、どのような条件や環境整備が必要だと考えますか。（複数回答可：３つまで）

≪身体：問２３・療育：問２２・精神：問２３≫

全ての手帳において「職場の方が障がいを理解する」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「職場の方が障がいを理解する」が２５．６％と最も多く、次いで「自宅で仕事ができる」が２４．１％、「通勤の手段が確保される」が２０．８％などとなっています。

療育手帳所持者

「職場の方が障がいを理解する」が４２．１％と最も多く、次いで「通勤の手段が確保される」が３３．３％、「あらゆる業種で雇用枠を増やす」が１９．４％などとなっています。

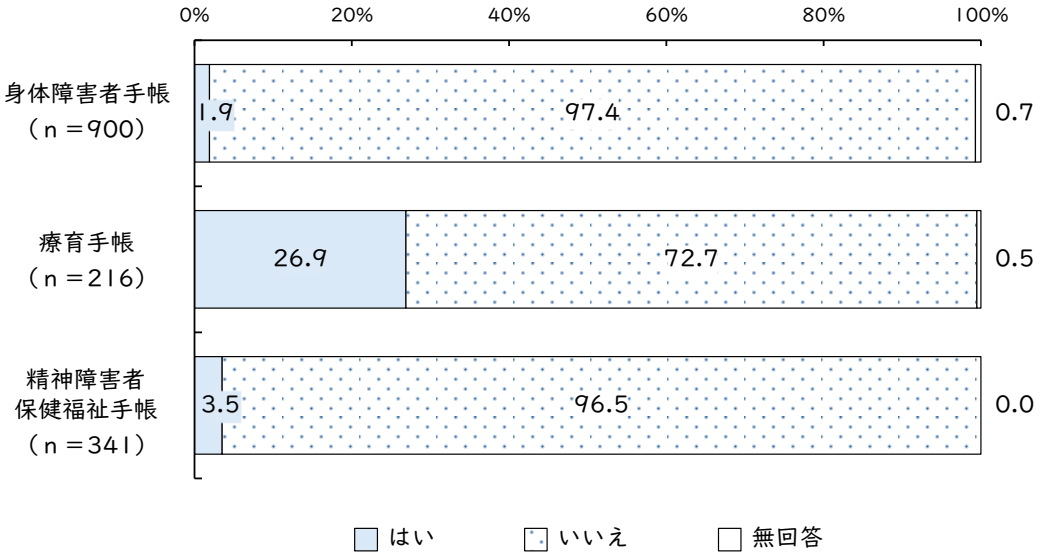
精神障害者保健福祉手帳所持者

「職場の方が障がいを理解する」が３９．９％と最も多く、次いで「勤務時間や日数が短縮される」が３１．４％、「自宅で仕事ができる」が２４．９％などとなっています。

◆あなたは、現在児童発達支援施設・幼稚園・保育園・学校に通っていますか。

≪身体：問２４・療育：問２３・精神：問２４≫

療育手帳において「はい」が２割以上



身体障害者手帳所持者

「いいえ」が９７．４％と突出しています。

療育手帳所持者

「はい」が２６．９％、「いいえ」が７２．７％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

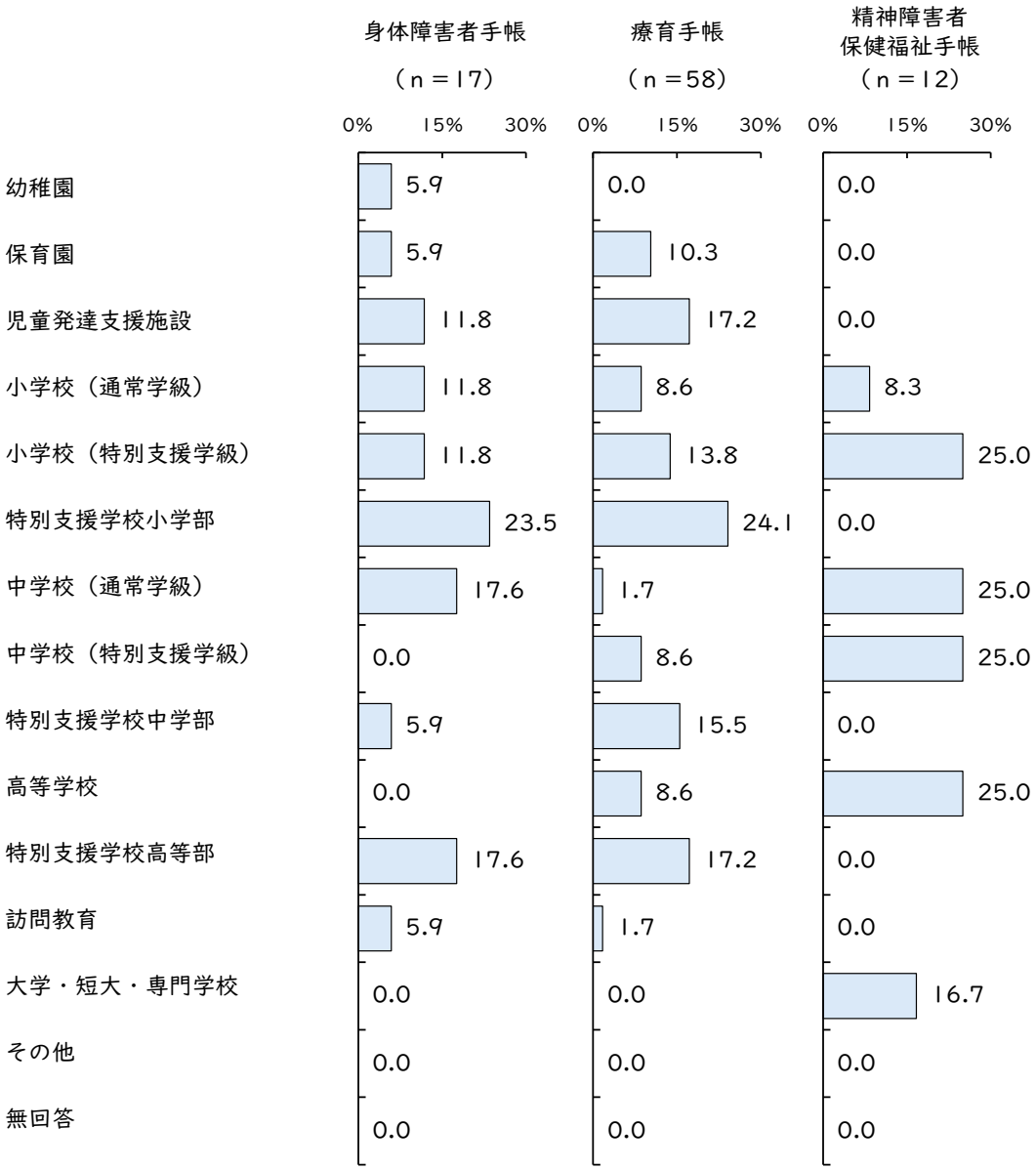
「いいえ」が９６．５％と突出しています。

身体：問２４・療育：問２３・精神：問２４で「はい」と回答した方のみ

◆あなたが現在通っているところはどこですか。（複数回答可）

≪身体：問２４－１・療育：問２３－１・精神：問２４－１≫

療育手帳において「特別支援学校小学部」が２割以上



身体障害者手帳所持者

「特別支援学校小学部」が２３．５％と最も多く、次いで「中学校（通常学級）」、「特別支援学校高等部」がそれぞれ１７．６％、「児童発達支援施設」、「小学校（通常学級）」、「小学校（特別支援学級）」がそれぞれ１１．８％などとなっています。

療育手帳所持者

「特別支援学校小学部」が２４．１％と最も多く、次いで「児童発達支援施設」、「特別支援学校高等部」がそれぞれ１７．２％、「特別支援学校中学部」が１５．５％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

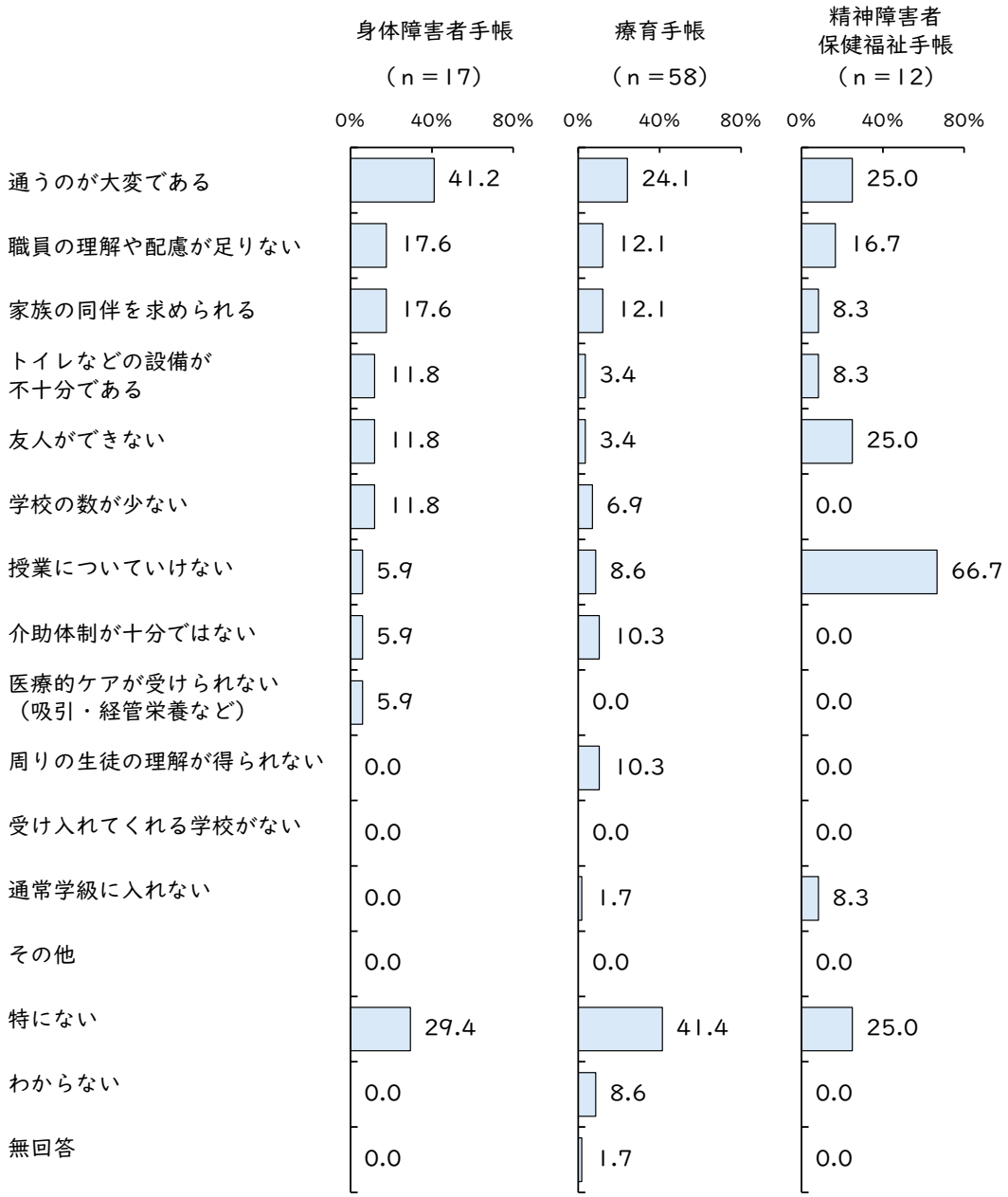
「小学校（特別支援学級）」、「中学校（通常学級）」、「中学校（特別支援学級）」、「高等学校」がそれぞれ２５．０％と最も多く、次いで「大学・短大・専門学校」が１６．７％、「小学校（通常学級）」が８．３％となっています。

身体：問２４・療育：問２３・精神：問２４で「はい」と回答した方のみ

◆あなたは、通園・通学をする上でどのようなことに困っていますか。（複数回答可）

≪身体：問２４－２・療育：問２３－２・精神：問２４－２≫

療育手帳において「特にない」が約４割



身体障害者手帳所持者

「通うのが大変である」が４１．２％と最も多く、次いで「特にない」が２９．４％、「職員の理解や配慮が足りない」、「家族の同伴を求められる」がそれぞれ１７．６％などとなっています。

療育手帳所持者

「特にない」が４１．４％と最も多く、次いで「通うのが大変である」が２４．１％、「職員の理解や配慮が足りない」、「家族の同伴を求められる」がそれぞれ１２．１％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

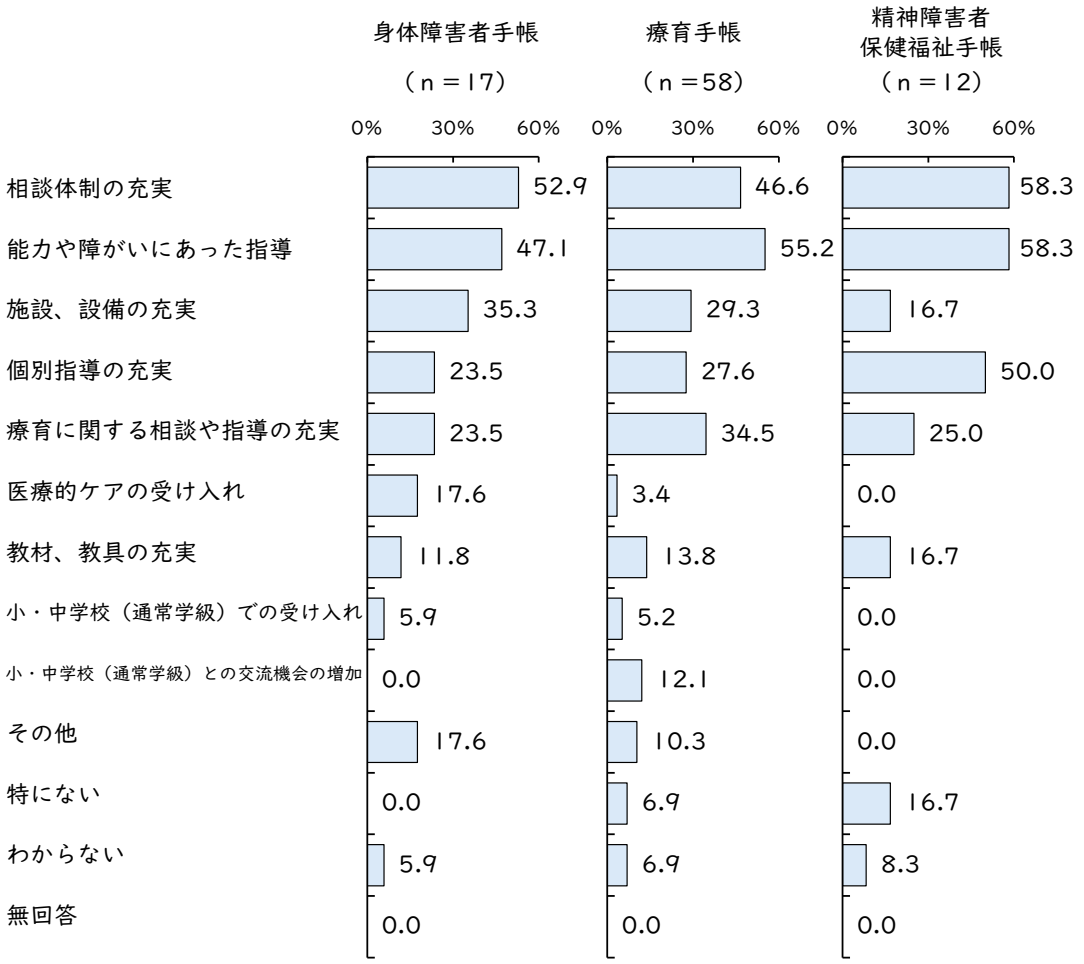
「授業についていけない」が６６．７％と最も多く、次いで「通うのが大変である」、「友人ができない」、「特にない」がそれぞれ２５．０％、「職員の理解や配慮が足りない」が１６．７％などとなっています。

身体：問２４・療育：問２３・精神：問２４で「はい」と回答した方のみ

◆あなたは、どのようなことを学校教育に望みますか。（複数回答可）

≪身体：問２４－３・療育：問２３－３・精神：問２４－３≫

療育手帳において「能力や障がいの状況にあった指導（訓練）」が半数以上



身体障害者手帳所持者

「相談体制の充実」が５２．９%と最も多く、次いで「能力や障がいにあった指導」が４７．１%、「施設、設備の充実」が３５．３%などとなっています。

療育手帳所持者

「能力や障がいにあった指導」が５５．２%と最も多く、次いで「相談体制の充実」が４６．６%、「療育に関する相談や指導の充実」が３４．５%などとなっています。

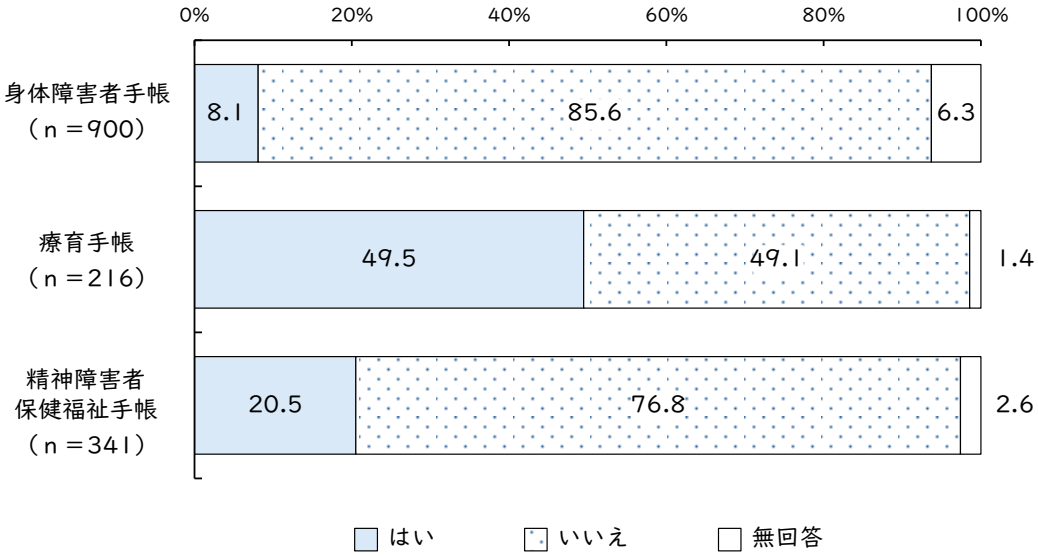
精神障害者保健福祉手帳所持者

「相談体制の充実」、「能力や障がいにあった指導」がそれぞれ５８．３%と最も多く、次いで「個別指導の充実」が５０．０%、「療育に関する相談や指導の充実」が２５．０%などとなっています。

◆あなたは、障がい福祉サービス事業所などに通っていますか。

≪身体：問２５・療育：問２４・精神：問２５≫

療育手帳において「はい」が約半数



身体障害者手帳所持者

「いいえ」が８５．６％と突出しています。

療育手帳所持者

「はい」が４９．５％、「いいえ」が４９．１％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

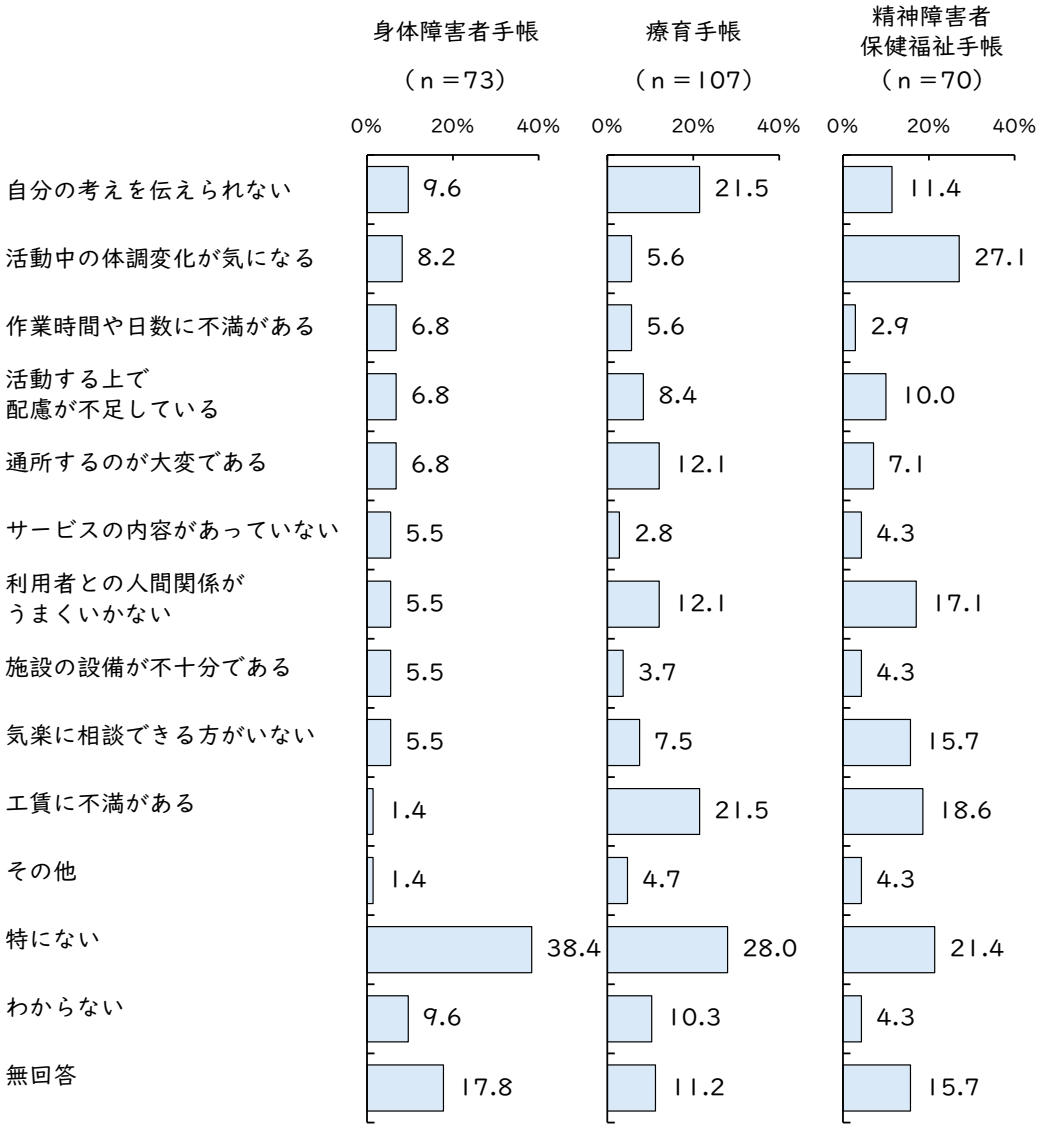
「はい」が２０．５％、「いいえ」が７６．８％となっています。

身体：問２５・療育：問２４・精神：問２５で「はい」と回答した方のみ

◆あなたは、通所する上でどのようなことに困っていますか。（複数回答可）

≪身体：問２５－１・療育：問２４－１・精神：問２５－１≫

精神障害者保健福祉手帳において「活動中の体調変化が気になる」が２割以上



身体障害者手帳所持者

「特にない」が３８．４％と突出しています。

療育手帳所持者

「特にない」が２８．０％と最も多く、次いで「自分の考えを伝えられない」、「工賃に不満がある」がそれぞれ２１．５％、「通所するのが大変である」、「利用者との人間関係がうまくいかない」がそれぞれ１２．１％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

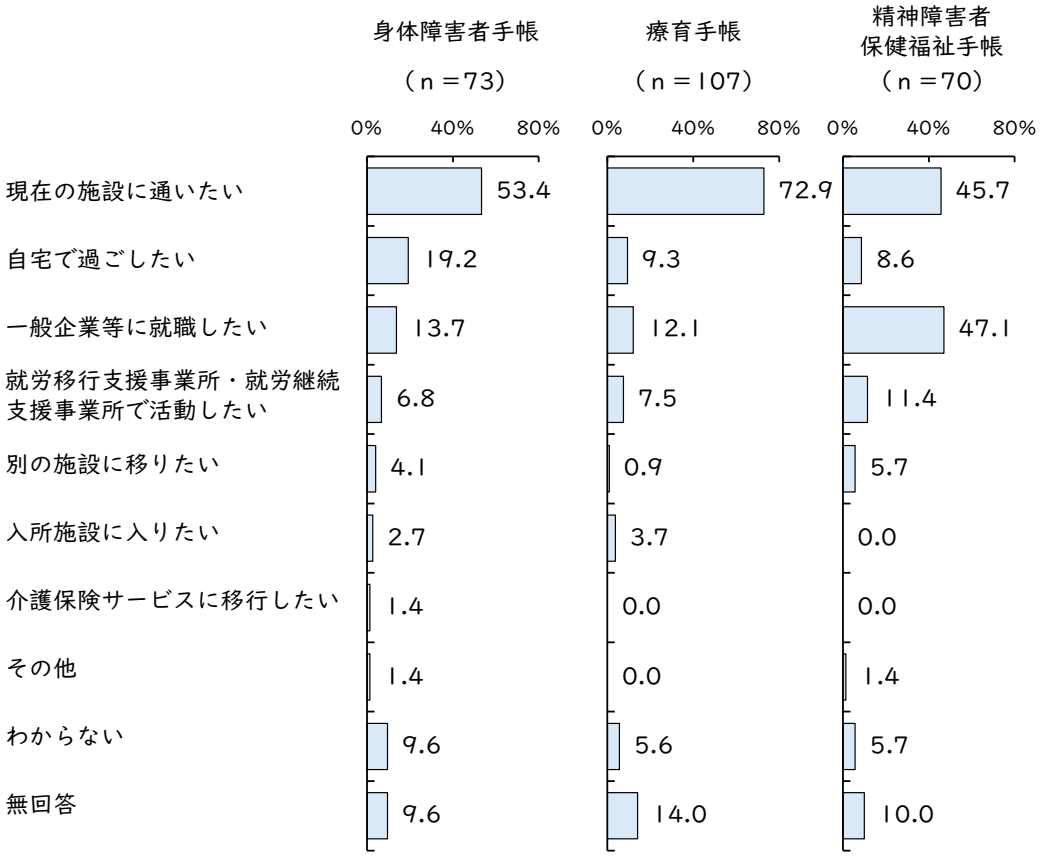
「活動中の体調変化が気になる」が２７．１％と最も多く、次いで「特にない」が２１．４％、「工賃に不満がある」が１８．６％などとなっています。

身体：問２５・療育：問２４・精神：問２５で「はい」と回答した方のみ

◆あなたは、今後どのような過ごし方を希望しますか。（複数回答可）

≪身体：問２５－２・療育：問２４－２・精神：問２５－２≫

療育手帳において「現在の施設に通いたい」が７割以上



身体障害者手帳所持者

「現在の施設に通いたい」が５３．４％と最も多く、次いで「自宅で過ごしたい」が１９．２％、「一般企業等に就職したい」が１３．７％などとなっています。

療育手帳所持者

「現在の施設に通いたい」が７２．９％と最も多く、次いで「一般企業等に就職したい」が１２．１％、「自宅で過ごしたい」が９．３％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

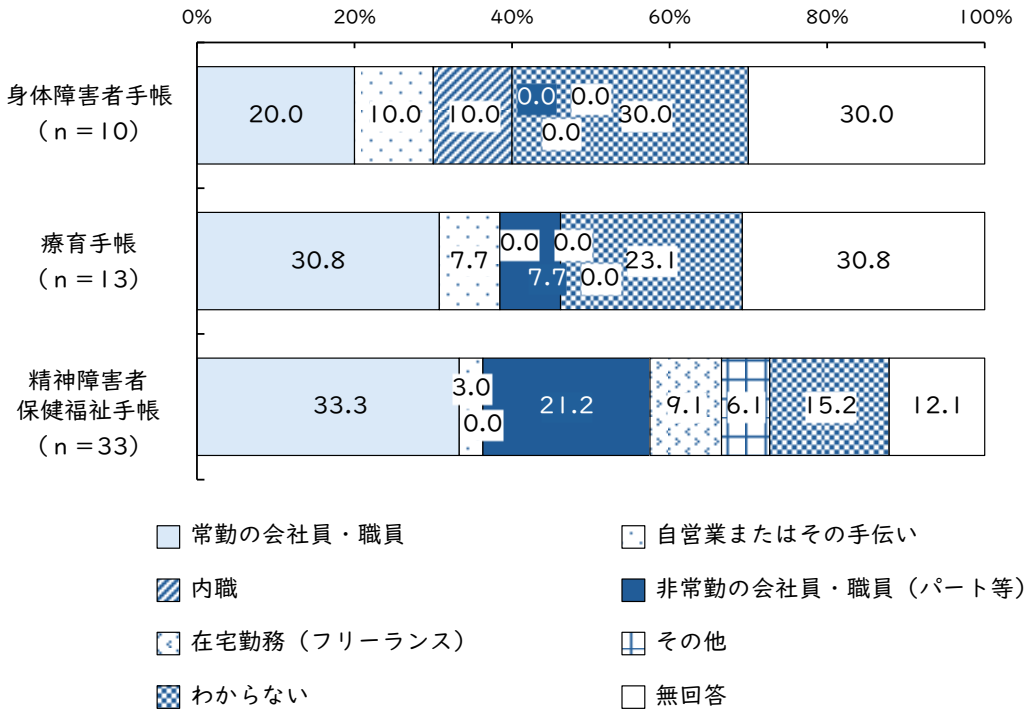
「一般企業等に就職したい」が４７．１％と最も多く、次いで「現在の施設に通いたい」が４５．７％、「就労移行支援事業所・就労継続支援事業所で活動したい」が１１．４％などとなっています。

身体：問２５－２・療育：問２４－２・精神：問２５－２で「一般企業等に就職したい」と回答した方のみ

◆あなたは、どのような働き方をしたいですか。

≪身体：問２５－２－１・療育：問２４－２－１・精神：問２５－２－１≫

精神障害者保健福祉手帳において「非常勤の会社員・職員」が約２割



身体障害者手帳所持者

「わからない」が３０．０％と最も多く、次いで「常勤の会社員・職員」が２０．０％、「自営業またはその手伝い」、「内職」がそれぞれ１０．０％となっています。

療育手帳所持者

「常勤の会社員・職員」が３０．８％と最も多く、次いで「わからない」が２３．１％、「自営業またはその手伝い」、「非常勤の会社員・職員（パート等）」がそれぞれ７．７％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

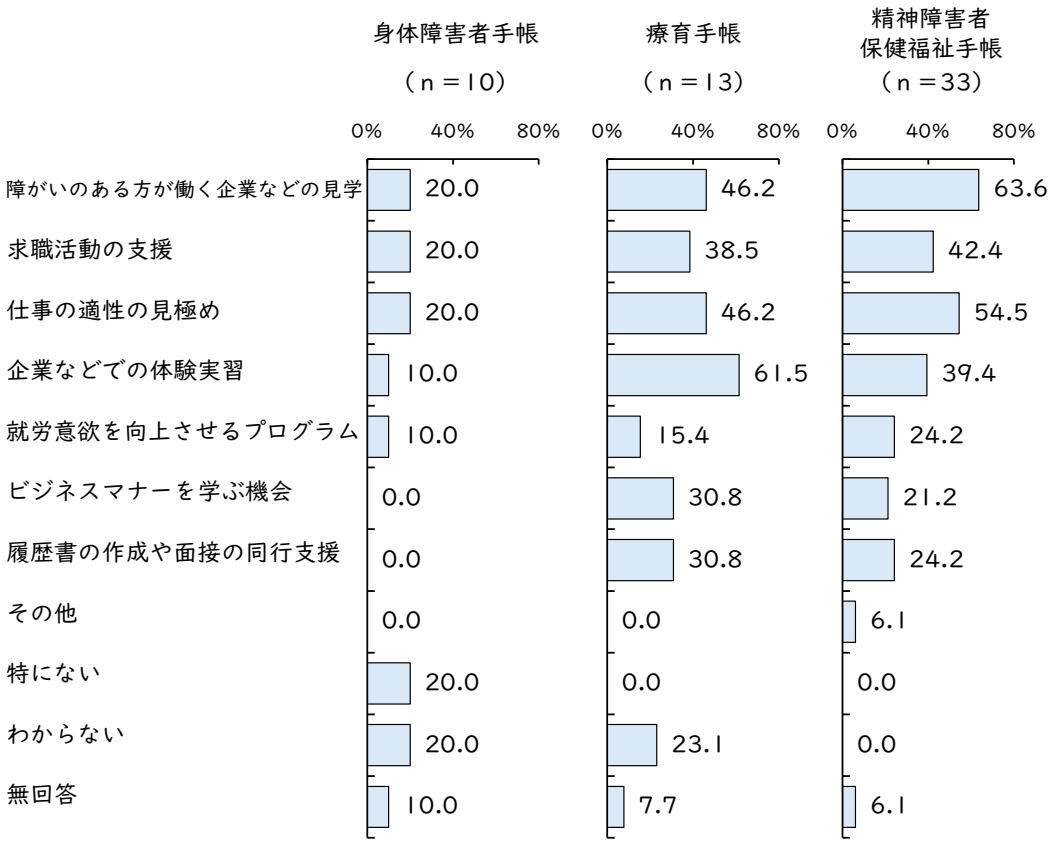
「常勤の会社員・職員」が３３．３％と最も多く、次いで「非常勤の会社員・職員（パート等）」が２１．２％、「わからない」が１５．２％などとなっています。

身体：問２５－２・療育：問２４－２・精神：問２５－２で「一般企業等に就職したい」と回答した方のみ

◆あなたは、就職するために、どのような支援を希望しますか。（複数回答可）

≪身体：問２５－２－２・療育：問２４－２－２・精神：問２５－２－２≫

精神障害者保健福祉手帳において「障がいのある方が働く企業などの見学」が６割以上



身体障害者手帳所持者

「障がいのある方が働く企業などの見学」、「求職活動の支援」、「仕事の適性の見極め」、「特にない」、「わからない」がそれぞれ２０．０％と最も多く、次いで「企業などでの体験実習」、「就労意欲を向上させるプログラム」がそれぞれ１０．０％となっています。

療育手帳所持者

「企業などでの体験実習」が６１．５％と最も多く、次いで「障がいのある方が働く企業などの見学」、「仕事の適性の見極め」がそれぞれ４６．２％、「求職活動の支援」が３８．５％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

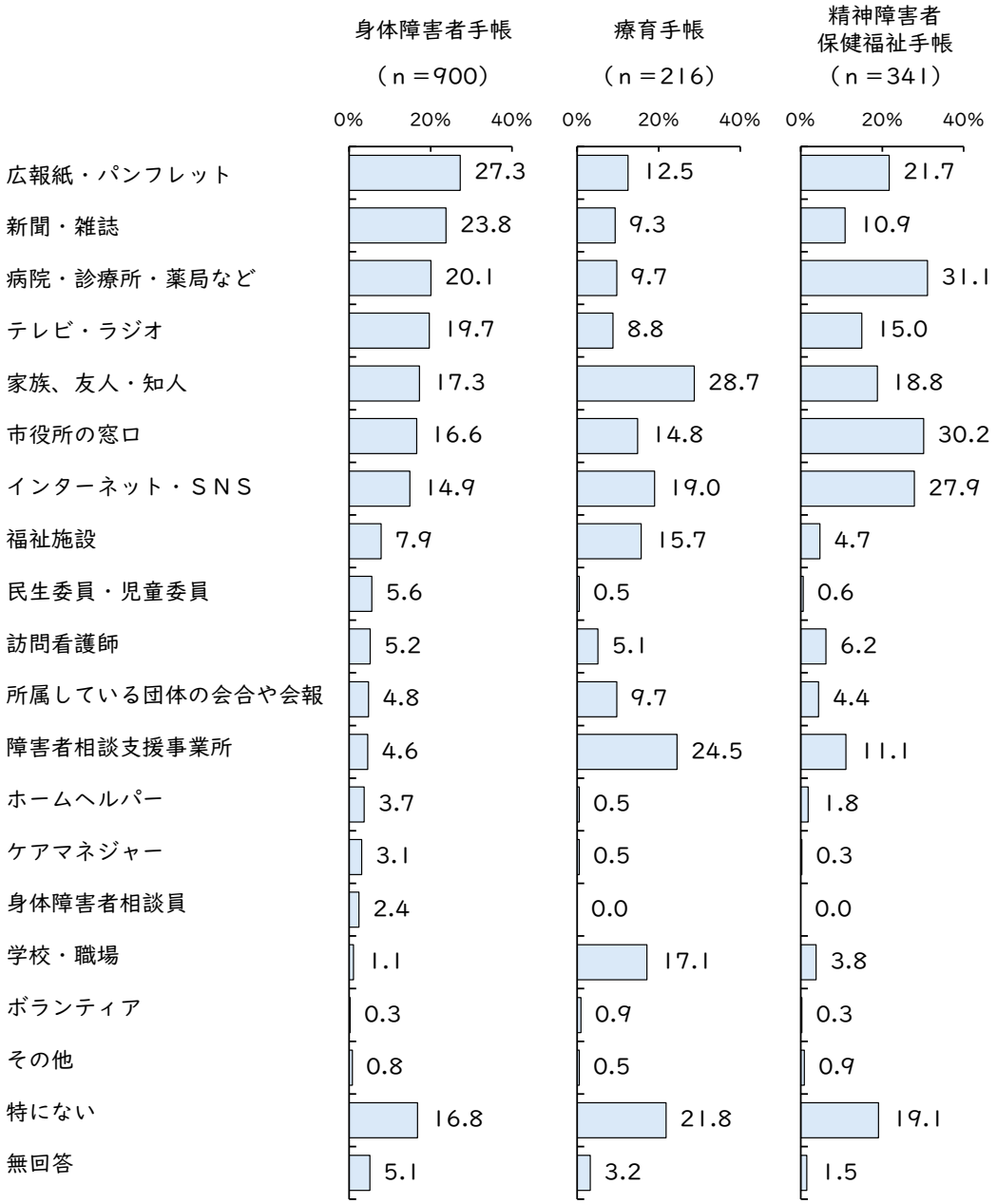
「障がいのある方が働く企業などの見学」が６３．６％と最も多く、次いで「仕事の適性の見極め」が５４．５％、「求職活動の支援」が４２．４％などとなっています。

５．情報収集・相談体制について

◆あなたは、ふだん、福祉サービスに関する情報を、主にどこから得ていますか。
（複数回答可）

≪身体：問２６・療育：問２５・精神：問２６≫

療育手帳において「家族、友人・知人」が約３割



※「ケアマネジャー」は、その他の具体的内容として多く回答されていたため、集計時に追加した選択肢です。

身体障害者手帳所持者

「広報紙・パンフレット」が２７．３％と最も多く、次いで「新聞・雑誌」が２３．８％、「病院・診療所・薬局など」が２０．１％などとなっています。

療育手帳所持者

「家族、友人・知人」が２８．７％と最も多く、次いで「障害者相談支援事業所」が２４．５％、「特にない」が２１．８％などとなっています。

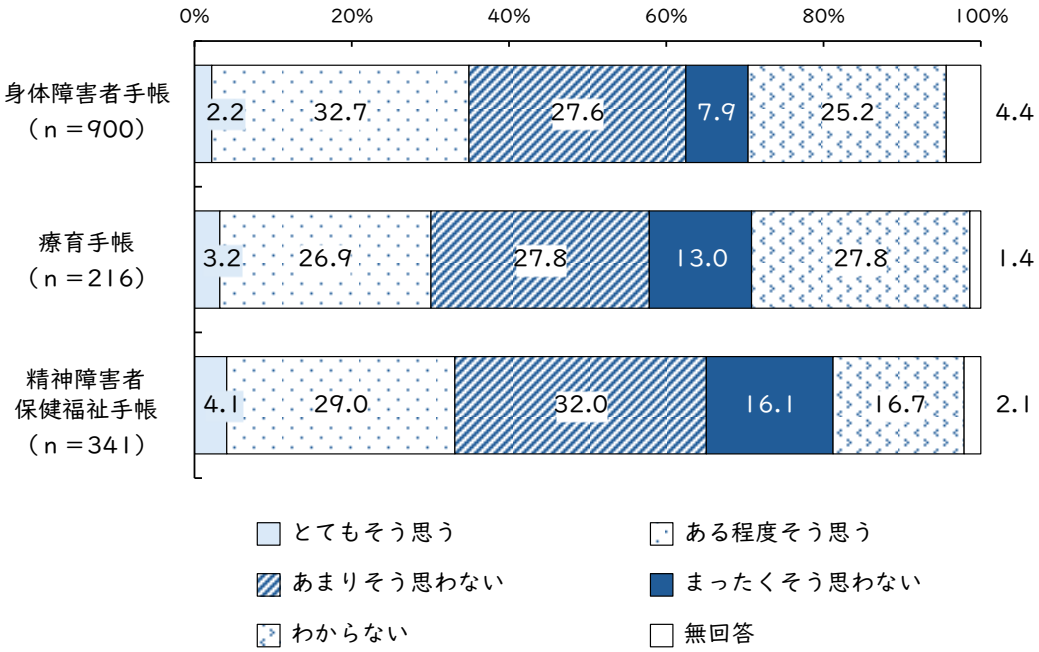
精神障害者保健福祉手帳所持者

「病院・診療所・薬局など」が３１．１％と最も多く、次いで「市役所の窓口」が３０．２％、「インターネット・ＳＮＳ」が２７．９％などとなっています。

◆あなたにとって、現在の福祉に関する情報の入手方法は十分だと思いますか。

≪身体：問２７・療育：問２６・精神：問２７≫

精神障害者保健福祉手帳において『思わない』が約半数



身体障害者手帳所持者

「ある程度そう思う」が３２．７%と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が２７．６%、「わからない」が２５．２%などとなっています。また、『思う』(「とてもそう思う」＋「ある程度そう思う」) は３４．９%、『思わない』(「まったくそう思わない」＋「あまりそう思わない」) は３５．５%となっています。

療育手帳所持者

「あまりそう思わない」、「わからない」がそれぞれ２７．８%と最も多く、次いで「ある程度そう思う」が２６．９%、「まったくそう思わない」が１３．０%などとなっています。また、『思う』は３０．１%、『思わない』は４０．８%となっています。

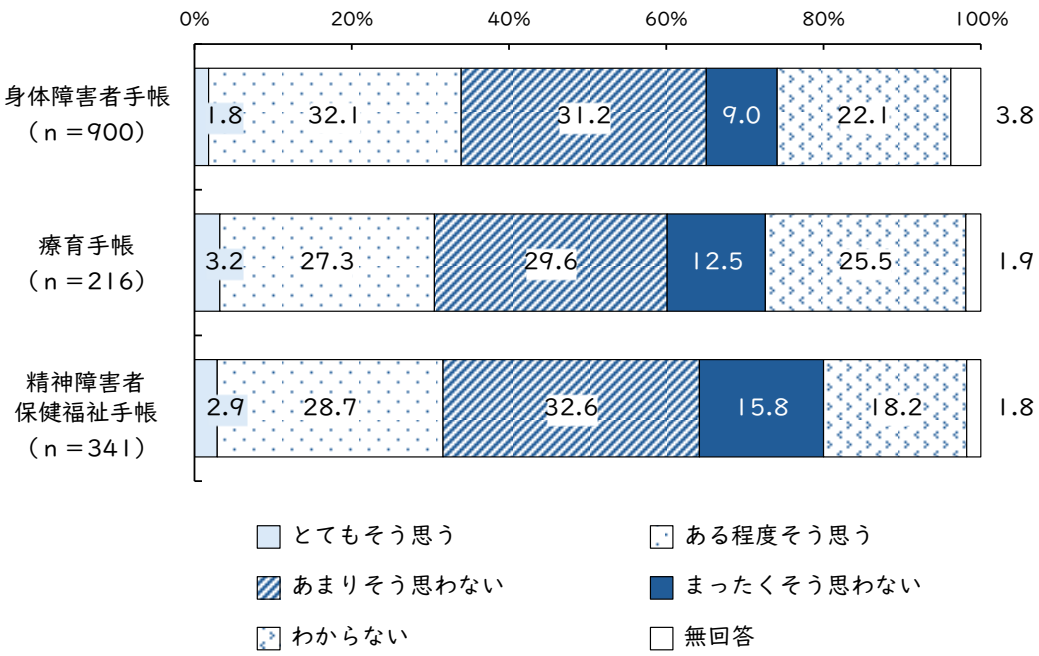
精神障害者保健福祉手帳所持者

「あまりそう思わない」が３２．０%と最も多く、次いで「ある程度そう思う」が２９．０%、「わからない」が１６．７%などとなっています。また、『思う』は３３．１%、『思わない』は４８．１%となっています。

◆あなたは、現在福祉に関する知りたい情報を十分に得られていると思いますか。

≪身体：問２８・療育：問２７・精神：問２８≫

精神障害者保健福祉手帳において『思わない』が約半数



身体障害者手帳所持者

「ある程度そう思う」が３２．１％と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が３１．２％、「わからない」が２２．１％などとなっています。また、『思う』（「とてもそう思う」＋「ある程度そう思う」）は３３．９％、『思わない』（「まったくそう思わない」＋「あまりそう思わない」）は４０．２％となっています。

療育手帳所持者

「あまりそう思わない」が２９．６％と最も多く、次いで「ある程度そう思う」が２７．３％、「わからない」が２５．５％などとなっています。また、『思う』は３０．５％、『思わない』は４２．１％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

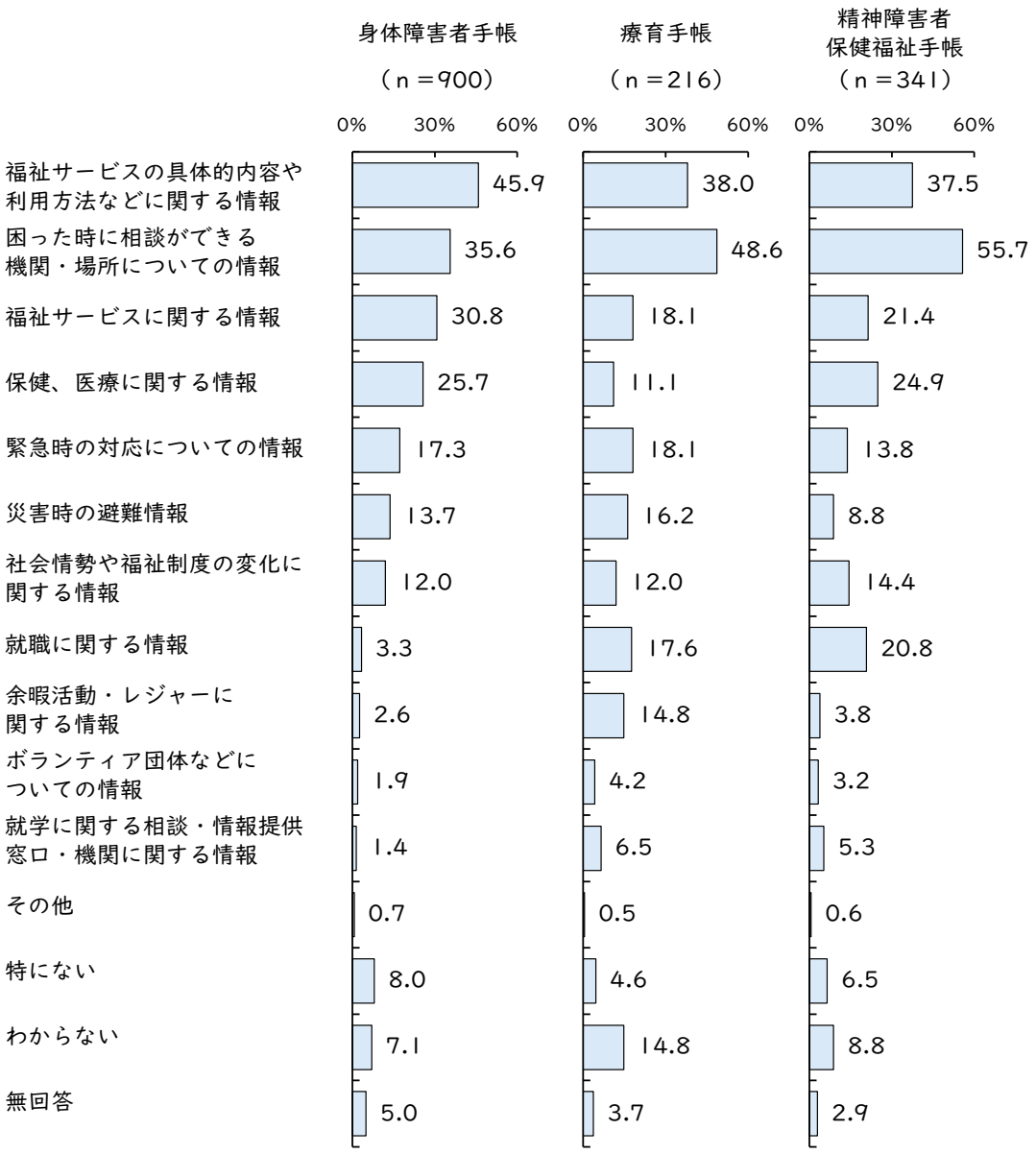
「あまりそう思わない」が３２．６％と最も多く、次いで「ある程度そう思う」が２８．７％、「わからない」が１８．２％などとなっています。また、『思う』は３１．６％、『思わない』は４８．４％となっています。

◆あなたは、今後どのような情報を充実してほしいと思いますか。

（複数回答可：３つまで）

≪身体：問２９・療育：問２８・精神：問２９≫

精神障害者保健福祉手帳において「困った時に相談ができる機関・場所」が半数以上



身体障害者手帳所持者

「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が４５．９％と最も多く、次いで「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が３５．６％、「福祉サービスに関する情報」が３０．８％などとなっています。

療育手帳所持者

「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が４８．６％と最も多く、次いで「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が３８．０％、「福祉サービスに関する情報」、「緊急時の対応についての情報」がそれぞれ１８．１％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

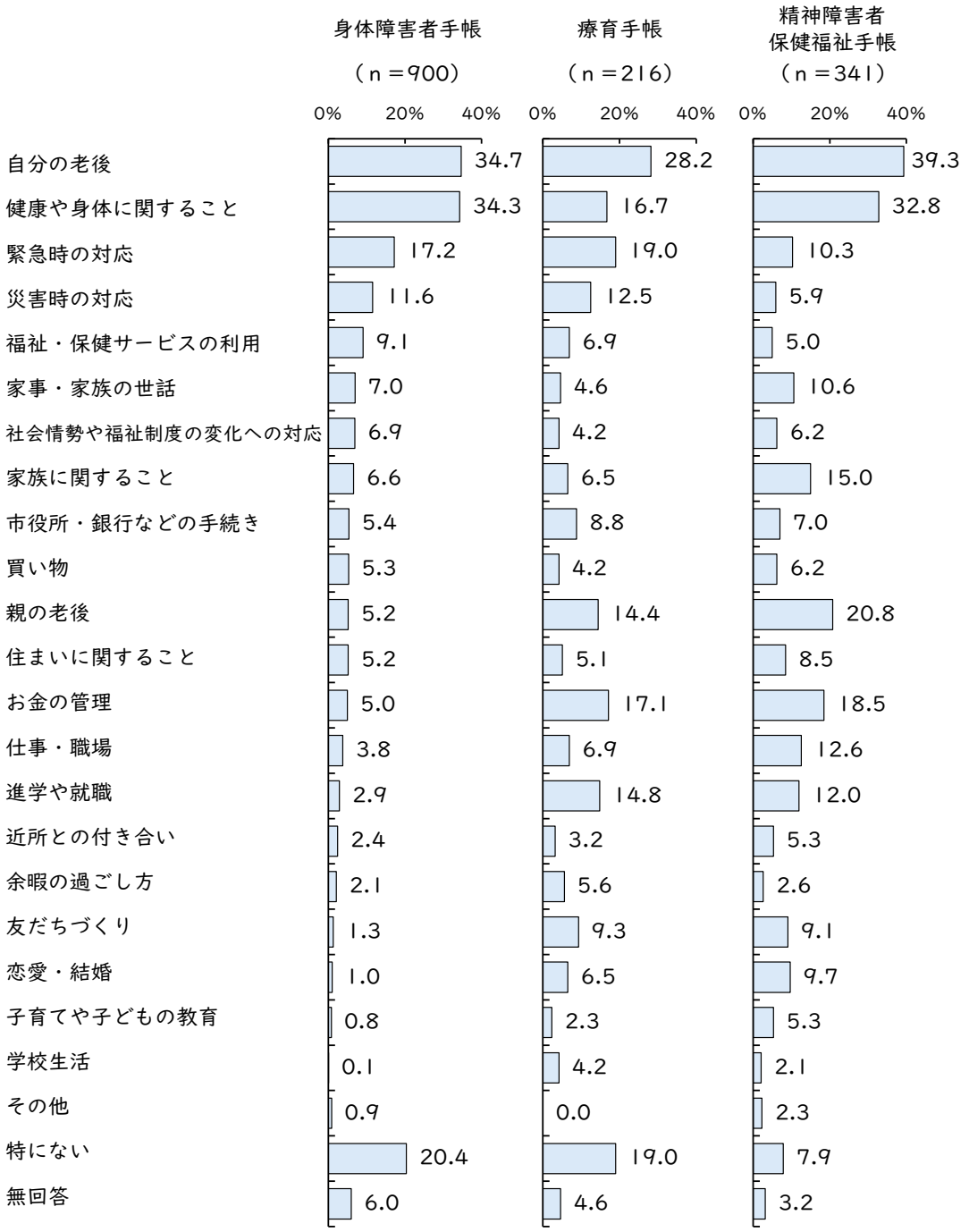
「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が５５．７％と最も多く、次いで「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が３７．５％、「保健、医療に関する情報」が２４．９％などとなっています。

◆あなたは、現在どのようなことに困ったり、悩んだりしていますか。

（複数回答可：３つまで）

≪身体：問３０・療育：問２９・精神：問３０≫

精神障害者保健福祉手帳において『困ったり、悩んだりしていることがある』が約9割



身体障害者手帳所持者

「自分の老後」が３４．７％と最も多く、次いで「健康や身体に関すること」が３４．３％、「特にない」が２０．４％などとなっています。また、『困ったり、悩んだりしていることがある』（全体－「特にない」－無回答）は７３．６％となっています。

療育手帳所持者

「自分の老後」が２８．２％と最も多く、次いで「緊急時の対応（急病などへの対応）」、「特にない」がそれぞれ１９．０％、「お金の管理」が１７．１％などとなっています。また、『困ったり、悩んだりしていることがある』は７６．４％となっています。

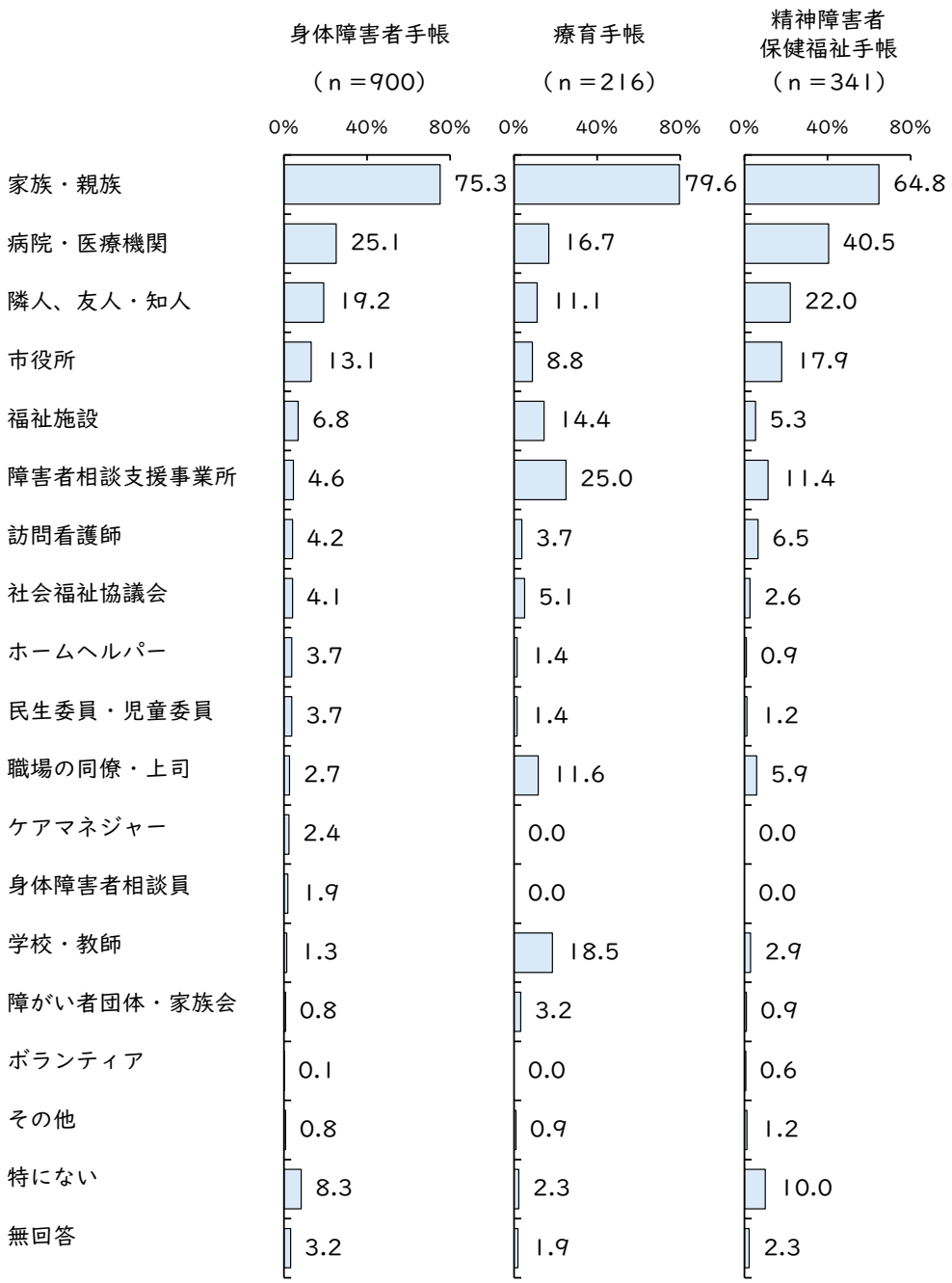
精神障害者保健福祉手帳所持者

「自分の老後」が３９．３％と最も多く、次いで「健康や身体に関すること」が３２．８％、「親の老後」が２０．８％などとなっています。また、『困ったり、悩んだりしていることがある』は８８．９％となっています。

◆あなたが困った時の主な相談先はどこですか。（複数回答可：３つまで）

≪身体：問３１・療育：問３０・精神：問３１≫

全ての手帳において「家族・親族」が最も多い



※「ケアマネジャー」は、その他の具体的内容として多く回答されていたため、集計時に追加した選択肢です。

身体障害者手帳所持者

「家族・親族」が７５．３％と最も多く、次いで「病院・医療機関」が２５．１％、「隣人、友人・知人」が１９．２％などとなっています。

療育手帳所持者

「家族・親族」が７９．６％と最も多く、次いで「障害者相談支援事業所」が２５．０％、「学校・教師」が１８．５％などとなっています。

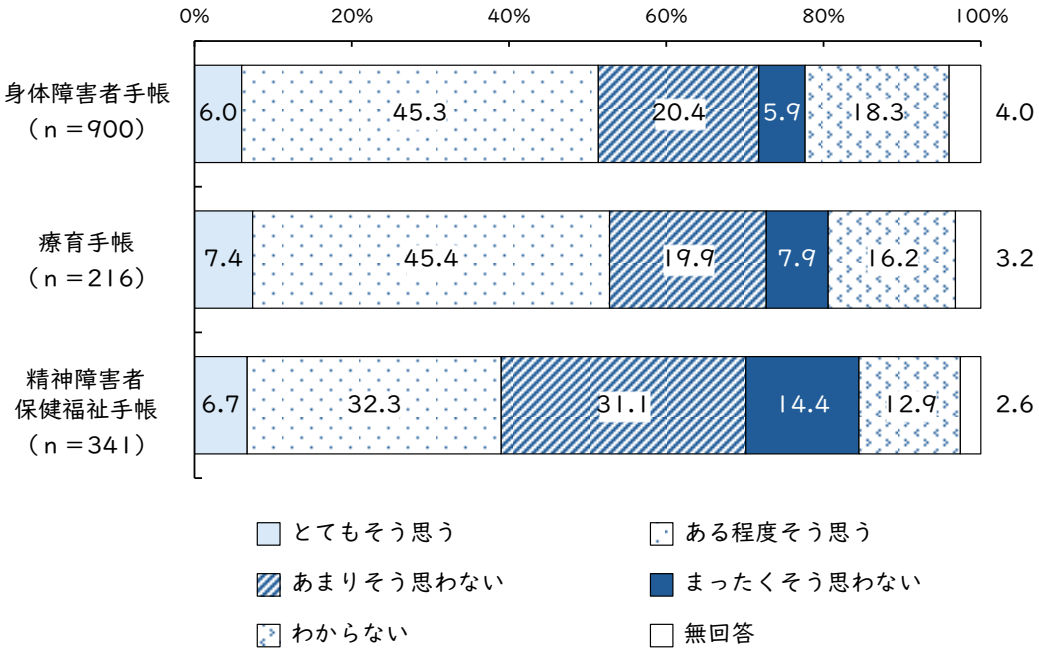
精神障害者保健福祉手帳所持者

「家族・親族」が６４．８％と最も多く、次いで「病院・医療機関」が４０．５％、「隣人、友人・知人」が２２．０％などとなっています。

◆あなたにとって、現在の困った時の相談体制は十分だと思いますか。

≪身体：問３２・療育：問３１・精神：問３２≫

精神障害者保健福祉手帳において『思わない』が４割以上



身体障害者手帳所持者

「ある程度そう思う」が４５．３％と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が２０．４％、「わからない」が１８．３％などとなっています。また、『思う』(「とてもそう思う」＋「ある程度そう思う」) は５１．３％、『思わない』(「まったくそう思わない」＋「あまりそう思わない」) は２６．３％となっています。

療育手帳所持者

「ある程度そう思う」が４５．４％と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が１９．９％、「わからない」が１６．２％などとなっています。また、『思う』は５２．８％、『思わない』は２７．８％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

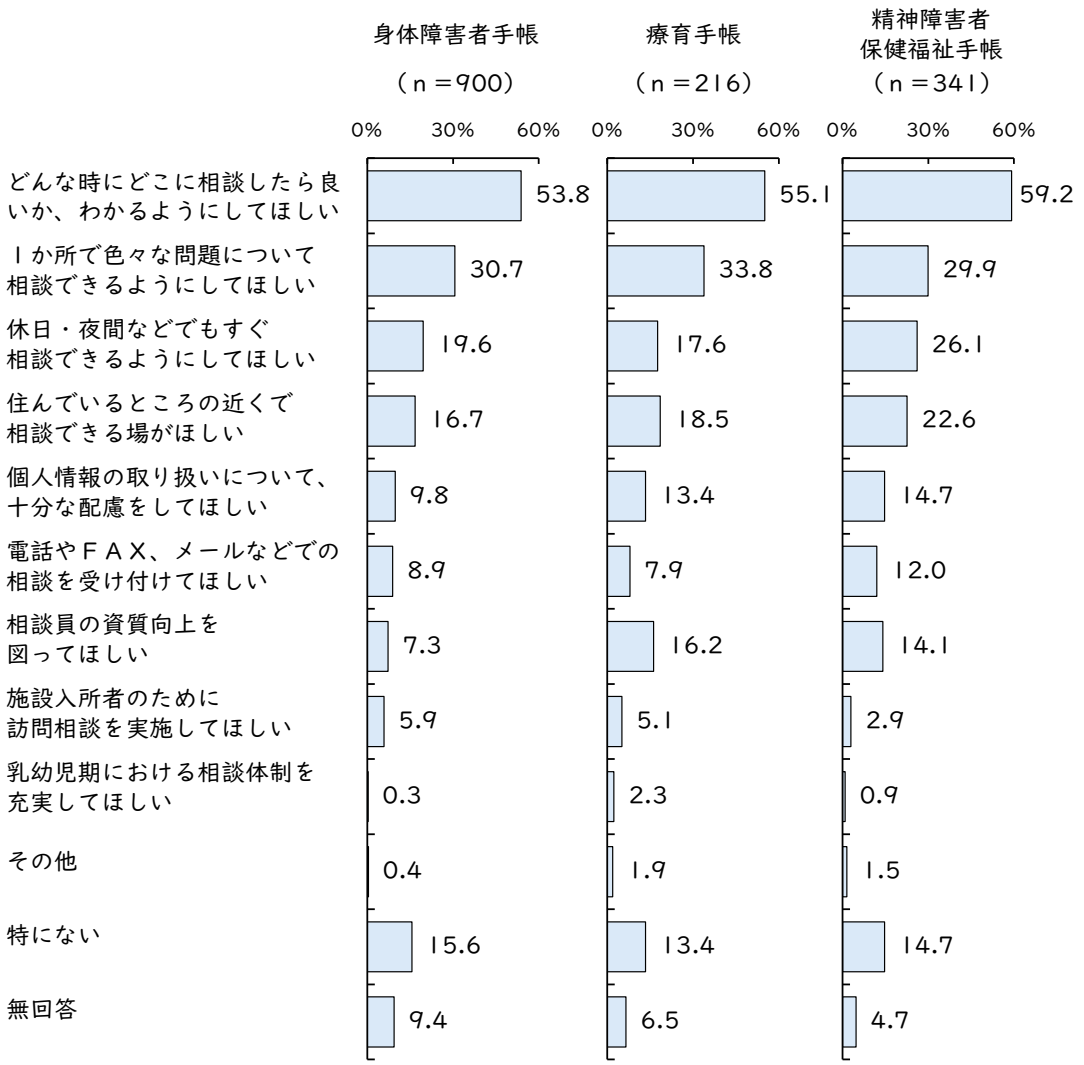
「ある程度そう思う」が３２．３％と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が３１．１％、「まったくそう思わない」が１４．４％などとなっています。また、『思う』は３９．０％、『思わない』は４５．５％となっています。

◆あなたは、今後福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。

（複数回答可：３つまで）

≪身体：問３３・療育：問３２・精神：問３３≫

全ての手帳において「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が５３．８％と最も多く、次いで「１か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が３０．７％、「休日・夜間などでもすぐ相談できるようにしてほしい」が１９．６％などとなっています。

療育手帳所持者

「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が５５．１％と最も多く、次いで「１か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が３３．８％、「住んでいるところの近くで相談できる場がほしい」が１８．５％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

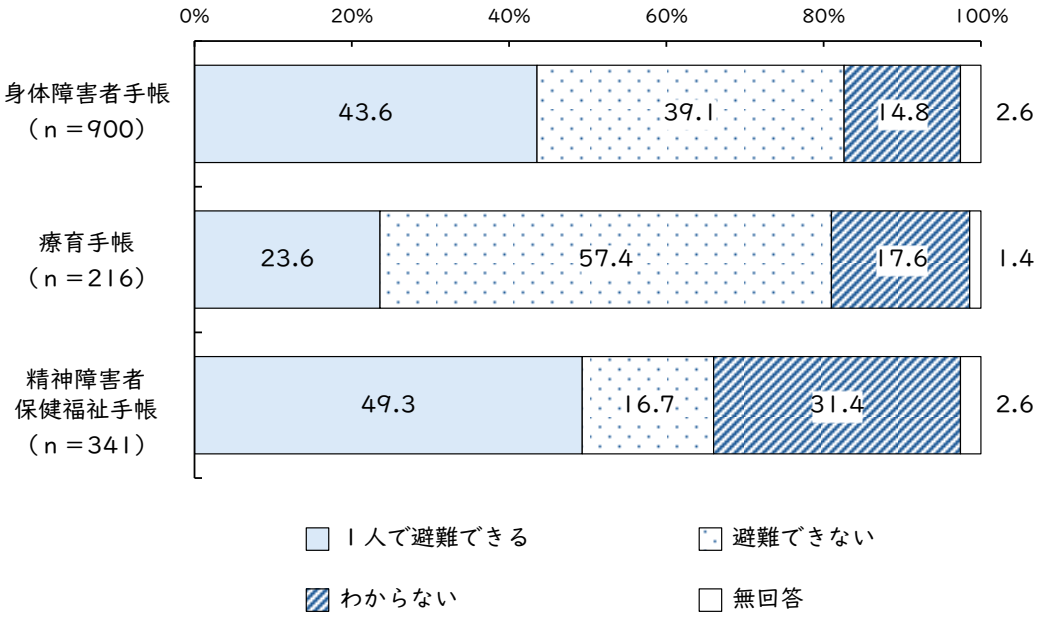
「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が５９．２％と最も多く、次いで「１か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が２９．９％、「休日・夜間などでもすぐ相談できるようにしてほしい」が２６．１％などとなっています。

６．災害時のことについて

◆あなたは、災害が発生した時に、１人で避難できますか。

≪身体：問３４・療育：問３３・精神：問３４≫

療育手帳において「避難できない」が半数以上



身体障害者手帳所持者

「１人で避難できる」が４３．６％と最も多く、次いで「避難できない」が３９．１％、「わからない」が１４．８％となっています。

療育手帳所持者

「避難できない」が５７．４％と最も多く、次いで「１人で避難できる」が２３．６％、「わからない」が１７．６％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

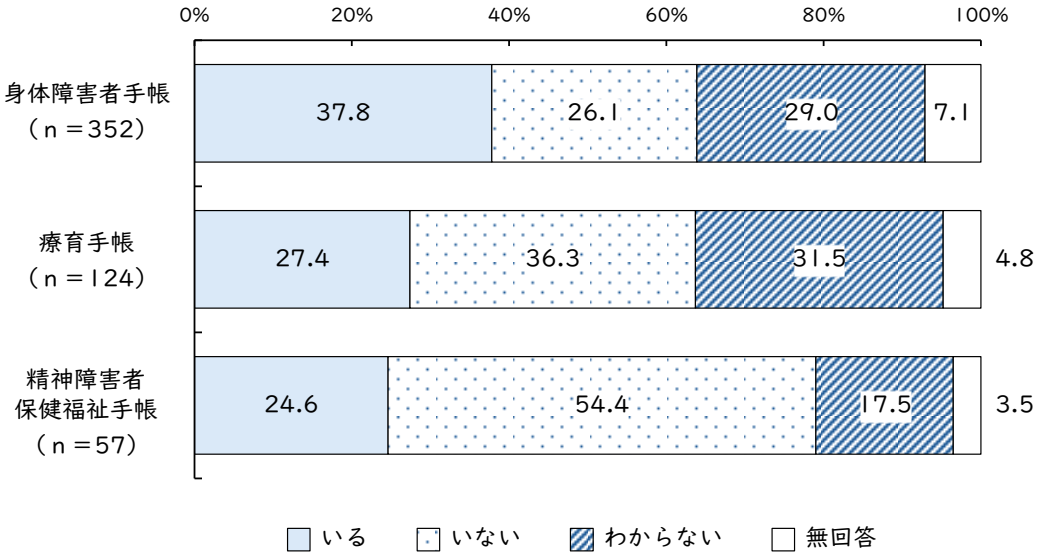
「１人で避難できる」が４９．３％と最も多く、次いで「わからない」が３１．４％、「避難できない」が１６．７％となっています。

身体：問３４・療育：問３３・精神：問３４で「避難できない」と回答した方のみ

◆あなたが１人でいる時に災害が発生した場合、あなたのご近所に助けてくれる方はいますか。

≪身体：問３４－１・療育：問３３－１・精神：問３４－１≫

精神障害者保健福祉手帳において「いない」が半数以上



身体障害者手帳所持者

「いる」が３７．８％と最も多く、次いで「わからない」が２９．０％、「いない」が２６．１％となっています。

療育手帳所持者

「いない」が３６．３％と最も多く、次いで「わからない」が３１．５％、「いる」が２７．４％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

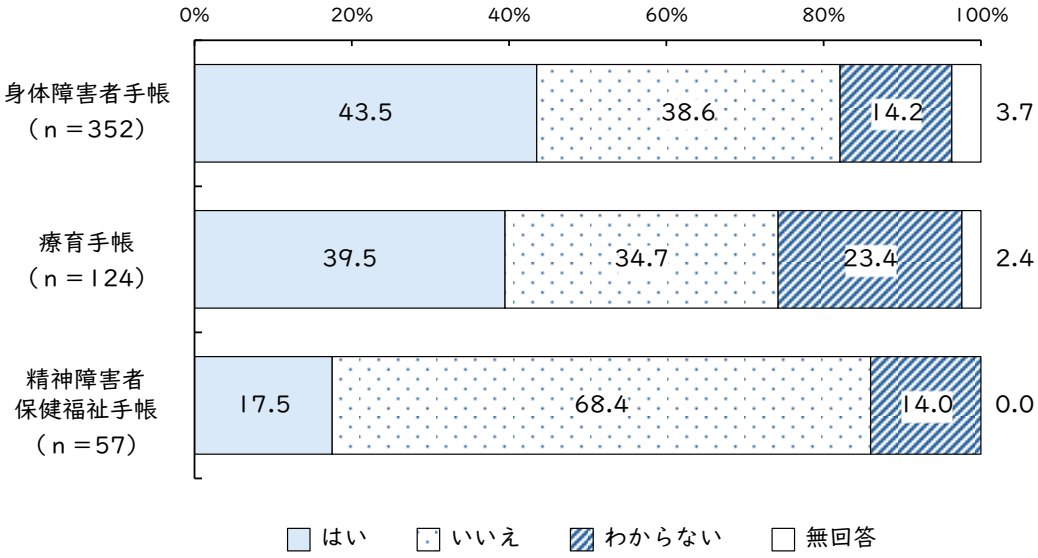
「いない」が５４．４％と最も多く、次いで「いる」が２４．６％、「わからない」が１７．５％となっています。

身体：問３４・療育：問３３・精神：問３４で「避難できない」と回答した方のみ

◆あなたは、災害が発生した時のために、町会・自治会や民生委員・児童委員等の周囲の方に、あなたが要援護者であることを申し出ていますか。

≪身体：問３４－２・療育：問３３－２・精神：問３４－２≫

精神障害者保健福祉手帳において「いない」が約７割



身体障害者手帳所持者

「はい」が４３．５％と最も多く、次いで「いいえ」が３８．６％、「わからない」が１４．２％となっています。

療育手帳所持者

「はい」が３９．５％と最も多く、次いで「いいえ」が３４．７％、「わからない」が２３．４％となっています。

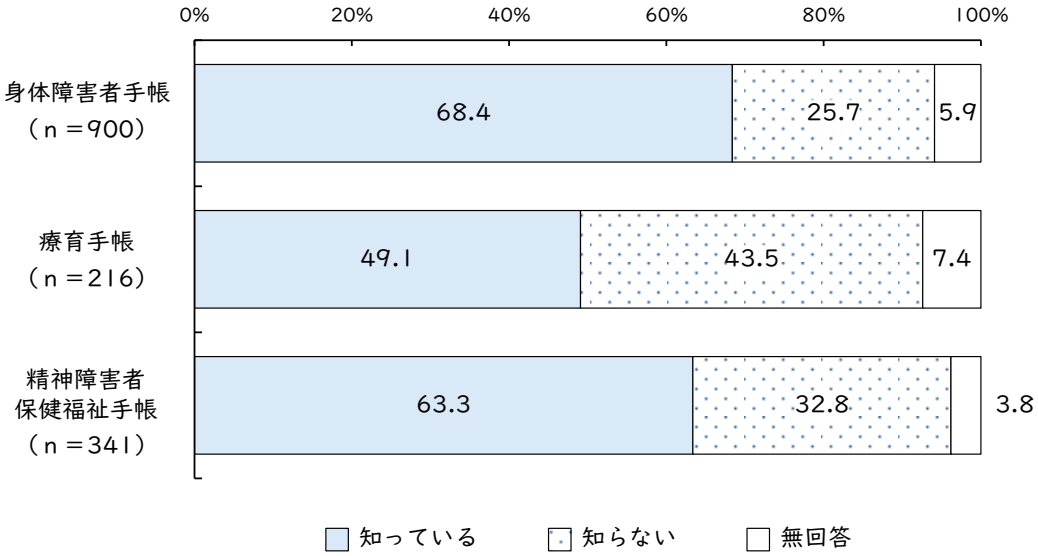
精神障害者保健福祉手帳所持者

「いいえ」が６８．４％と最も多く、次いで「はい」が１７．５％、「わからない」が１４．０％となっています。

◆あなたは、災害が発生した時の避難場所を知っていますか。

≪身体：問３５・療育：問３４・精神：問３５≫

療育手帳において「知っている」が半数未満



身体障害者手帳所持者

「知っている」が６８．４％、「知らない」が２５．７％となっています。

療育手帳所持者

「知っている」が４９．１％、「知らない」が４３．５％となっています。

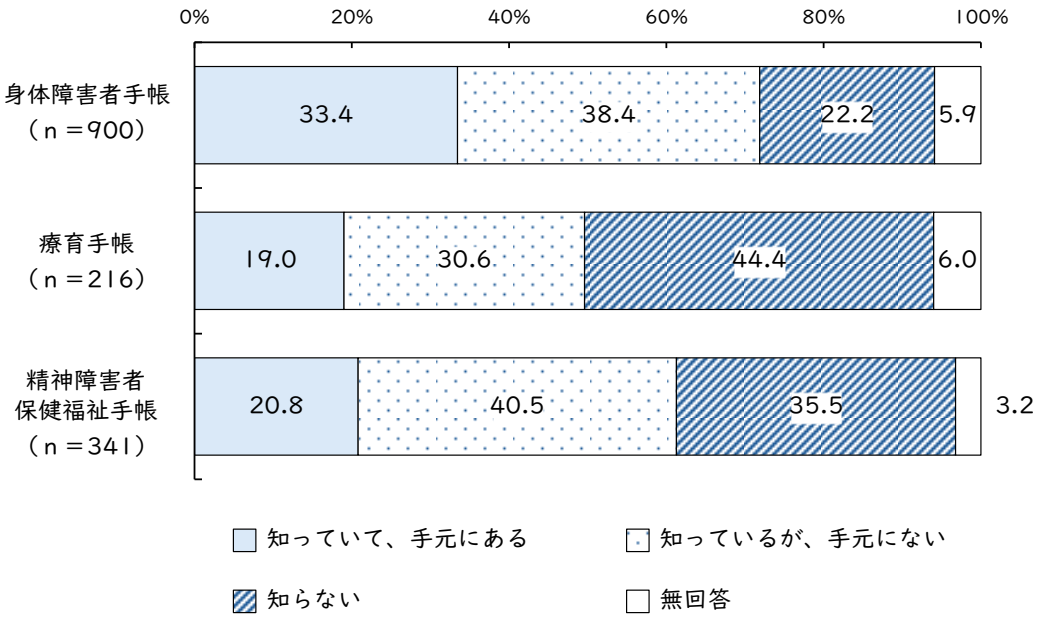
精神障害者保健福祉手帳所持者

「知っている」が６３．３％、「知らない」が３２．８％となっています。

◆あなたは、松本市が発行している防災マップを知っていますか。

≪身体：問３６・療育：問３５・精神：問３６≫

療育手帳において『知っている』が半数未満



身体障害者手帳所持者

「知っているが、手元にない」が３８．４％と最も多く、次いで「知っていて、手元にある」が３３．４％、「知らない」が２２．２％となっています。また、『知っている』（「知っていて、手元にある」＋「知っているが、手元にない」）は７１．８％となっています。

療育手帳所持者

「知らない」が４４．４％と最も多く、次いで「知っているが、手元にない」が３０．６％、「知っていて、手元にある」が１９．０％となっています。また、『知っている』は４９．６％となっています。

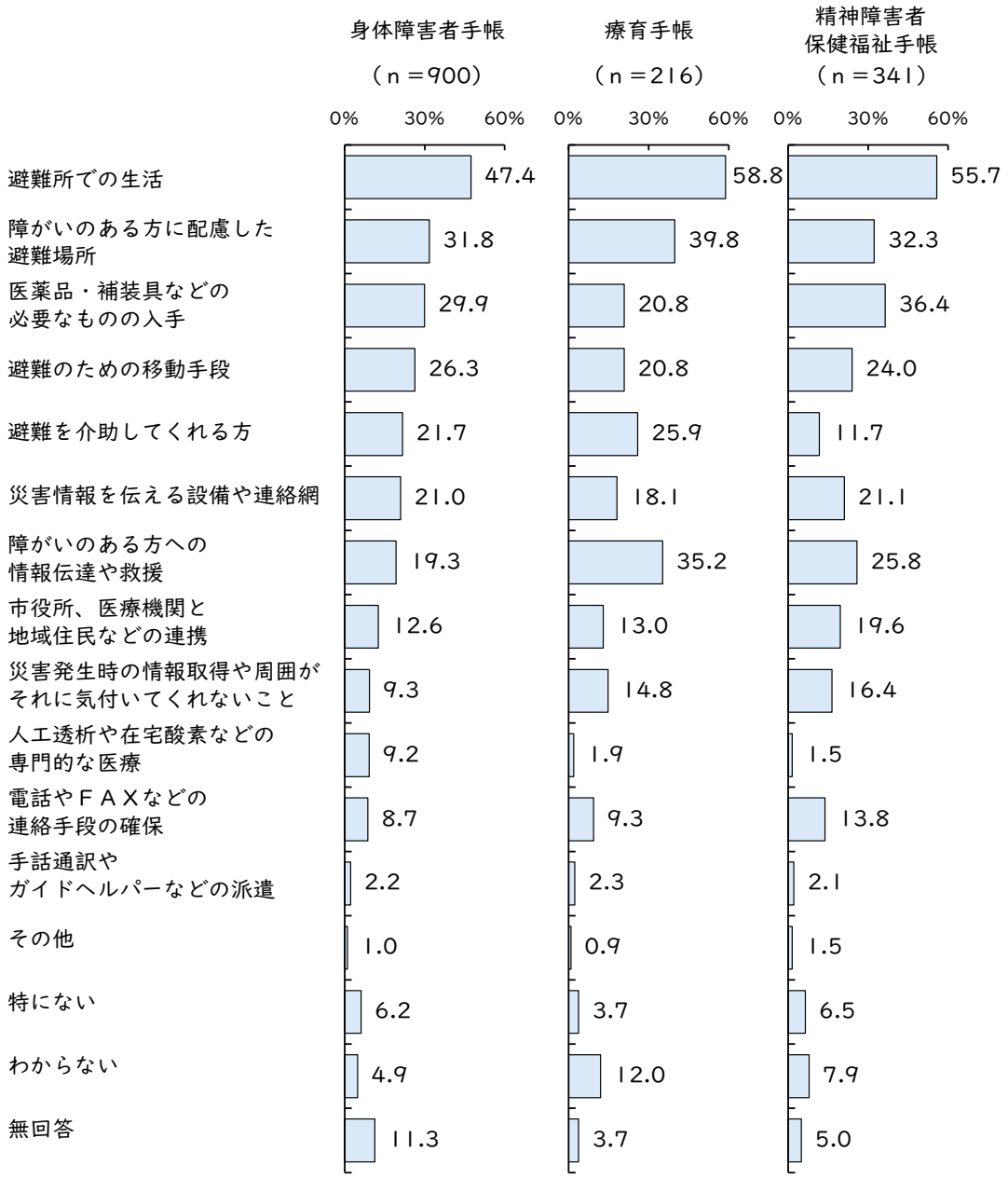
精神障害者保健福祉手帳所持者

「知っているが、手元にない」が４０．５％と最も多く、次いで「知らない」が３５．５％、「知っていて、手元にある」が２０．８％となっています。また、『知っている』は６１．３％となっています。

◆あなたは、災害が発生した時、どのようなことが不安ですか。（複数回答可）

≪身体：問３７・療育：問３６・精神：問３７≫

全ての手帳において「避難所での生活」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「避難所での生活」が４７．４％と最も多く、次いで「障がいのある方に配慮した避難場所」が３１．８％、「医薬品・補装具などの必要なものの入手」が２９．９％などとなっています。

療育手帳所持者

「避難所での生活」が５８．８％と最も多く、次いで「障がいのある方に配慮した避難場所」が３９．８％、「障がいのある方への情報伝達や救援」が３５．２％などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

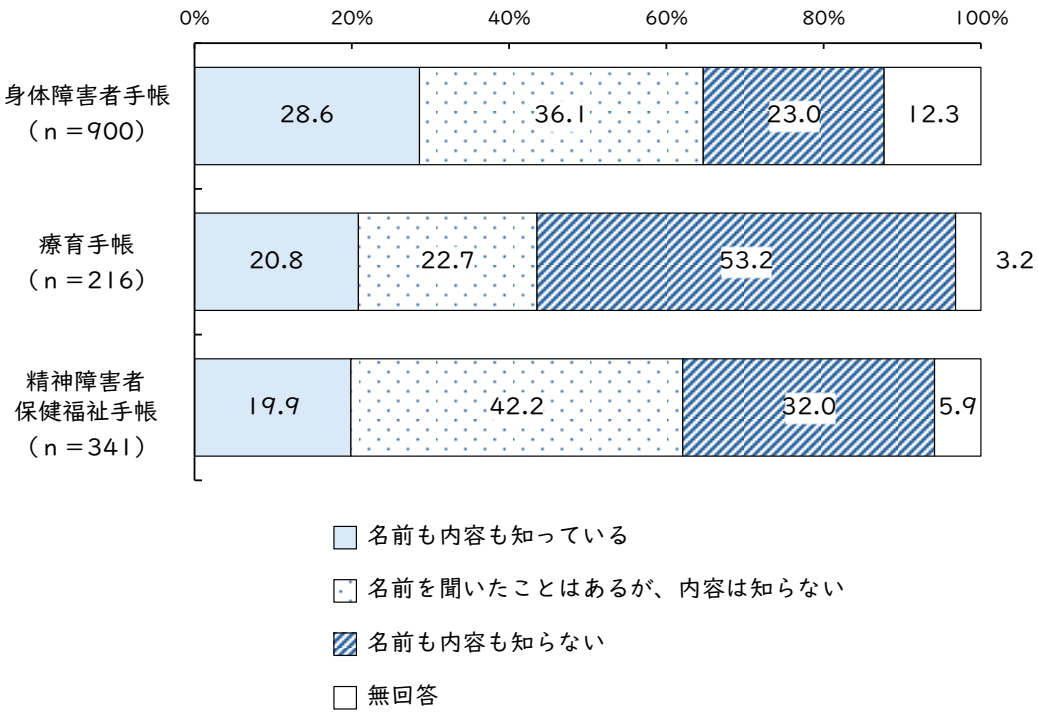
「避難所での生活」が５５．７％と最も多く、次いで「医薬品・補装具などの必要なものの入手」が３６．４％、「障がいのある方に配慮した避難場所」が３２．３％などとなっています。

7．今後の取り組みについて

◆あなたは、成年後見制度について知っていますか。

≪身体：問３８・療育：問３７・精神：問３８≫

療育手帳において『名前を聞いたことがある』が半数未満



身体障害者手帳所持者

「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が３６．１％と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」が２８．６％、「名前も内容も知らない」が２３．０％となっています。また、『名前を聞いたことがある』（「名前も内容も知っている」＋「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」）は６４．７％となっています。

療育手帳所持者

「名前も内容も知らない」が５３．２％と最も多く、次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が２２．７％、「名前も内容も知っている」が２０．８％となっています。また、『名前を聞いたことがある』は４３．５％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

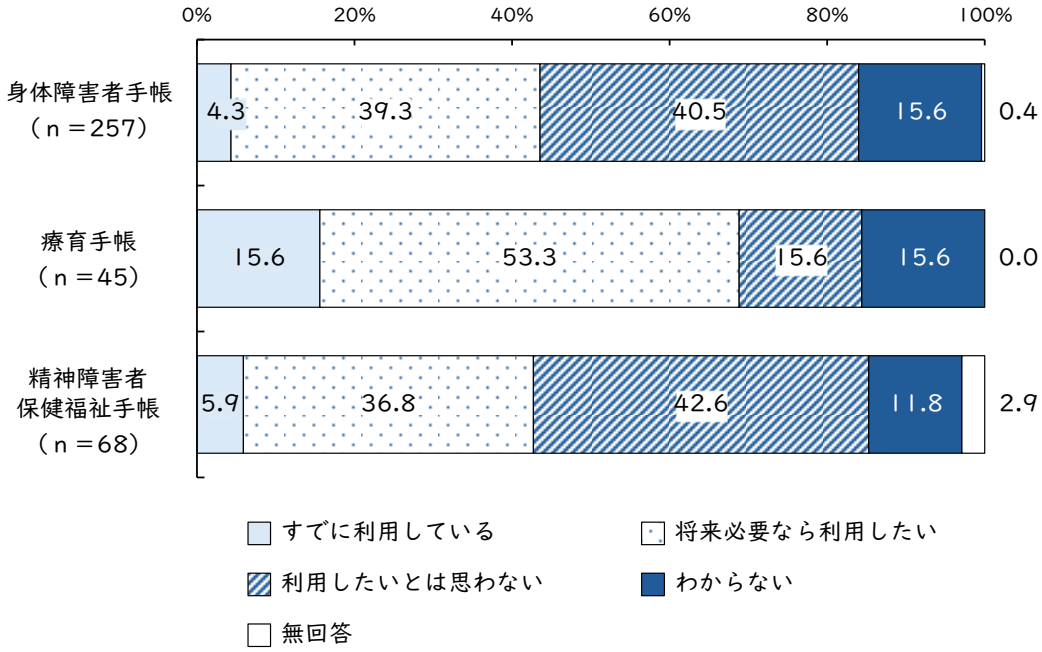
「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が４２．２％と最も多く、次いで「名前も内容も知らない」が３２．０％、「名前も内容も知っている」が１９．９％となっています。また、『名前を聞いたことがある』は６２．１％となっています。

身体：問３８・療育：問３７・精神：問３８で「名前も内容も知っている」と回答した方のみ

◆あなたは、成年後見制度を利用したいと思いますか。

≪身体：問３８－１・療育：問３７－１・精神：問３８－１≫

療育手帳において『利用したい』が約７割



身体障害者手帳所持者

「利用したいとは思わない」が４０．５％と最も多く、次いで「将来必要なら利用したい」が３９．３％、「わからない」が１５．６％などとなっています。また、『利用したい』（「すでに利用している」＋「将来必要なら利用したい」）は４３．６％となっています。

療育手帳所持者

「将来必要なら利用したい」が５３．３％と最も多く、次いで「すでに利用している」、「利用したいとは思わない」、「わからない」がそれぞれ１５．６％となっています。また、『利用したい』は６８．９％となっています。

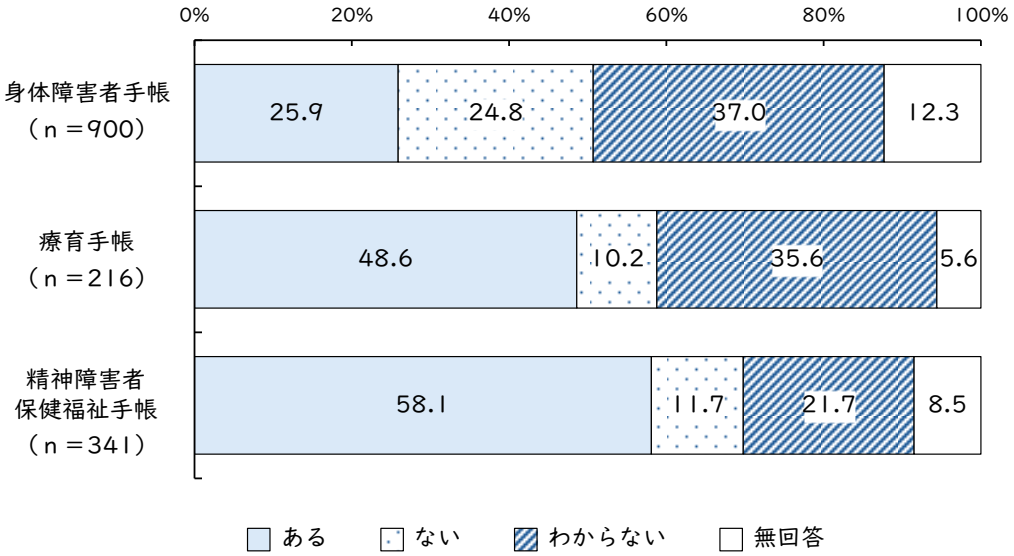
精神障害者保健福祉手帳所持者

「利用したいとは思わない」が４２．６％と最も多く、次いで「将来必要なら利用したい」が３６．８％、「わからない」が１１．８％などとなっています。また、『利用したい』は４２．７％となっています。

◆あなたは、障がいのある方への差別や偏見があると思いますか。

≪身体：問３９・療育：問３８・精神：問３９≫

精神障害者保健福祉手帳において「ある」が約６割



身体障害者手帳所持者

「わからない」が３７．０％と最も多く、次いで「ある」が２５．９％、「ない」が２４．８％となっています。

療育手帳所持者

「ある」が４８．６％と最も多く、次いで「わからない」が３５．６％、「ない」が１０．２％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

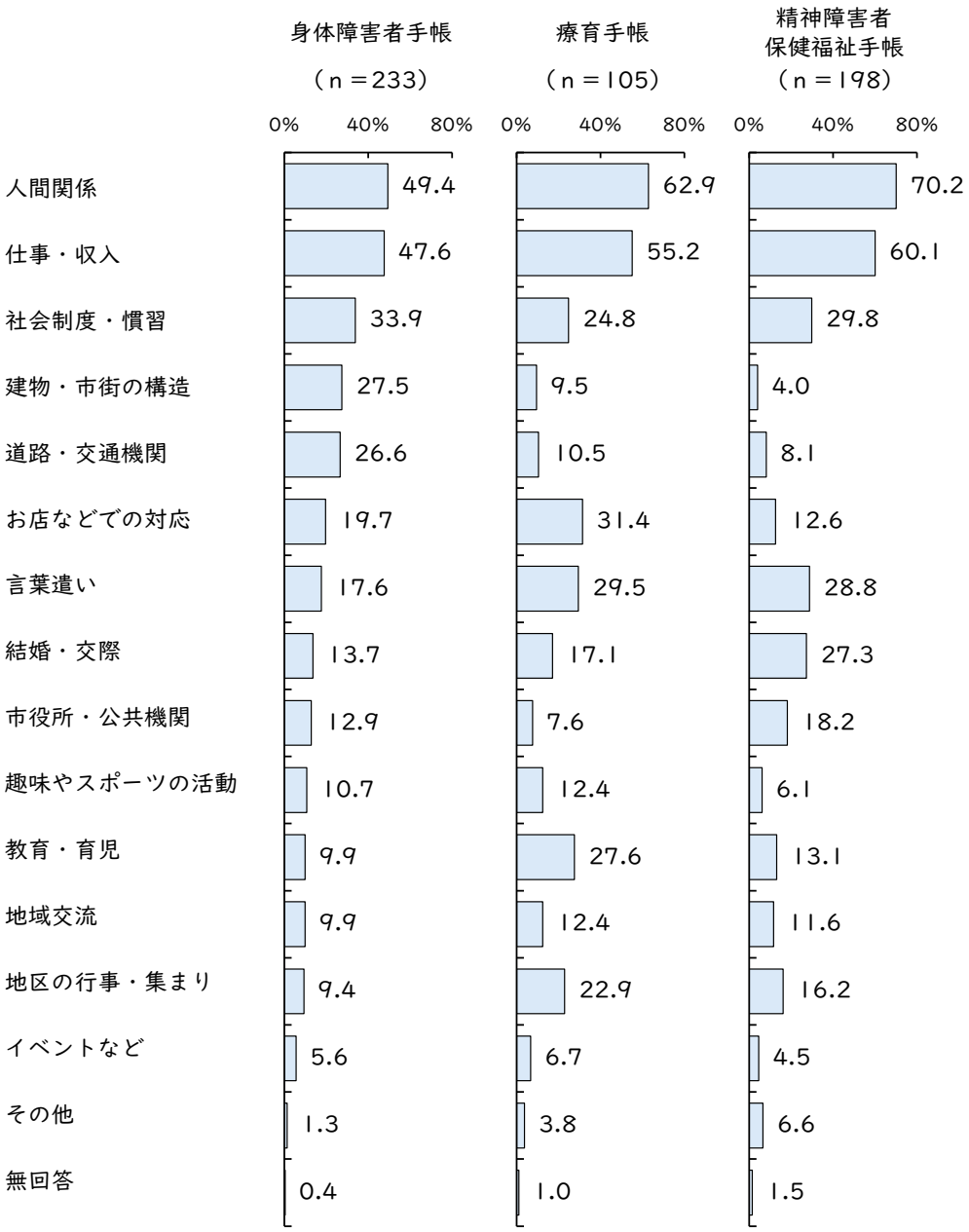
「ある」が５８．１％と最も多く、次いで「わからない」が２１．７％、「ない」が１１．７％となっています。

身体：問３９・療育：問３８・精神：問３９で「ある」と回答した方のみ

◆あなたは、どのような場面で差別や偏見を感じますか。（複数回答可）

≪身体：問３９－１・療育：問３８－１・精神：問３９－１≫

全ての手帳において「人間関係」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「人間関係」が４９．４％と最も多く、次いで「仕事・収入」が４７．６％、「社会制度・慣習」が３３．９％などとなっています。

療育手帳所持者

「人間関係」が６２．９％と最も多く、次いで「仕事・収入」が５５．２％、「お店などでの対応」が３１．４％などとなっています。

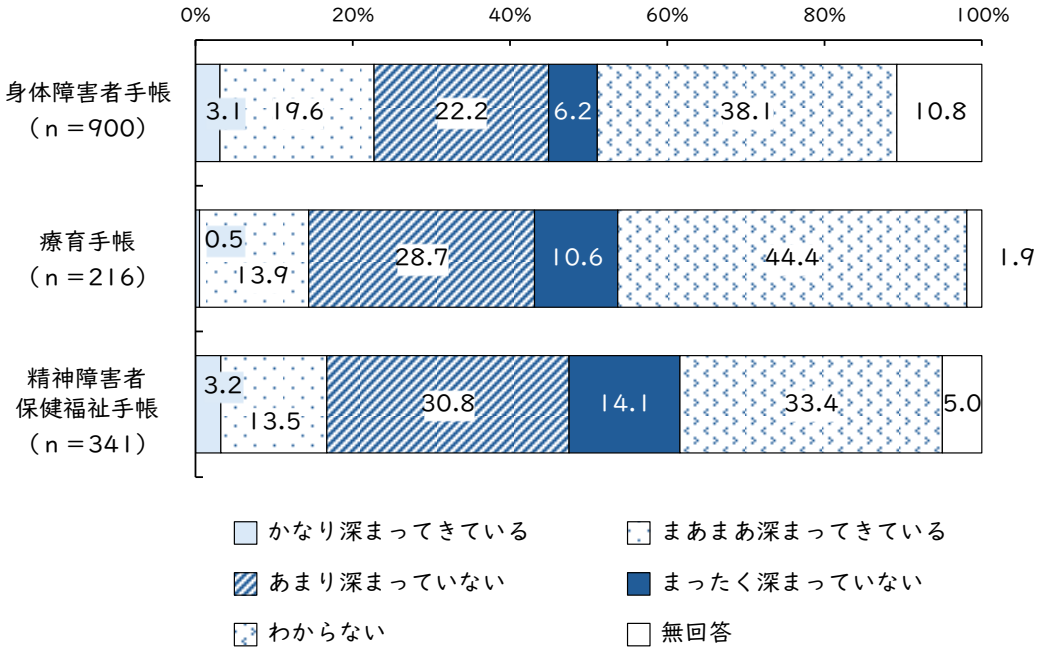
精神障害者保健福祉手帳所持者

「人間関係」が７０．２％と最も多く、次いで「仕事・収入」が６０．１％、「社会制度・慣習」が２９．８％などとなっています。

◆令和６年（２０２４年）に障害者差別解消法が改正され、民間事業所による合理的配慮の提供が法的義務化されましたが、障がいや障がいのある方に対する市民の理解や配慮はどの程度深まってきていると思いますか。

≪身体：問４０・療育：問３９・精神：問４０≫

精神障害者保健福祉手帳において『深まっていない』が４割以上



身体障害者手帳所持者

「わからない」が３８．１％と最も多く、次いで「あまり深まっていない」が２２．２％、「まあまあ深まってきている」が１９．６％などとなっています。また、『深まってきている』（「かなり深まってきている」＋「まあまあ深まってきている」）は２２．７％、『深まっていない』（「まったく深まっていない」＋「あまり深まっていない」）は２８．４％となっています。

療育手帳所持者

「わからない」が４４．４％と最も多く、次いで「あまり深まっていない」が２８．７％、「まあまあ深まってきている」が１３．９％などとなっています。また、『深まってきている』は１４．４％、『深まっていない』は３９．３％となっています。

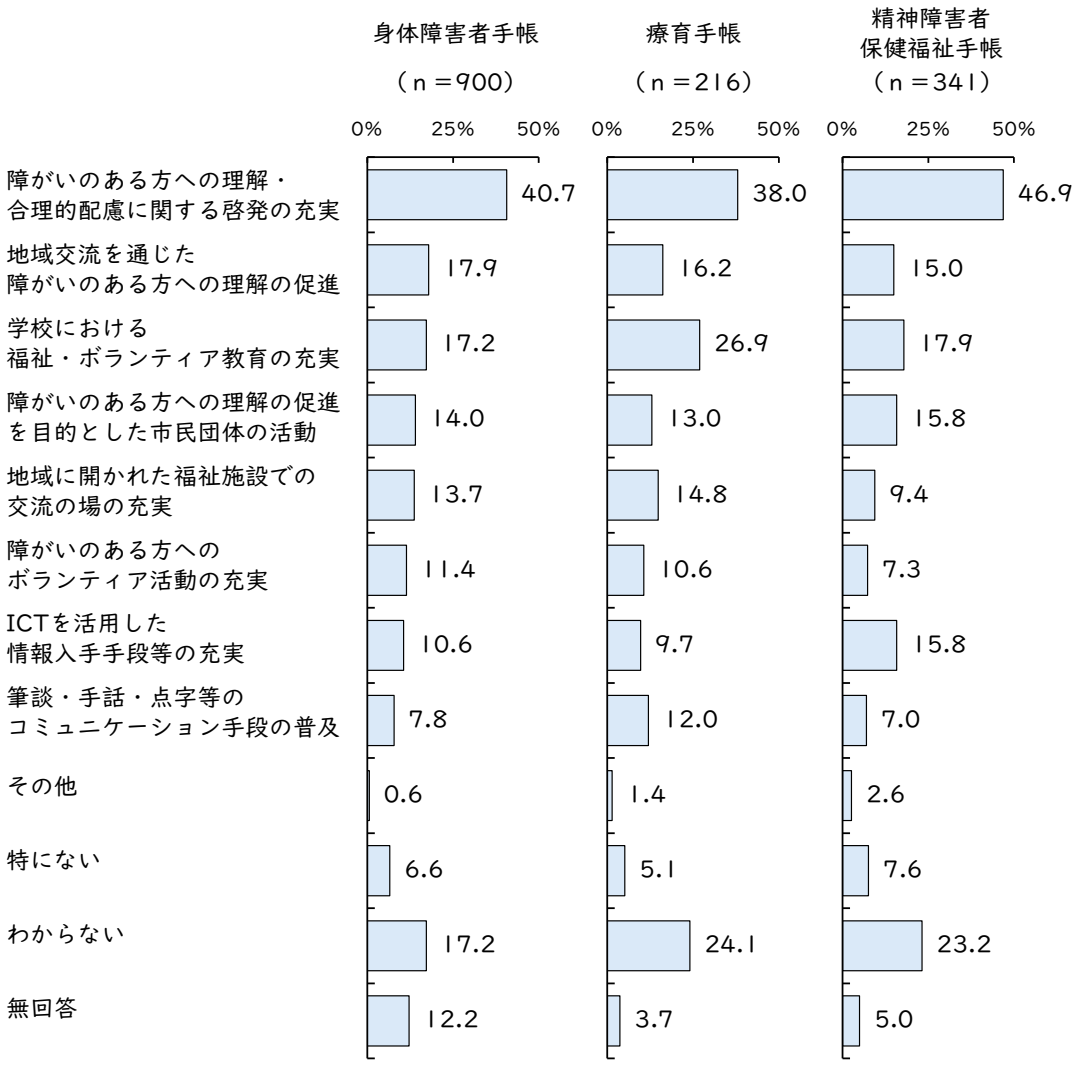
精神障害者保健福祉手帳所持者

「わからない」が３３．４％と最も多く、次いで「あまり深まっていない」が３０．８％、「まったく深まっていない」が１４．１％などとなっています。また、『深まってきている』は１６．７％、『深まっていない』は４４．９％となっています。

◆あなたは、障がいや障がいのある方への市民の理解や配慮が深まるためには、どんなことが必要だと思いますか。（複数回答可：３つまで）

≪身体：問４１・療育：問４０・精神：問４１≫

全ての手帳において「障がいのある方への理解・合理的配慮に関する啓発の充実」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「障がいのある方への理解・合理的配慮に関する啓発の充実」が４０．７％と最も多く、次いで「地域交流を通じた障がいのある方への理解の促進」が１７．９％、「学校における福祉・ボランティア教育の充実」、「わからない」がそれぞれ１７．２％などとなっています。

療育手帳所持者

「障がいのある方への理解・合理的配慮に関する啓発の充実」が３８．０％と最も多く、次いで「学校における福祉・ボランティア教育の充実」が２６．９％、「わからない」が２４．１％などとなっています。

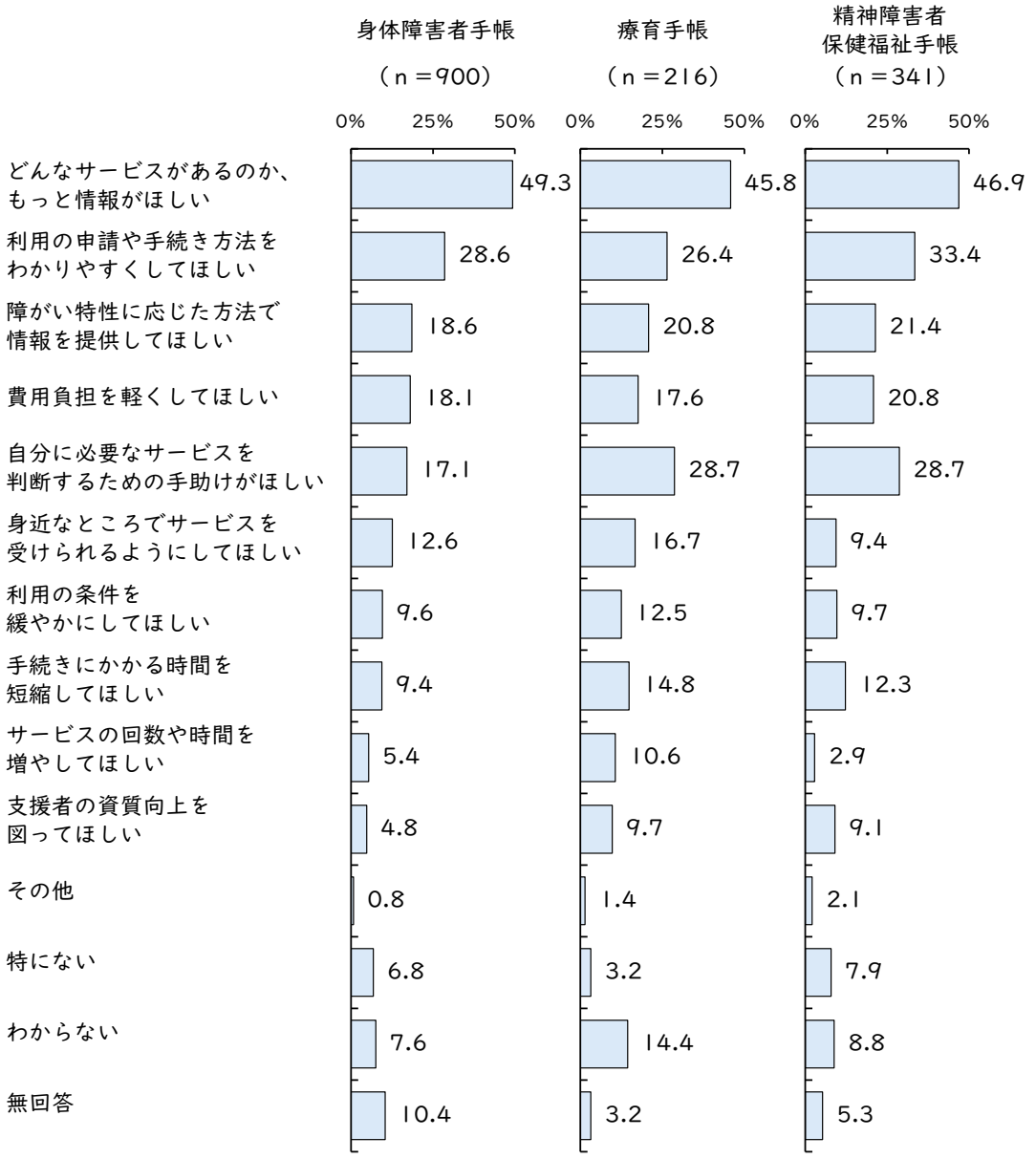
精神障害者保健福祉手帳所持者

「障がいのある方への理解・合理的配慮に関する啓発の充実」が４６．９％と最も多く、次いで「わからない」が２３．２％、「学校における福祉・ボランティア教育の充実」が１７．９％などとなっています。

◆あなたは、今後障がい福祉サービスをより利用しやすくするために、どのようなことを希望しますか。（複数回答可：３つまで）

≪身体：問４２・療育：問４１・精神：問４２≫

全ての手帳において「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が最も多い



身体障害者手帳所持者

「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が４９．３％と最も多く、次いで「利用の申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が２８．６％、「障がい特性に応じた方法で情報を提供してほしい」が１８．６％などとなっています。

療育手帳所持者

「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が４５．８％と最も多く、次いで「自分に必要なサービスを判断するための手助けがほしい」が２８．７％、「利用の申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が２６．４％などとなっています。

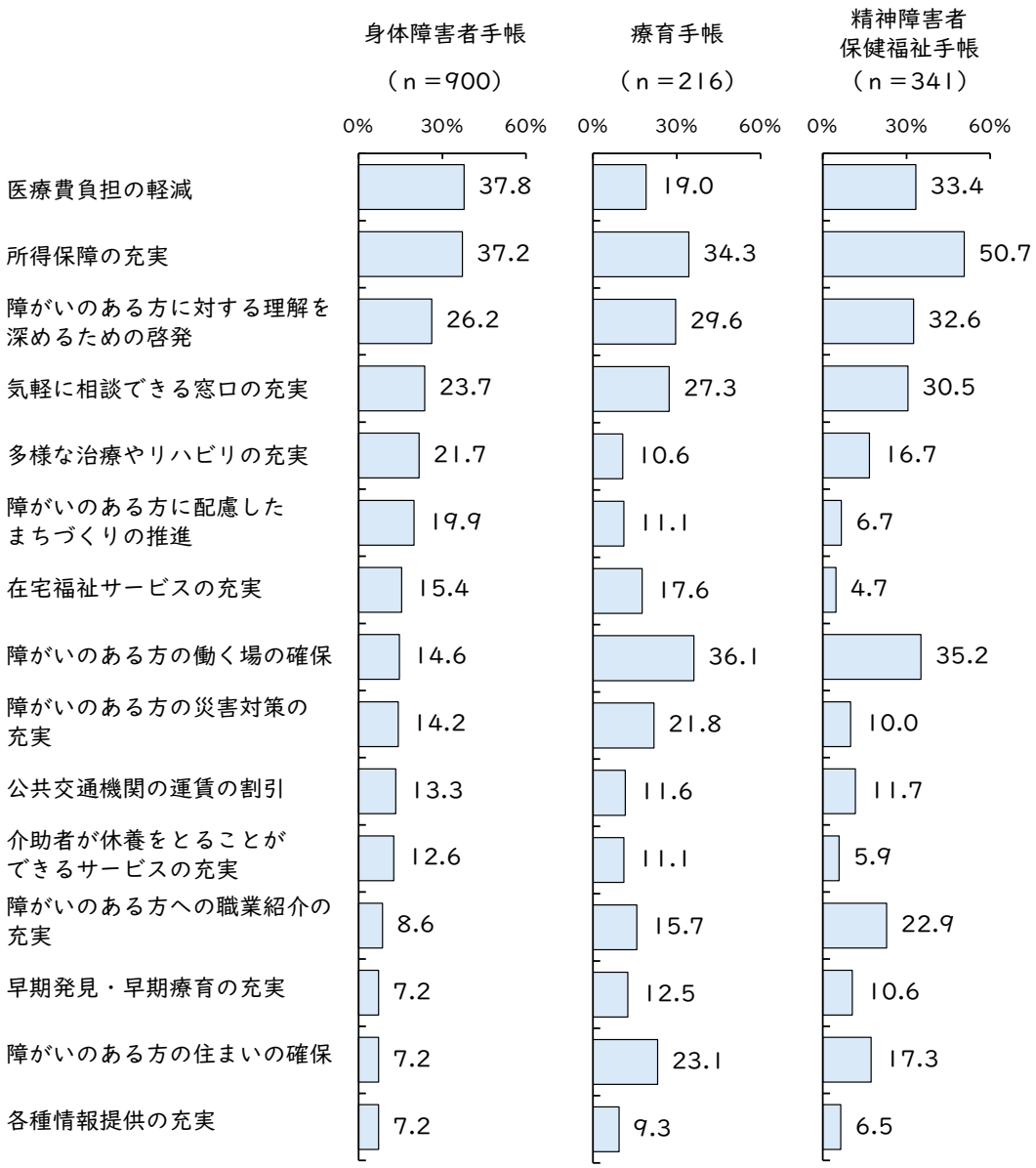
精神障害者保健福祉手帳所持者

「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が４６．９％と最も多く、次いで「利用の申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が３３．４％、「自分に必要なサービスを判断するための手助けがほしい」が２８．７％などとなっています。

◆あなたは、今後松本市に障がい福祉分野のどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。（複数回答可：５つまで）

≪身体：問４３・療育：問４２・精神：問４３≫

精神障害者保健福祉手帳において「所得保障の充実」が約半数



※スペースの関係で、身体障害者手帳所持者の上位１５項目のみ掲載しています。手帳の種類別の数値は次のページの集計表をご確認ください。

	調査数	医療費負担の軽減	所得保障の充実	障がいのある方に対する理解を深めるための啓発	気軽に相談できる窓口の充実	多様な治療やリハビリの機会の充実	障がいのある方に配慮したまちづくりの推進	在宅福祉サービスの充実
身体	９００	３７．８	３７．２	２６．２	２３．７	２１．７	１９．９	１５．４
療育	２１６	１９．０	３４．３	２９．６	２７．３	１０．６	１１．１	１７．６
精神	３４１	３３．４	５０．７	３２．６	３０．５	１６．７	６．７	４．７

		障がいのある方の働く場の確保	障がいのある方の災害対策の充実	公共交通機関の運賃の割引	介助者が休養をとることができるサービスの充実	障がいのある方への職業紹介の充実	早期発見・早期療育の充実	障がいのある方の住まいの確保
身体		１４．６	１４．２	１３．３	１２．６	８．６	７．２	７．２
療育		３６．１	２１．８	１１．６	１１．１	１５．７	１２．５	２３．１
精神		３５．２	１０．０	１１．７	５．９	２２．９	１０．６	１７．３

		各種情報提供の充実	福祉機器の開発、普及	日中活動の場として必要な福祉施設の整備	権利や財産を守ることを支援する機関の充実	教育施策の充実	ボランティアの育成	能力に応じた職業訓練の実施
身体		７．２	６．９	６．０	６．０	４．７	４．６	４．１
療育		９．３	１．４	１４．４	１７．６	１１．１	６．０	９．３
精神		６．５	０．９	４．７	１４．４	５．０	２．９	１４．１

		情報発信の情報バリアフリーの促進	スポーツ・文化・レクリエーション活動に対する施策の充実	放課後や土曜日などにおける放課後児童クラブの充実	その他	特にない	わからない	無回答
身体		３．７	２．８	１．６	０．９	４．３	６．１	４．１
療育		４．２	５．６	１４．４	０．５	１．９	１３．０	２．８
精神		２．１	２．９	１．５	０．９	５．６	６．５	２．１

身体障害者手帳所持者

「医療費負担の軽減」が３７．８%と最も多く、次いで「所得保障の充実」が３７．２%、「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」が２６．２%などとなっています。

療育手帳所持者

「障がいのある方の働く場の確保」が３６．１%と最も多く、次いで「所得保障の充実」が３４．３%、「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」が２９．６%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

「所得保障の充実」が５０．７%と最も多く、次いで「障がいのある方の働く場の確保」が３５．２%、「医療費負担の軽減」が３３．４%などとなっています。

第５次松本市障がい者計画

令和９年４月発行（予定）

発行　松本市
編集　松本市　健康福祉部　　障がい福祉課　西部福祉課
　　こども若者部　こども福祉課
〒３９０－８６２０　松本市丸の内３番７号
電話　　０２６３－３４－３２１２
ＦＡＸ　０２６３－３６－９１１９
Ｅ－ｍａｉｌ　ｓ－ｆｕｋｕｓｉ@ｃｉｔｙ．ｍａｔｓｕｍｏｔｏ．ｌｇ．ｊｐ
ＵＲＬ